

### 第3章 対象事業実施区域周辺の状況

対象事業を実施しようとする地域及びその周辺の概況及び基礎的な環境特性を把握するにあたっては、対象事業実施区域が位置する大分市大字上戸次を中心とする範囲を基本とした。

ただし、統計資料等の既存資料のうち、市町村単位で公表されている数値については、広域各市を含めた地域を対象とし、可能な限り最新年（年度）のものを使用することとした。

# 1 自然的状況

## 1.1 気象、大気質、騒音、振動その他の大気に係る環境の状況

### 1) 気象

対象事業実施区域に近い地域気象観測所としては、大分地方気象台の犬飼地域気象観測所（豊後大野市犬飼町田原）があげられ、その距離は約4kmである。なお、犬飼地域気象観測所では、気温、降水量、風向・風速が観測されている（図3.1.1-1参照）。

#### (1) 気温

過去5年間の月別平均気温は表3.1.1-1に示すとおりである。また、2021年における月別平均気温の変化は図3.1.1-2に示すとおりである。

2021年における月別平均気温は、最高が7月の25.7℃、最低が1月の4.9℃であり、年平均気温は15.8℃となっている。

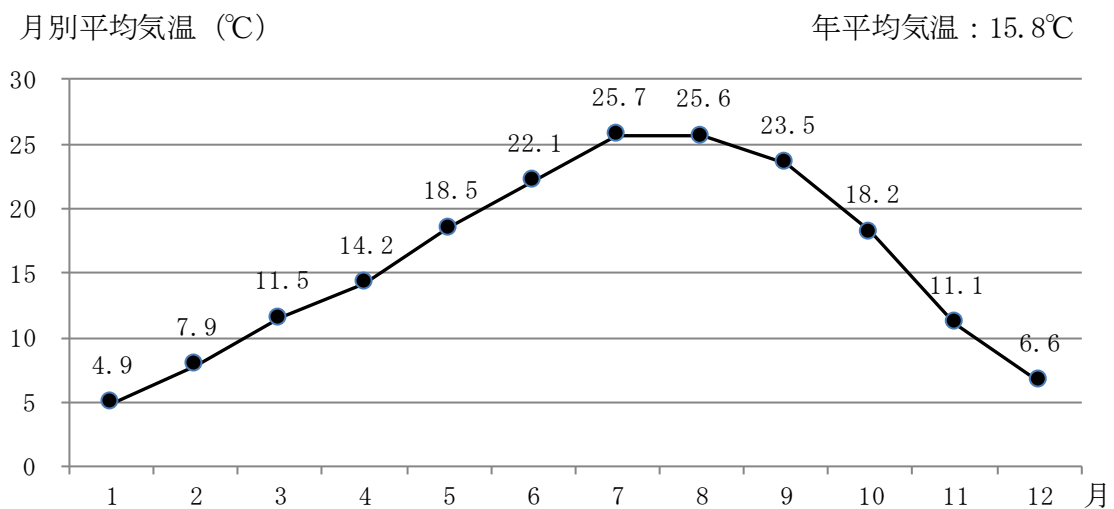
表 3.1.1-1 月別平均気温（犬飼地域気象観測所）

年	月												年平均
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
2017年	5.1	5.8	7.9	15.0	19.2	21.6	27.4	27.1	21.9	17.7	10.7	4.7	15.3
2018年	3.7	3.8	9.9	15.5	18.7	21.7	27.0	27.2	22.6	16.8	11.4	7.7	15.5
2019年	5.5	7.0	10.1	14.2	18.9	21.9	24.7	25.7	23.8	18.8	12.0	7.7	15.9
2020年	7.0	7.2	10.5	12.8	19.3	23.1	24.3	28.3	22.7	16.9	12.7	5.5	15.9
2021年	4.9	7.9	11.5	14.2	18.5	22.1	25.7	25.6	23.5	18.2	11.1	6.6	15.8

単位：℃

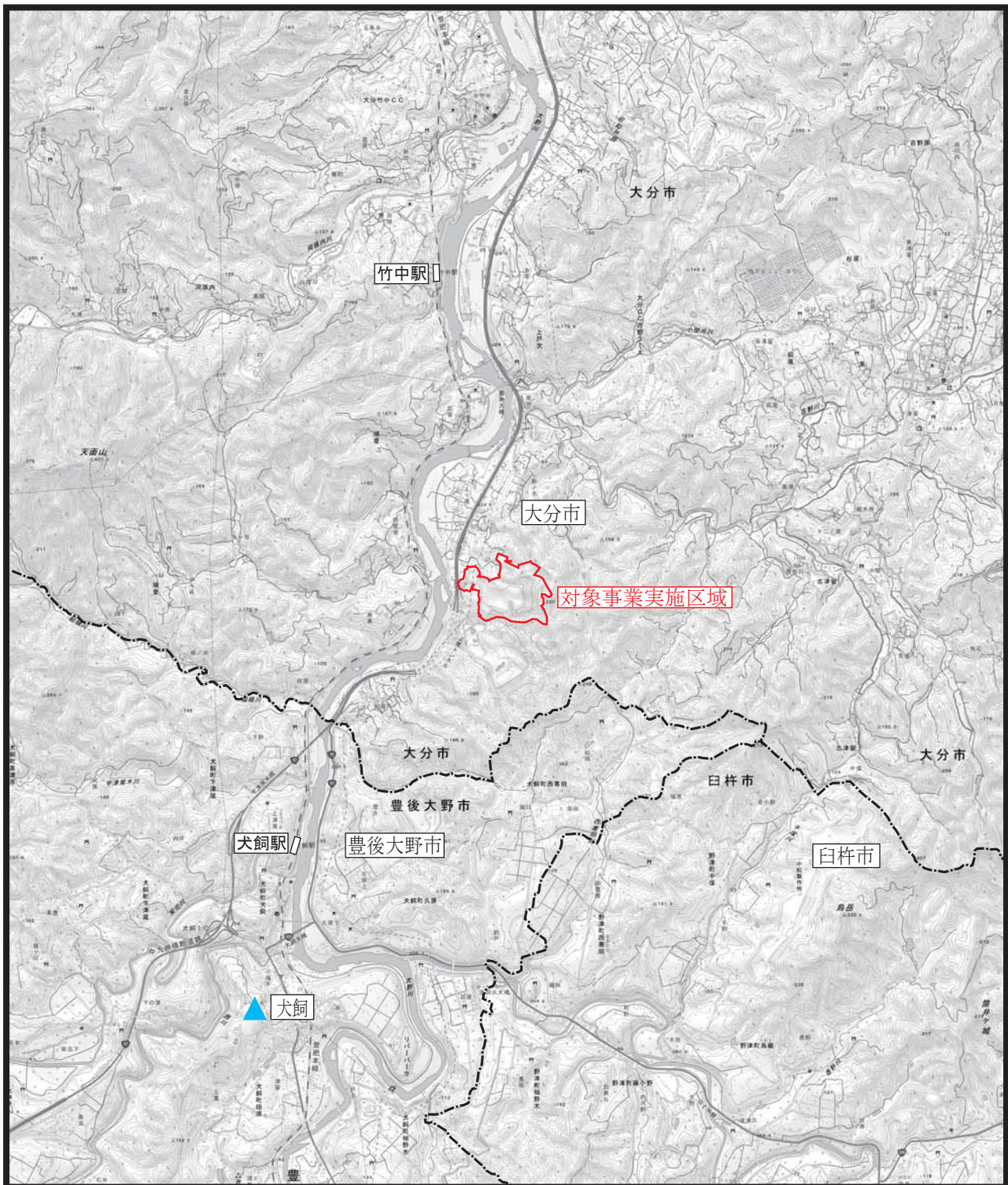
注：表中の“)”は統計を行う対象資料が許容範囲で欠けているが、一部の例外を除いて正常値と同等に扱う準正常値を示す。

出典：気象庁ホームページ




(犬飼地域気象観測所)


図 3.1.1-2 月別平均気温の変化 (2021年)



凡例

 : 対象事業実施区域

 : 市界

 : 地域気象観測所



S = 1 : 50,000



図3. 1. 1-1 対象事業実施区域周辺における気象観測所の位置

## (2) 降水量

過去5年間の月別降水量は表3.1.1-2に示すとおりである。また、2021年における月別降水量の変化は図3.1.1-3に示すとおりである。

2021年における月別降水量は、最大が8月の348.0mm、最低が12月の9.0mmであり、年間降水量は1402.5mmとなっている。

表 3.1.1-2 月別降水量（犬飼地域気象観測所）

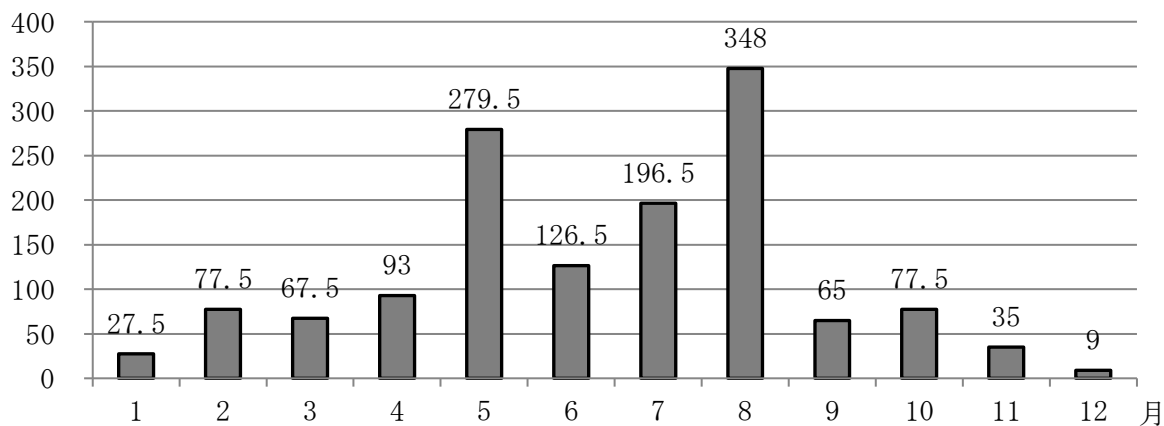
年 \ 月	単位：mm												年間降水量
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
2017年	43.5	22.5	78.0	150.5	176.5	140.5	399.5	127.5	401.0	471.5	47.0	4.0	2062.0
2018年	37.5	48.5	108.5	30.5	126.5	305.5	347.5	77.5	447.0	139.0	54.0	59.0	1781.0
2019年	30.5	88.0	144.0	74.0	74.5	214.5	352.0	441.0	177.5	76.0	17.5	82.0	1771.5
2020年	73.5	71.0	71.0	54.0	149.5	251.5	487.5	27.5	267.5	90.0	55.5	17.0	1615.5
2021年	27.5	77.5	67.5	93.0	279.5	126.5	196.5	348.0	65.0	77.5	35.0	9.0	1402.5

注：表中の“)”は統計を行う対象資料が許容範囲で欠けているが、一部の例外を除いて正常値と同等に扱う準正常値を示す。

出典：気象庁ホームページ

月別降水量（mm）

年間降水量：1402.5mm



（犬飼地域気象観測所）

図 3.1.1-3 月別降水量の変化（2021年）



(3) 風向・風速

過去5年間の月別最多風向及び月別平均風速は、表3.1.1-3に示すとおりである。また、2021年における風配図は、図3.1.1-4に示すとおりである。

2021年における年間最多風向は北北東、平均風速は1.5m/sとなっている。

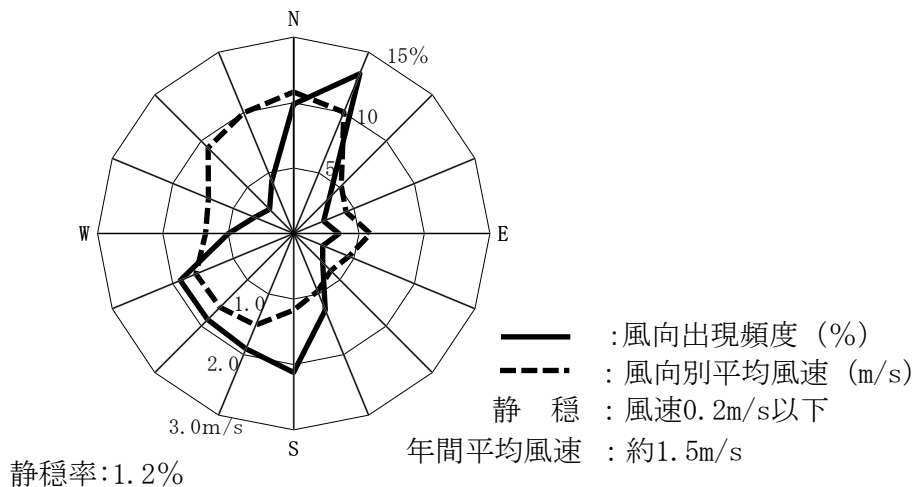
表 3.1.1-3 月別最多風向及び月別平均風速（犬飼地域気象観測所）

年	1月		2月		3月		4月		5月		6月			
	風速	風向	風速	風向	風速	風向	風速	風向	風速	風向	風速	風向		
2017年	1.6	南西	1.8	南西	1.7	北	1.6	北北東	1.4	北北東	1.1	北北東		
2018年	1.6	南西	1.5	北	1.7	北北東	1.5	北北東	1.3	北北東	1.2	北北東		
2019年	1.4	南西	1.4	北北東	1.7	北	1.5	北北東	1.2	北北東	1.2	北北東		
2020年	1.4	北	1.5	北	1.6	北北東	1.7	北北東	1.4	北北東	1.2	北北東		
2021年	1.6	北	1.7	西南西	1.7	北北東	1.7	北北東	1.6	北北東	1.1	北北東		
年	7月		8月		9月		10月		11月		12月		年間	
	風速	風向	風速	風向	風速	風向	風速	風向	風速	風向	風速	風向	風速	風向
2017年	1.2	南南西	1.4	北北東	1.3	北北東	1.5	北北東	1.3	南	1.5	北	1.5	北北東
2018年	1.2	北北東	1.2	東	1.2	北北東	1.3	南	1.1	南	1.4	北	1.4	北北東
2019年	1.1	北北東	1.3	北北東	1.2	北北東	1.3	北北東	1.3	南	1.2	南	1.3	北北東
2020年	1.1	北北東	1.1	北北東	1.3	北北東	1.4	北北東	1.2	南	1.5	南	1.4	北北東
2021年	1.4	南南西	1.2	南南西	1.3	北北東	1.3	南	1.4	南	2.0	南西	1.5	北北東

注：月別平均風速の単位は、m/sである。

表中の“ ”は統計を行う対象資料が許容範囲で欠けているが、一部の例外を除いて正常値と同等に扱う（準正常値）ことを示す。

出典：気象庁ホームページ



(犬飼地域気象観測所)

図 3.1.1-4 風配図 (2021年)

## 2) 大気質

### (1) 大気環境の状況

対象事業実施区域に近い一般環境大気測定局（以下「一般局」という。）としては、戸次中学校、敷戸小学校及び大東中学校が、自動車排出ガス測定局（以下「自排局」という。）としては、宮崎測定局及び中央測定局があげられる。

また、対象事業実施区域に近いダイオキシン類の測定は大在小学校で実施されている。

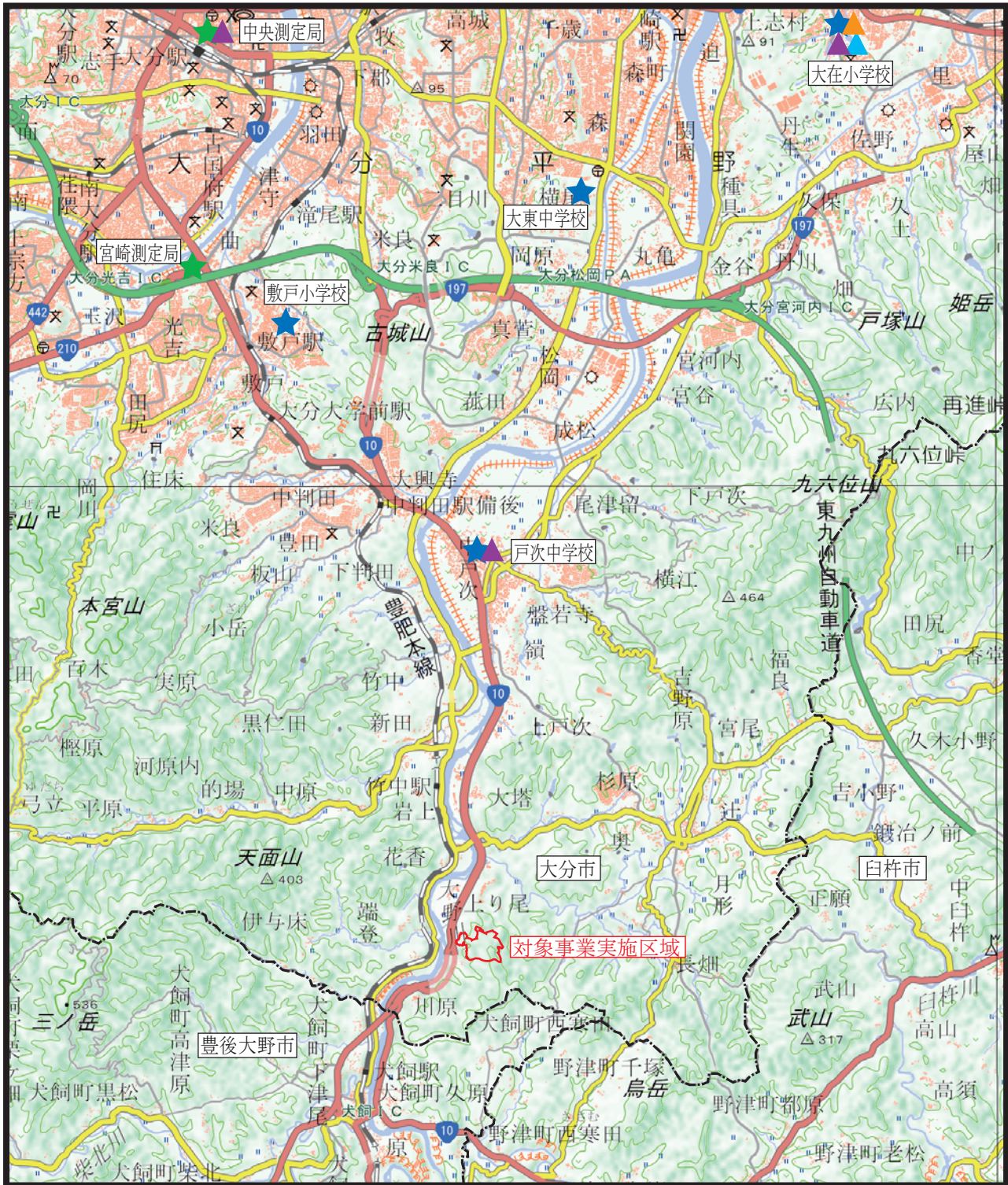
各測定局等における測定項目は表 3.1.1-4 に、対象事業実施区域とそれぞれの測定局の位置関係は図 3.1.1-5 に示すとおりである。

表 3.1.1-4 各測定局等における測定項

測定局		測定項目	二酸化硫黄	窒素酸化物	浮遊粒子状物質	一酸化炭素	光化学オキシダント	炭化水素	ダイオキシン類	微小粒子状物質	降下ばいじん	管理主体
一般局	戸次中学校		○	○	○	-	○	-	-	○	-	大分市
	敷戸小学校		○	○	○	-	○	○	-	-	-	
	大東中学校		○	○	○	-	○	-	-	-	-	
	大在小学校		○	○	○	-	○	○	○	○	○	
自排局	宮崎測定局		-	○	○	○	-	○	-	-	-	
	中央測定局		-	○	○	○	-	○	-	○	-	

注：対象事業実施区域からの距離及び測定項目により測定局を選定した。  
測定している項目は○、測定していない項目は-を記載した。

出典：「令和3年版 大分市環境白書」（令和3年 大分市）



- 凡例
-  : 対象事業実施区域
  -  : 市界
  -  : 一般局
  -  : 自排局
  -  : ダイオキシン類測定地点
  -  : PM2.5測定地点
  -  : 降下ばいじん測定地点



S = 1:100,000



図3.1.1-5 対象事業実施区域周辺における一般局・自排局等の位置

一般局における二酸化硫黄 (SO<sub>2</sub>)、二酸化窒素 (NO<sub>2</sub>)、浮遊粒子状物質 (SPM)、光化学オキシダント (O<sub>x</sub>)、非メタン炭化水素 (NMHC) 及び微小粒子状物質 (PM<sub>2.5</sub>) の測定結果は、表 3.1.1-5 に示すとおりである。

いずれの測定局についても、SO<sub>2</sub>、NO<sub>2</sub>、SPM 及び PM<sub>2.5</sub> については、環境基準を達成している。なお、O<sub>x</sub> については、環境基準は非達成の状態となっており、NMHC については、敷戸小学校及び大在小学校で指針値を超過する日があった。

一方、降下ばいじん及びダイオキシン類については、一般局の大在小学校において測定されており、測定結果は表 3.1.1-6 に示すとおりである。

降下ばいじんについては、「面整備事業環境影響評価技術マニュアル」(平成 11 年 11 月、建設省都市局都市計画課監修)において示された降下ばいじんのバックグラウンド濃度が比較的高い地域の値 (10t/km<sup>2</sup>/月) を下回っている。また、ダイオキシン類についても、環境基準を達成している。

水銀については、図 3.1.1-5 の範囲外であるが、対象事業実施区域に近い地点として王子小学校及び東大分小学校で測定されており、ともに指針値を達成している。(表 3.1.1-7 参照)

表 3.1.1-5 (1/6) 二酸化硫黄の状況 (一般局)

年度	測定局	有効測定日数	年平均値	1時間値が0.10ppmを超えた時間数とその割合		日平均値が0.04ppmを超えた時間数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	達成状況 <sup>注</sup>	環境基準
				日	ppm	時間	%					
令和2年度	戸次中学校	365	0.002	0	0.0	0	0.0	0.029	0.005	○	○	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
	敷戸小学校	364	0.002	0	0.0	0	0.0	0.027	0.006	○	○	
	大東中学校	361	0.003	0	0.0	0	0.0	0.024	0.005	○	○	
	大在小学校	365	0.002	0	0.0	0	0.0	0.018	0.005	○	○	

注：年間の1時間値の日平均値の2%除外値が0.04ppm以下であり、かつ日平均値が0.04ppmを超える日が2日以上連続しない場合は○、非達成の場合は×を記載している(長期的評価)。

出典：「令和3年版 大分市環境白書」(令和3年 大分市)

表 3.1.1-5 (2/6) 二酸化窒素の状況 (一般局)

年度	測定局	測定時間	年平均値	日平均値が0.06ppmを超えた日数とその割合		日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の年間98%値	達成状況 <sup>注</sup>	環境基準
				日	%	日	%				
令和2年度	戸次中学校	8,725	0.005	0	0.0	0	0.0	0.034	0.012	○	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
	敷戸小学校	8,746	0.006	0	0.0	0	0.0	0.037	0.015	○	
	大東中学校	8,752	0.006	0	0.0	0	0.0	0.041	0.014	○	
	大在小学校	8,747	0.006	0	0.0	0	0.0	0.040	0.014	○	

注：年間の1時間値の日平均値の98%値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下である場合は○、非達成の場合は×を記載している(長期的評価)。

出典：「令和3年版 大分市環境白書」(令和3年 大分市)



表 3.1.1-5 (3/6) 浮遊粒子状物質の状況 (一般局)

年度	測定局	有効測定日数	年平均値		1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> を超えた時間数とその割合		日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた時間数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた日が2日以上連続したことの有無	達成状況 <sup>注</sup>	環境基準
			日	mg/m <sup>3</sup>	時間	%	日	%					
令和2年度	戸次中学校	365	0.013	0	0.0	0	0.0	0.153	0.040	○	○	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	
	敷戸小学校	364	0.011	0	0.0	0	0.0	0.101	0.033	○	○		
	大東中学校	365	0.017	0	0.0	0	0.0	0.132	0.048	○	○		
	大在小学校	365	0.014	0	0.0	0	0.0	0.117	0.042	○	○		

注：年間の1時間値の日平均値の2%除外値が0.10mg/m<sup>3</sup>以下であり、かつ日平均値が0.10mg/m<sup>3</sup>を超える日が2日以上連続しない場合は○、非達成の場合は×を記載している（長期的評価）。

出典：「令和3年版 大分市環境白書」（令和3年 大分市）

表 3.1.1-5 (4/6) 光化学オキシダントの状況 (一般局)

年度	測定局	昼間測定日数	昼間測定時間	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数と時間		昼間の1時間値が0.12ppm以上の日数と時間		昼間の1時間値の最高値	昼間の日最高1時間値の年平均値	達成状況 <sup>注</sup>	環境基準
				日	時間	日	時間				
令和2年度	戸次中学校	365	5,467	69	332	0	0	0.088	0.049	×	1時間値が0.06ppm以下であること。
	敷戸小学校	365	5,465	65	306	0	0	0.097	0.049	×	
	大東中学校	365	5,466	65	329	0	0	0.089	0.049	×	
	大在小学校	365	5,461	69	312	0	0	0.092	0.049	×	

注：1時間値が0.06ppm以下である場合は○、非達成の場合は×を記載している（短期的評価）。

昼間とは5時から20時までの時間帯をいう。

出典：「令和3年版 大分市環境白書」（令和3年 大分市）

表 3.1.1-5 (5/6) 非メタン炭化水素の状況 (一般局)

年度	測定局	測定日数	測定時間	6時から9時における年平均値	6時から9時の3時間平均値が0.20ppmCを超えた日数とその割合		6時から9時の3時間平均値が0.31ppmCを超えた日数とその割合		6時から9時3時間平均値		達成状況 <sup>注</sup>	指針
					日	%	日	%	最高値	最低値		
		日	時間	ppmC	日	%	日	%	ppmC	ppmC	○・×	
令和2年度	敷戸小学校	360	8,642	0.12	21	5.8	2	0.6	0.45	0.00	×	午前6時から9時までの3時間平均値が0.20ppmCから0.31ppmC以下であること。
	大在小学校	357	8,625	0.11	23	6.4	7	2.0	0.65	0.03	×	

注：午前6時から9時までの3時間平均値が0.20ppmCから0.31ppmC以下である場合は○、非達成の場合は×を記載している。

出典：「令和3年版 大分市環境白書」（令和3年 大分市）



表 3.1.1-5 (6/6) 微小粒子状物質の状況（一般局）

年度	測定局	有効測定日数	年平均値	日平均値が35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数とその割合		日平均値の最高値	日平均値の年間98%値	達成状況 <sup>注</sup>	環境基準
				時間	$\mu\text{g}/\text{m}^3$				
令和2年度	戸次中学校	361	9.0	3	0.8	38.5	26.0	○	年平均値15 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下、かつ、日平均値の98%値35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下
	大在小学校	365	13.3	4	1.1	49.8	30.3	○	

注：年平均値が15 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、日平均値の98%値が35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下である場合は○、非達成の場合は×を記載している。

出典：「令和3年版 大分市環境白書」（令和3年 大分市）

表 3.1.1-6 (1/2) 降下ばいじんの測定結果

年度	測定局	不溶解成分 ( $\text{t}/\text{km}^2/\text{月}$ )	溶解性成分 ( $\text{t}/\text{km}^2/\text{月}$ )	ばいじん合計 ( $\text{t}/\text{km}^2/\text{月}$ )	参考値 ( $\text{t}/\text{km}^2/\text{月}$ )
令和2年度	大在小学校	0.7	1.1	1.9	10

参考値：「面整備事業環境影響評価技術マニュアル」（平成11年11月建設省都市局都市計画課監修）において示された降下ばいじんのバックグラウンド濃度が比較的高い地域の値。

出典：「令和3年版 大分市環境白書」（令和3年 大分市）

表 3.1.1-6 (2/2) ダイオキシン類の測定結果

年度	測定局	年平均値 $\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$	環境基準 $\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$
令和2年度	大在小学校	0.0083	0.6

出典：「令和3年版 大分市環境白書」（令和3年 大分市）

表 3.1.1-7 水銀の測定結果

年度	測定局	年平均値 $\text{ng}/\text{m}^3$	指針値 $\text{ng}/\text{m}^3$
令和2年度	王子中学校	1.7	40
	東大分小学校	1.8	

指針値：今後の有害大気汚染物質対策のあり方について（第7次答申：平成15年7月31日）において示された値。

出典：「令和3年版 大分市環境白書」（令和3年 大分市）

自排局におけるNO<sub>2</sub>、SPM、一酸化炭素(CO)、NMHC及びPM2.5の測定結果は表3.1.1-8に示すとおりである。

いずれの測定局についても、NO<sub>2</sub>、SPM、CO及びPM2.5について、環境基準を達成していたが、NMHCについて、中央測定局では指針値を超過する日があった。

表3.1.1-8 (1/5) 二酸化窒素の状況(自排局)

年度	測定局	測定時間	年平均値	日平均値が0.06ppmを超えた日数とその割合		日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の年間98%値	達成状況 <sup>注</sup>	環境基準
		時間		ppm	日	%	日	%	ppm	ppm	
令和2年度	宮崎測定局	8,746	0.010	0	0.0	0	0.0	0.041	0.020	○	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
	中央測定局	8,752	0.010	0	0.0	0	0.0	0.046	0.020	○	

注：年間の1時間値の日平均値の98%値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下である場合は○、非達成の場合は×を記載している(長期的評価)。

出典：「令和3年版 大分市環境白書」(令和3年 大分市)

表3.1.1-8 (2/5) 浮遊粒子状物質の状況(自排局)

年度	測定局	有効測定日数	年平均値	1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> を超えた時間数とその割合		日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた時間数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた日が2日以上連続したことの有無	達成状況 <sup>注</sup>	環境基準
		日		mg/m <sup>3</sup>	時間	%	日	%	mg/m <sup>3</sup>	mg/m <sup>3</sup>	有×・無○	
令和2年度	宮崎測定局	365	0.015	0	0.0	0	0.0	0.119	0.044	○	○	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
	中央測定局	365	0.015	0	0.0	0	0.0	0.155	0.039	○	○	

注：年間の1時間値の日平均値の2%除外値が0.10mg/m<sup>3</sup>以下であり、かつ日平均値が0.10mg/m<sup>3</sup>を超える日が2日以上連続しない場合は○、非達成の場合は×を記載している(長期的評価)。

出典：「令和3年版 大分市環境白書」(令和3年 大分市)

表3.1.1-8 (3/5) 一酸化炭素の状況(自排局)

年度	測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値	8時間値が20ppmを超えた回数とその割合		日平均値が10ppmを超えた日数とその割合		1時間値が30ppm以上の日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	長期評価による日平均値が10ppmを超えた日数	達成状況 <sup>注</sup>	環境基準
		日			時間	ppm	回	%	日	%	日	%	ppm	ppm	有×・無○	
令和2年度	宮崎測定局	363	8691	0.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2.1	0.6	○	0	○	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
	中央測定局	365	8729	0.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1.7	0.5	○	0	○	

注：日平均値の2%除外値が10ppm以下であり、かつ日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続しない場合は○、非達成の場合は×を記載している。

出典：「令和3年版 大分市環境白書」(令和3年 大分市)

表 3.1.1-8 (4/5) 非メタン炭化水素の状況 (自排局)

年度	測定局	測定 日数	測定 時間	6時から9時 における 年平均値	6時から9時の 3時間平均値が 0.20ppmCを 超えた 日数とその割合		6時から9時の 3時間平均値が 0.31ppmCを 超えた 日数とその割合		6時から9時 3時間平均値		達成状況 <sup>注</sup>	指針
					日	%	日	%	最高値	最低値		
		日	時間	ppmC	日	%	日	%	ppmC	ppmC	○・×	
令和2年度	宮崎測定局	365	8,673	0.07	1	0.3	0	0.0	0.22	0.00	○	午前6時から9時 までの3時間平均 値が0.20ppmCか ら0.31ppmC以 下であること。
	中央測定局	364	8,668	0.11	16	4.4	1	0.3	0.38	0.02	×	

注：午前6時から9時までの3時間平均値が0.20ppmCから0.31ppmC以下である場合は○、非達成の場合は×を記載している。

出典：「令和3年版 大分市環境白書」（令和3年 大分市）

表 3.1.1-8 (5/5) 微小粒子状物質の状況 (自排局)

年度	測定局	有効 測定 日数	年平均値	日平均値が 35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を 超えた日数 とその割合		日平均値 の 最高値	日平均値の 年間98%値	達成状況 <sup>注</sup>	環境基準
				日	%				
令和2年度	中央測定局	365	10.6	3	0.8	44.5	28.8	○	年平均値 15 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下、かつ、 日平均値の98%値 35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下

注：年平均値が15 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、日平均値の98%値が35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下である場合は○、非達成の場合は×を記載している。

出典：「令和3年版 大分市環境白書」（令和3年 大分市）

## (2) 公害苦情の状況

令和2年度の大分市における大気汚染に係る公害苦情件数は、「令和3年版 大分市環境白書」（令和3年 大分市）によれば、68件となっている。また、主な粉じん苦情の発生原因は、工場の産業用機械の作動、工事・建設作業によるものであり、主なばい煙苦情の発生原因は、焼却施設の不定性な管理、野外焼却によるものとなっている。

(空白)

### 3) 騒音

#### (1) 環境騒音

対象事業実施区域周辺において、環境騒音の測定は行われていない。

#### (2) 自動車騒音

対象事業実施区域周辺において、令和2年度に実施された自動車騒音の測定結果を示す。

測定結果は、表 3.1.1-9 に示すとおりであり、環境基準を超過していたが、要請限度は満足していた。(測定地点は図 3.1.1-6 参照)

また、幹線道路における自動車騒音の測定結果は、表 3.1.1-10 に示すとおりである(評価区間は図 3.1.1-6 参照)。評価対象住居等の 66.2~100.0%の割合で環境基準値以下であった。

表 3.1.1-9 自動車騒音の測定結果

単位：dB

道路名	測定地点	測定値		環境基準 類型	環境基準		環境基準適否		要請限度 区域	要請限度		要請限度適否	
		昼間	夜間		昼間	夜間	昼間	夜間		昼間	夜間		
一般国道10号	中戸次	72	66	C	70	65	×	×	c	75	70	○	○

注：1) 評価は、等価騒音レベル(L<sub>Aeq</sub>)である。

2) 昼間は午前6時から午後10時、夜間は午後10時から翌日の午前6時を示す。

出典：「令和3年版 大分市環境白書」(令和3年 大分市)

表 3.1.1-10 自動車騒音の測定結果(幹線道路の面的評価結果)

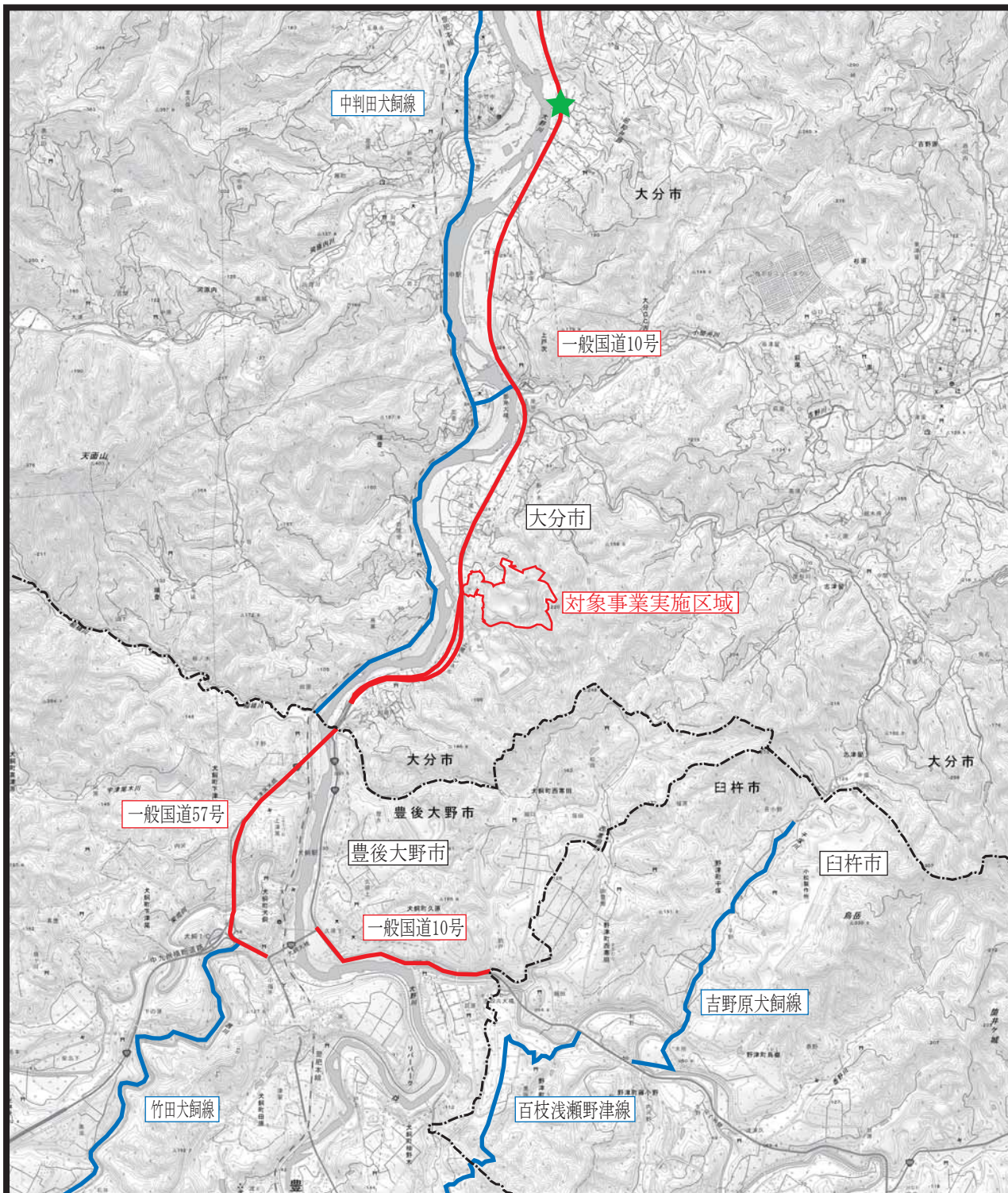
年	路線名	評価区間		評価 区間 延長 km	評価 対象 住居等 戸数	昼間・夜間とも 基準値以下			昼間のみ 基準値以下		夜間のみ 基準値以下		昼間・夜間とも 基準値超過	
		始点	終点			戸数	戸数	%	戸数	%	戸数	%	戸数	%
平成30年	一般国道10号	大分市大字上戸次	大分市大字上戸次	7.1	68	45	66.2	0	0.0	18	26.5	5	7.4	
		豊後大野市犬飼町久原	豊後大野市犬飼町久原	1.6	27	27	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
	中判田大飼線	大分市大字竹中	大分市大字端登	6.7	38	38	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
平成31年 (令和元年)	竹田大飼線	豊後大野市犬飼町下津尾	豊後大野市千歳町新殿	5.4	36	36	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
	一般国道57号	豊後大野市犬飼町下津尾	豊後大野市犬飼町下津尾	1.3	2	2	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
	百枝浅瀬野津線	臼杵市野津町大字袖野木	臼杵市野津町大字藤小野	2.2	9	9	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
	吉野原大飼線	臼杵市野津町大字千塚	臼杵市野津町大字藤小野	3.2	20	20	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	

出典：「自動車騒音の常時監視結果」(国立研究開発法人国立環境研究所)


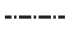



#### (3) 公害苦情の状況

令和2年度の大分市における騒音に係る公害苦情件数は、「令和3年版 大分市環境白書」(令和3年 大分市)によれば、77件となっている。また、苦情発生原因は、工事・建設作業、工場・事業場、家庭生活の順となっている。





凡例

-  : 対象事業実施区域
-  : 市界
-  : 騒音・振動測定地点
-  : 県道（自動車騒音面の評価区間）
-  : 国道（自動車騒音面の評価区間）



S = 1 : 50,000



図3.1.1-6  
対象事業実施区域周辺における  
騒音・振動測定地点及び  
自動車騒音面の評価区間

#### 4) 振動

##### (1) 道路交通振動

対象事業実施区域周辺において、令和2年度に実施された道路交通振動の測定結果を示す。

測定結果は、表 3.1.1-11 に示すとおりであり、要請限度を満足していた。(測定地点は図 3.1.1-6 参照)

表 3.1.1-11 道路交通振動の測定結果

単位：dB

道路名	測定地点	測定値		要請限度 区域	要請限度		要請限度適否	
		昼間	夜間		昼間	夜間	昼間	夜間
一般国道10号	中戸次	44	40	2	70	65	○	○

注：1) 評価は、時間率振動レベル（L10）である。

2) 昼間は午前8時から午後7時、夜間は午後7時から翌日の午前8時を示す。

出典：「令和3年版 大分市環境白書」（令和3年 大分市）

##### (2) 公害苦情の状況

令和2年度の大分市における振動に係る公害苦情件数は、「令和3年版 大分市環境白書」（令和3年 大分市）によれば、5件となっている。また、苦情発生原因は、工事・建設作業、工場・事業場となっている。

#### 5) その他の大気に係る環境の状況

##### (1) 悪臭の状況

大分市では、「悪臭防止法」に基づく特定悪臭物質による規制地域を指定しているが、対象事業実施区域は規制地域に該当しない地域である。

なお、対象事業実施区域周辺では、悪臭の測定は行われていない。

##### (2) 悪臭の公害苦情の状況

令和2年度の大分市における悪臭に係る公害苦情件数は、「令和3年版 大分市環境白書」（令和3年 大分市）によれば、162件となっている。また、苦情発生原因は主として、野外焼却であり、その他に産業用機械の作動に起因する苦情、家庭生活に起因する苦情などが寄せられている。

(空白)

## 1.2 水象、水質、水底の底質その他の水に係る環境の状況

### 1) 水象

対象事業実施区域周辺の河川・湖沼・湿地等の分布状況は、図 3.1.2-1 に示すとおりである。

対象事業実施区域の西側には一級河川の大野川が流れており、南側の野津川をはじめ多くの支川が合流しており、対象事業実施区域から約 20km 流下し、別府湾に注いでいる。

また、大野川（犬飼）における流況を表 3.1.2-1 に示す。

表 3.1.2-1 流況調査結果（2017 年 1 月から 12 月）

単位：m<sup>3</sup>/s

項目	観測所名
	犬飼
豊水流量	59.27
平水流量	42.10
低水流量	33.96
渇水流量	21.44

出典：「水文水質データベース」（国土交通省）

### 2) 水質

#### (1) 水質の状況

対象事業実施区域の周辺を流れる河川において、公共用水域測定地点が設定されており、環境基準の類型は大野川（犬飼）、茜川（福門大橋）及び野津川（吉四六大橋）で A 類型・生物 B 類型に指定されている。なお、対象事業実施区域との位置関係は、図 3.1.2-1 に示すとおりである。

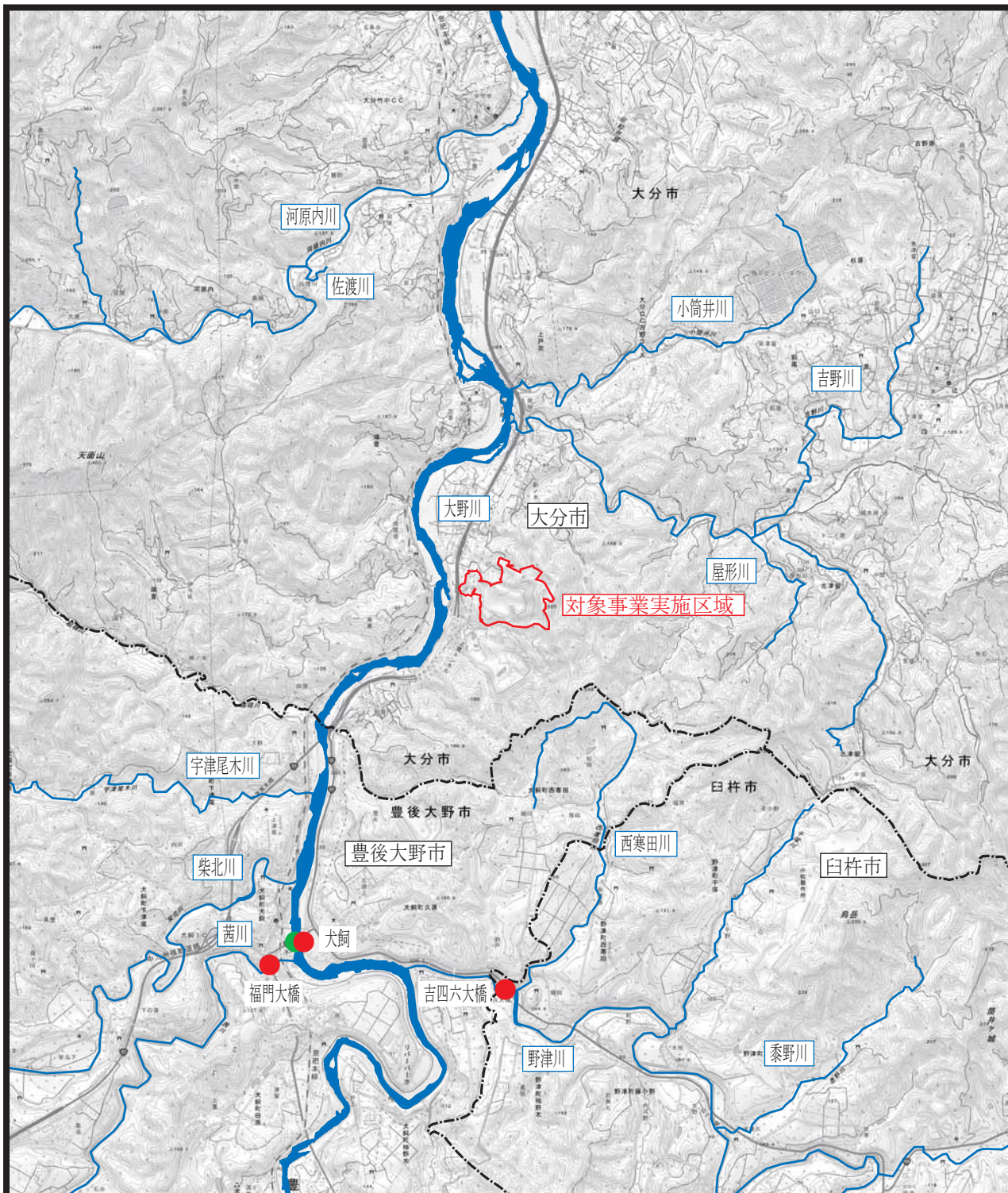
各測定地点における令和 2 年度の測定結果のうち、生活環境の保全に関する環境基準項目（以下「生活環境項目」という。）については表 3.1.2-2 に、人の健康の保護に関する環境基準項目（以下「健康項目」という。）及び全窒素・全リンについては表 3.1.2-3 に示すとおりであり、大腸菌群数については全地点で環境基準を上回る場合がみられた。

また、ダイオキシン類については、過去に大野川（犬飼）で測定されており、表 3.1.2-4 に示すとおり環境基準を下回る結果となっている。


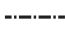



#### (2) 公害苦情の状況

令和 2 年度の大分市における水質に係る公害苦情件数は、「令和 3 年版 大分市環境白書」（令和 3 年 大分市）によれば、20 件となっている。また、苦情発生原因は主として、油の流出であり、その他に生活排水や小規模事業場の排水に関する苦情などが寄せられている。





凡例

-  : 対象事業実施区域
-  : 市界
-  : 河川
-  : 公共用水域測定地点
-  : ダイオキシン類測定地点 (水質、底質)



S = 1 : 50,000



図3.1.2-1 対象事業実施区域周辺における河川・湖沼・湿地等の分布状況



表 3.1.2-2 公共用水域測定結果（生活環境項目）

No.	河川名	地点名	類型	測定結果				環境基準	
				項目	最小値	最大値	平均値		75%値
1	大野川	犬飼	A	pH	7.8	8.4	—	—	6.5以上 8.5以下
				D O (mg/L)	8.4	12	9.7	—	7.5以上
				B O D (mg/L)	<0.5	1.1	0.8	1.0	2以下
				C O D (mg/L)	1.6	3.4	2.3	2.5	—
				S S (mg/L)	2	7	4	—	25以下
				大腸菌群数 (MPN/100mL)	390	79,000	22,000	—	1,000以下
				生物 B	全亜鉛 (mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001	—
ノニルフェノール (mg/L)	<0.00006	<0.00006	<0.00006	—	0.002以下				
L A S（直鎖アルキルベンゼンスルホン酸 及びその塩）(mg/L)	<0.0006	<0.0006	<0.0006	—	0.05以下				
2	茜川	福門大橋	A	pH	8.0	8.6	—	—	6.5以上 8.5以下
				D O (mg/L)	7.9	12	9.7	—	7.5以上
				B O D (mg/L)	0.5	1.5	0.9	0.8	2以下
				C O D (mg/L)	1.8	3.7	2.9	3.1	—
				S S (mg/L)	1	8	4	—	25以下
				大腸菌群数 (MPN/100mL)	1,300	23,000	12,000	—	1,000以下
				生物 B	全亜鉛 (mg/L)	<0.001	0.001	0.001	—
ノニルフェノール (mg/L)	—	—	—	—	0.002以下				
L A S（直鎖アルキルベンゼンスルホン酸 及びその塩）(mg/L)	<0.0006	<0.0006	<0.0006	—	0.05以下				
3	野津川	吉四六大橋	A	pH	7.7	8.4	—	—	6.5以上 8.5以下
				D O (mg/L)	8.4	13	9.9	—	7.5以上
				B O D (mg/L)	<0.5	1.0	0.8	0.9	2以下
				C O D (mg/L)	1.6	3.3	2.2	2.3	—
				S S (mg/L)	1	4	2	—	25以下
				大腸菌群数 (MPN/100mL)	1,700	23,000	10,000	—	1,000以下
				生物 B	全亜鉛 (mg/L)	0.002	0.006	0.004	—
ノニルフェノール (mg/L)	—	—	—	—	0.002以下				
L A S（直鎖アルキルベンゼンスルホン酸 及びその塩）(mg/L)	—	—	—	—	0.05以下				

出典：「令和2年度 公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」（令和4年 大分県）  
水環境総合情報サイト（環境省）

表 3.1.2-3 公共用水域測定結果（健康項目及び全窒素・全燐）

単位：mg/L

項目	大野川 (犬飼)	茜川 (福門大橋)	野津川 (吉四六大橋)	環境基準
カドミウム	<0.0003	-	-	0.003mg/L以下
全シアン	<0.1	-	-	検出されないこと
鉛	<0.005	-	-	0.01mg/L以下
六価クロム	<0.01	-	-	0.05mg/L以下
砒素	<0.001	-	-	0.01mg/L以下
総水銀	<0.0005	-	-	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	-	-	-	検出されないこと
PCB	-	-	-	検出されないこと
ジクロロメタン	<0.002	-	-	0.02mg/L以下
四塩化炭素	<0.0002	-	-	0.002mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	<0.0004	-	-	0.004mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	<0.002	-	-	0.1mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	<0.002	-	-	0.04mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	<0.0005	-	-	1mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	<0.0006	-	-	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	<0.001	-	-	0.01mg/L以下
テトラクロロエチレン	<0.0005	-	-	0.01mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	<0.0002	-	-	0.002mg/L以下
チウラム	<0.0006	-	-	0.006mg/L以下
シマジン	<0.0003	-	-	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	<0.002	-	-	0.02mg/L以下
ベンゼン	<0.001	-	-	0.01mg/L以下
セレン	<0.001	-	-	0.01mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	0.82	1.4	-	10mg/L以下
ふっ素	0.12	0.14	-	0.8mg/L以下
ほう素	<0.1	-	-	1mg/L以下
1,4-ジオキサン	-	-	-	0.05mg/L以下
全窒素	1.1	2.0	1.0	-
全燐	0.043	0.032	0.030	-

注：1) 「検出されないこと」は、定量限界を下回ることをいう。

2) 環境基準は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る数値については、最高値とする。

出典：「令和2年度 公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」（令和4年 大分県）

表 3.1.2-4 公共用水域測定結果（水質：ダイオキシン類）

単位：pg-TEQ/L

河川名	地点名	測定結果	環境基準
大野川	犬飼	0.034	1以下

出典：「平成30年度 公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」（令和2年 大分県）

### 3) 水底の底質の状況

ダイオキシン類については、過去に公共用水域と同地点（大野川（犬飼））で測定されており、表 3.1.2-5 に示すとおり環境基準を下回る結果となっている。

表 3.1.2-5 公共用水域測定結果（底質：ダイオキシン類）

単位：pg-TEQ/g

河川名	地点名	測定結果	環境基準
大野川	犬飼	0.098	150以下

出典：「平成30年度 公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」（令和2年 大分県）

#### 4) その他の水に係る環境の状況

##### (1) 地下水

地下水水質について、地域の全体的な地下水質の状況を把握するための概況調査、新たに明らかになった汚染について、汚染範囲を確認するための汚染井戸周辺地区調査及び過去に基準を超過した井戸等について汚染の経年的な変化を追跡するための継続監視調査が実施されている。

対象事業実施区域周辺において、令和2年度に実施された調査結果を表3.1.2-6に示す。

全ての測定項目で環境基準及び指針値を満足している。

表 3.1.2-6 (1/2) 地下水質調査結果 (概況調査)

項目	単位	杉原A	河原内D	環境基準
pH	-	6.8	6.6	-
カドミウム	mg/L	<0.0003	<0.0003	0.003以下
全シアン	mg/L	<0.1	<0.1	検出されないこと
鉛	mg/L	<0.001	<0.001	0.01以下
六価クロム	mg/L	<0.02	<0.02	0.05以下
砒素	mg/L	<0.001	<0.001	0.01以下
総水銀	mg/L	<0.0005	<0.0005	0.0005以下
アルキル水銀	mg/L	-	-	検出されないこと
PCB	mg/L	<0.0005	<0.0005	検出されないこと
ジクロロメタン	mg/L	<0.002	<0.002	0.02以下
四塩化炭素	mg/L	<0.0002	<0.0002	0.002以下
クロロエチレン	mg/L	<0.0002	<0.0002	0.002以下
1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.0004	<0.0004	0.004以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.01	<0.01	0.1以下
1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.004	<0.004	0.04以下
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.001	<0.001	1以下
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.0006	<0.0006	0.006以下
トリクロロエチレン	mg/L	<0.001	<0.001	0.01以下
テトラクロロエチレン	mg/L	<0.001	<0.001	0.01以下
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.0002	<0.0002	0.002以下
チウラム	mg/L	<0.0006	<0.0006	0.006以下
シマジン	mg/L	<0.0003	<0.0003	0.003以下
チオベンカルブ	mg/L	<0.002	<0.002	0.02以下
ベンゼン	mg/L	<0.001	<0.001	0.01以下
セレン	mg/L	<0.002	<0.002	0.01以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	1.8	1.5	10以下
ふっ素	mg/L	<0.08	<0.08	0.8以下
ほう素	mg/L	<0.1	<0.1	1以下
1,4-ジオキサン	mg/L	<0.005	<0.005	0.05以下
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	0.024	0.038	1以下

注：1) 「検出されないこと」は、定量限界を下回ることをいう。

2) 環境基準は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る数値については、最高値とする。

出典：「令和3年版 大分市環境白書」(令和3年 大分市)

表 3.1.2-6 (2/2) 地下水質調査結果 (要監視項目)

項目	単位	杉原A	河原内D	指針値
クロロホルム	mg/L	<0.006	<0.006	0.06以下
1,2-ジクロロプロパン	mg/L	<0.006	<0.006	0.06以下
p-ジクロロベンゼン	mg/L	<0.02	<0.02	0.2以下
イソキサチオン	mg/L	<0.0008	<0.0008	0.008以下
ダイアジノン	mg/L	<0.0005	<0.0005	0.005以下
フェニトロチオン (MEP)	mg/L	<0.0003	<0.0003	0.003以下
イソプロチオラン	mg/L	<0.004	<0.004	0.04以下
オキシ銅 (有機銅)	mg/L	<0.004	<0.004	0.04以下
クロロタロニル (TPN)	mg/L	<0.005	<0.005	0.05以下
プロピザミド	mg/L	<0.0008	<0.0008	0.008以下
EPN	mg/L	<0.0006	<0.0006	0.006以下
ジクロロボス (DDVP)	mg/L	<0.0008	<0.0008	0.008以下
フェノブカルブ (BPMC)	mg/L	<0.003	<0.003	0.03以下
イプロベンホス (IBP)	mg/L	<0.0008	<0.0008	0.008以下
クロルニトロフェン (CNP)	mg/L	<0.0001	<0.0001	-
トルエン	mg/L	<0.06	<0.06	0.6以下
キシレン	mg/L	<0.04	<0.04	0.4以下
フタル酸ジエチルヘキシル	mg/L	<0.006	<0.006	0.06以下
ニッケル	mg/L	<0.005	<0.005	-
モリブデン	mg/L	<0.007	<0.007	0.07以下
アンチモン	mg/L	<0.002	<0.002	0.02以下
エピクロロヒドリン	mg/L	<0.00004	<0.00004	0.0004以下
全マンガン	mg/L	<0.02	<0.02	0.2以下
ウラン	mg/L	<0.0002	<0.0002	0.002以下

出典：「令和3年版 大分市環境白書」(令和3年 大分市)

### 1.3 土壌及び地盤の状況

#### 1) 土壌

##### (1) 土壌の状況

「土壌分類基本調査」による周辺の土壌図を図 3.1.3-1 に示す。

対象事業実施区域周辺は乾性褐色森林土壌（日の岳統及び角埋統）及び褐色森林土壌（空木統及び湯山統）が広く分布する地域となっている。

##### (2) 土壌汚染の状況

令和 2 年度に土壌のダイオキシン類調査を、大分市では 3 地点実施している。

対象事業実施区域周辺において測定は行われていないが、最も近い地点は、竹中北であり、表 3.1.3-1 に示すとおり環境基準を下回る結果となっている。

表 3.1.3-1 土壌のダイオキシン類結果

単位：pg-TEQ/g

地点名	測定結果	環境基準
竹中北	0.012	1000以下

出典：「令和 3 年版 大分市環境白書」（令和 3 年 大分市）

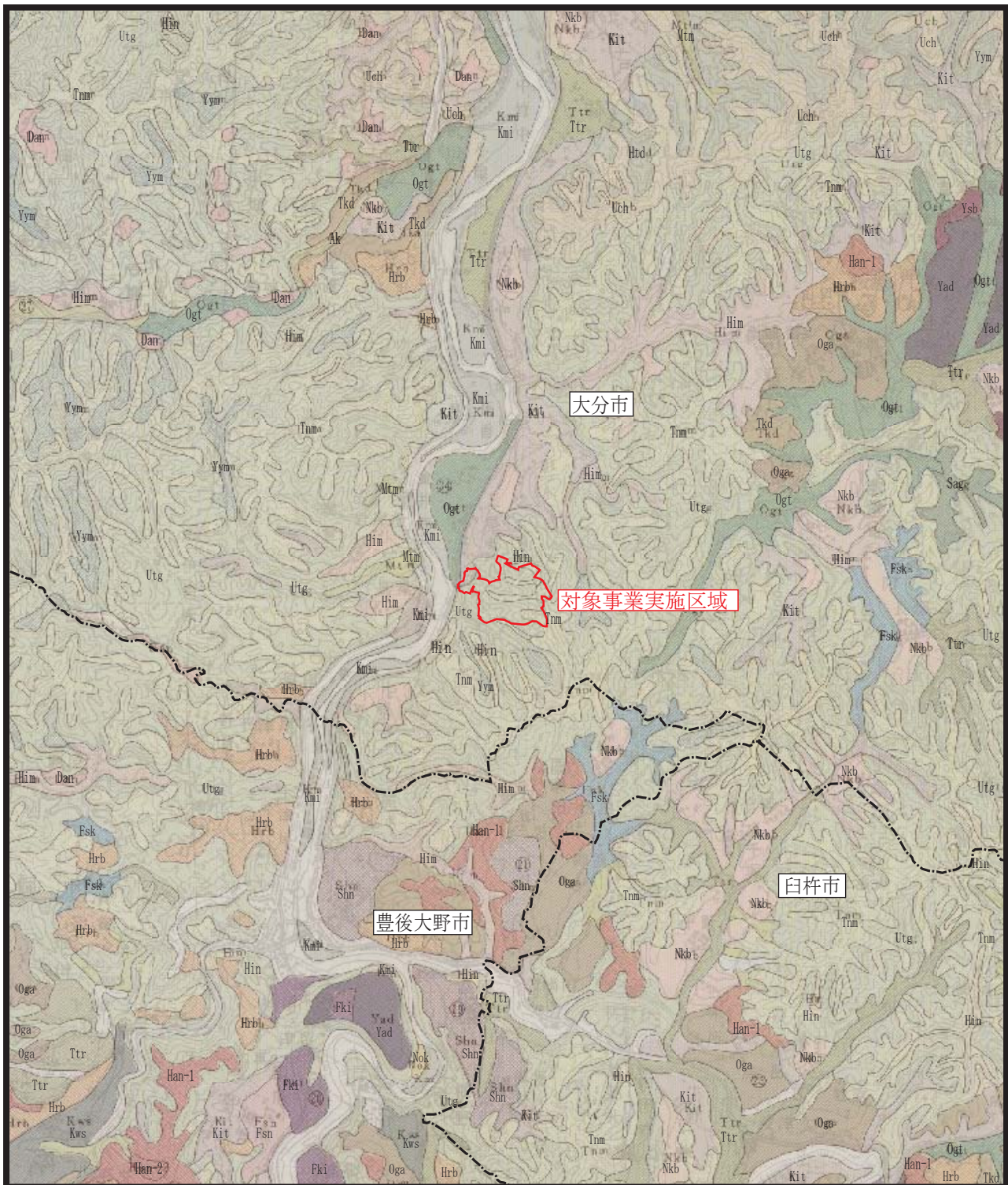
##### (3) 公害苦情の状況

令和 2 年度の大分市における土壌汚染に係る公害苦情件数は、「令和 3 年版 大分市環境白書」（令和 3 年 大分市）によれば、0 件となっている。

#### 2) 地盤沈下の状況

対象事業実施区域周辺において地盤沈下発生の報告はない。





凡例

: 対象事業実施区域

--- : 市界

山地及び丘陵地の土壌	褐色森林土壌	淡色黒ボク土壌	細粒灰色低地土壌
厚層黒ボク土壌	空木統 (Utg)	大神統 (Oga)	佐賀統 (Sag)
吉武統 (Ysb)	湯山統 (Ym)	平原統 (Hrb)	緒方統 (Ogt)
黒ボク土壌	褐色森林土壌 (黄褐色)	黄色土壌	多々良統 (Ttr)
万年1統 (Han-1)	畑田統 (Htd)	中原統 (Nkb)	粗粒灰色低地土壌
万年2統 (Han-2)	台地及び平地の土壌	伏野統 (Fsn)	赤池統 (Ak)
淡色黒ボク土壌	厚層黒ボク土壌	駄原統 (Dan)	松本統 (Utm)
塚田統 (Tkd)	矢田統 (Yad)	北多久統 (Kit)	納倉統 (Nok)
乾性褐色森林土壌	川崎統 (Kws)	氷見統 (Him)	細粒グライ土壌
日の岳統 (Hin)	多湿黒ボク土壌	粗粒褐色低地土壌	富貴龜統 (Fsk)
角埋統 (Tnm)	深井沢統 (Fki)	上岡統 (Kmi)	
乾性褐色森林土壌 (黄褐色)	篠永統 (Shn)		
内成統 (Uch)			



S = 1 : 50,000



図3.1.3-1 対象事業実施区域周辺における土壌図

出典：「土地分類基本調査図 土じょう図 犬飼」（昭和50年 大分県）

## 1.4 地形及び地質の状況

### 1) 地形の状況

対象事業実施区域及びその周辺における地形の状況は、図 3.1.4-1 に示すとおりである。

対象事業実施区域周辺の地形は、武山から西にかけて大野川に至る武山山地、対象事業実施区域南側の大野川と野津川に挟まれた大峠山地、大野川西側の天面山地、対象事業実施区域北東側の佐田岬から佐賀関半島を経て九六位山へとつづく九六位山地とその周辺に分布する丘陵地及び台地・段丘で構成されている。

また、対象事業実施区域西側には一級河川の大野川が流れており、約 20km 流下し、別府湾に注いでいる。

対象事業実施区域は武山山地に位置し、中起伏山地（起伏量 200m 以下）となっている。

なお、対象事業実施区域には、太陽光発電所が立地しており、それ以前は採石場跡地であったため学術上または希少性の観点から重要な地形はない。

### 2) 地質の状況

対象事業実施区域及びその周辺における地質の状況は、図 3.1.4-2 に示すとおりである。

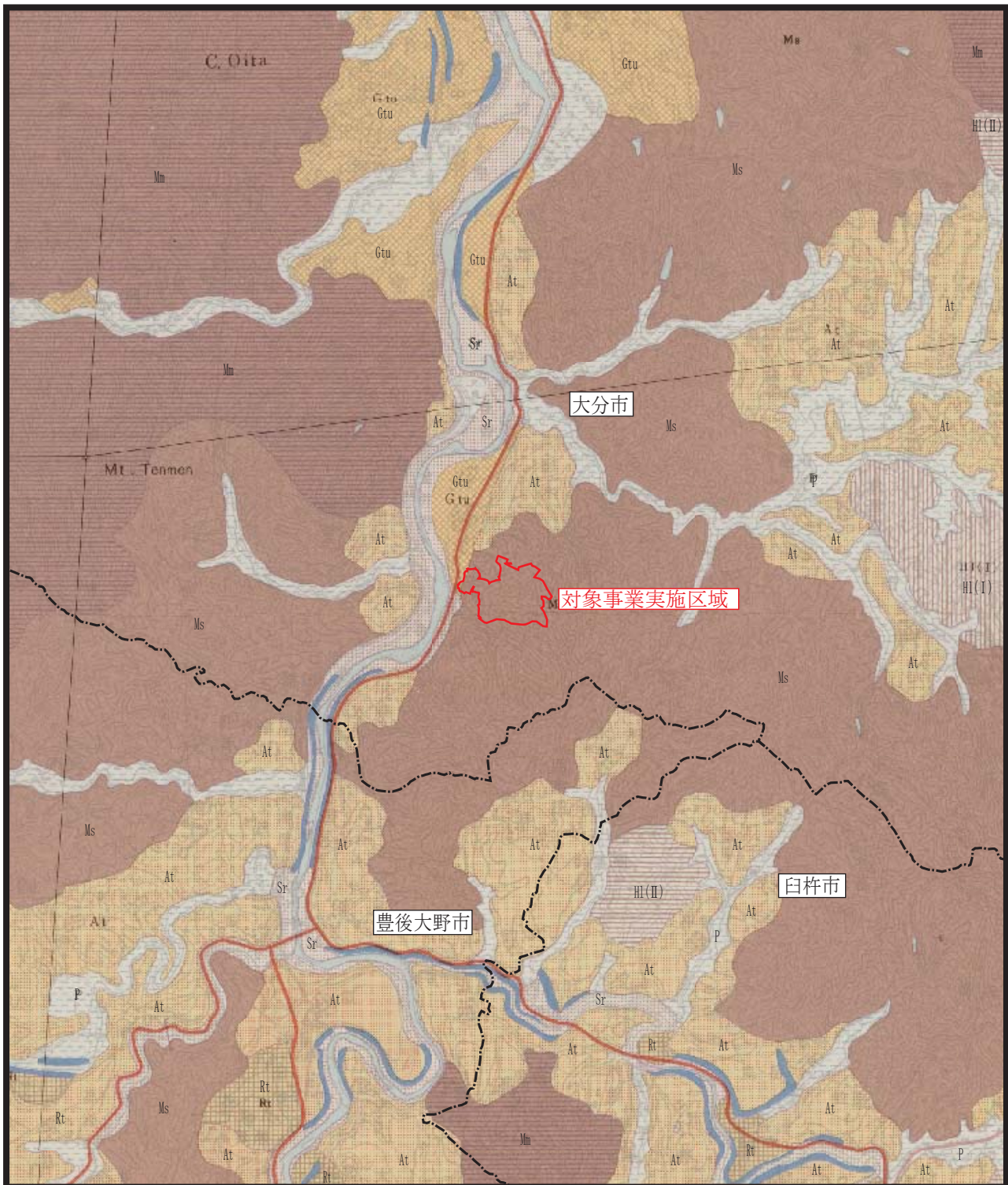
対象事業実施区域周辺の地質は、堆積岩及び火山性岩石が主であり、武山山地、大峠山地及び天面山地は礫岩・砂岩・頁岩の繰り返しからなる大野川層群で構成されており、九六位山地は三波川変成岩から成る古生層の山地で、南側は大野川層群と衝上断層で接している。

また、対象事業実施区域が位置する武山山地を構成している大野川層群の時代は含まれる化石（主にイノセラムス）から後期白亜紀と考えられている。

対象事業実施区域の地質は、大野川層群-中部亜層群-犬飼層の砂岩・頁岩及び礫岩となっている。

なお、対象事業実施区域には、太陽光発電所が立地しており、それ以前は採石場跡地であったため学術上または希少性の観点から重要な地質はない。





**凡例**

: 対象事業実施区域

: 市界

<b>山地</b>	中起伏山地(Mm) (起伏量400~200m)	<b>低地</b>	谷底平野(P)
	中起伏山地(Ms) (起伏量200m以下)		河原(Sr)
<b>丘陵地</b>	丘陵地(I) (H1(I))	<b>その他</b>	崖
	丘陵地(II) (H1(II))		国道
<b>台地・段丘</b>	岩石台地・段丘(Rt)		主要地方道
	砂礫台地・段丘(Gtu)		
	火山灰台地(At)		

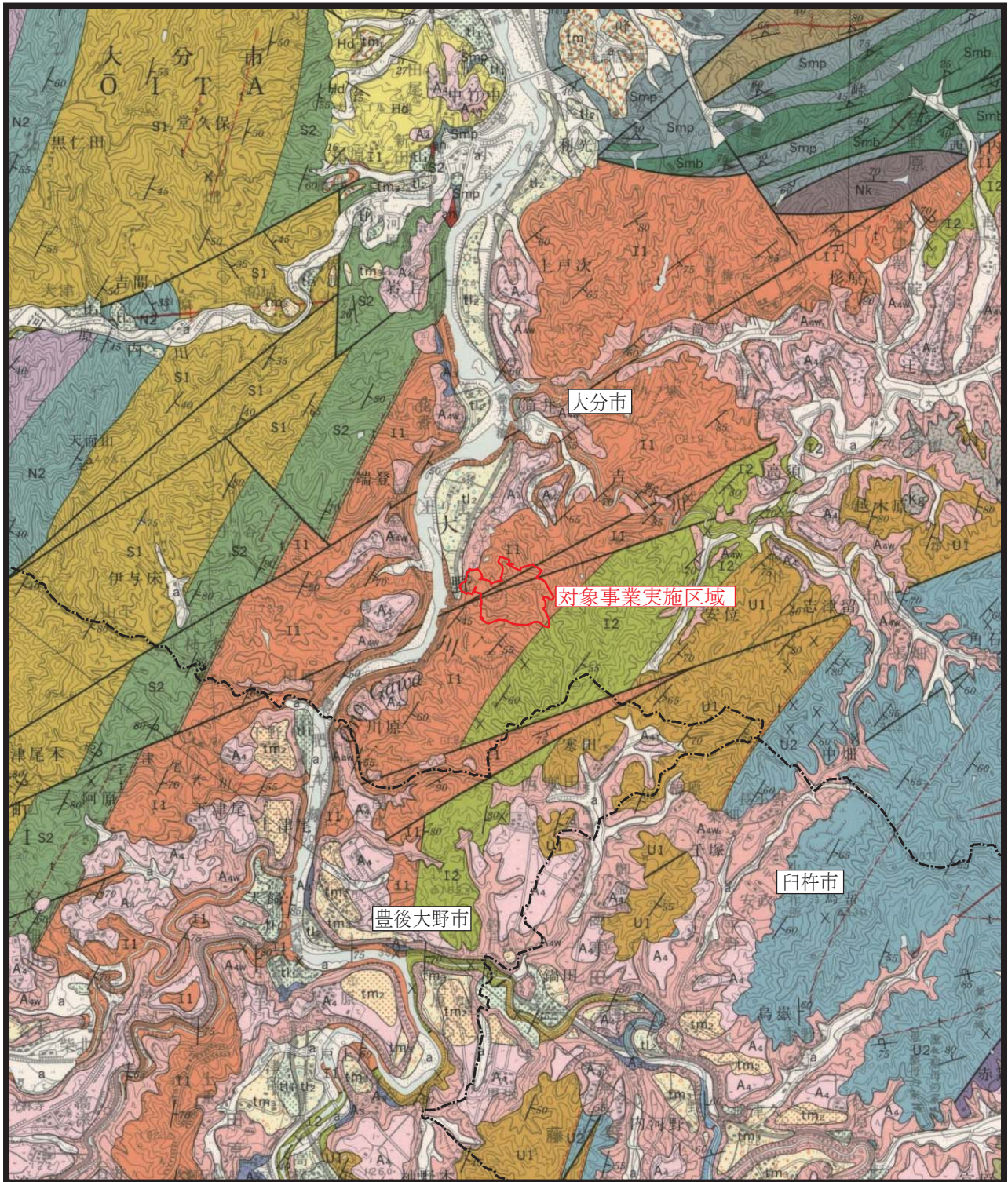
出典：「土地分類基本調査図 地形分類図 犬飼」（昭和50年 大分県）

N

S = 1 : 50,000

図3.1.4-1  
対象事業実施区域周辺における地形分類図





<ul style="list-style-type: none"> <li>沖積層 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 礫・砂及び泥(a)</li> </ul> </li> <li>低位Ⅱ段丘堆積物 <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 礫・砂及び泥(t12)</li> </ul> </li> <li>低位Ⅰ段丘堆積物 <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 礫・砂及び泥(t11)</li> </ul> </li> <li>中位二段丘堆積物 <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 礫・砂及び泥(tm2)</li> </ul> </li> <li>中位Ⅱ段丘堆積物 <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 礫・砂及び泥(tm2)</li> </ul> </li> <li>阿蘇-山火砕流堆積 <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 溶結凝灰岩(Aaw)及び非溶結のガラス火山灰及び軽石(Aa)</li> </ul> </li> <li>中位Ⅰ段丘堆積物 <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 礫・砂及び泥(tm1)</li> </ul> </li> <li>阿蘇-山火砕流堆積 <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 非溶結のガラス火山灰及びスコリア(Aa)</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・向野、田中、久木小野及びその他の礫層 <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 礫・砂及び泥(Mc, Tg, Kg, ug)</li> </ul> </li> <li>・須南層群-判田層 <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 礫・砂及びシルト、軽石凝灰岩を挟む(Htd)</li> </ul> </li> <li>・岩脈類 <ul style="list-style-type: none"> <li>■ かみらん山石安山岩(an)</li> </ul> </li> <li>・大野川層群-中部亜層群-鳥岳層 <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 頁岩・砂岩及び凝岩(t2)</li> </ul> </li> <li>・大野川層群-中部亜層群-大銅層 <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 砂岩・凝岩及び頁岩を伴う(t1)</li> </ul> </li> <li>・大野川層群-中部亜層群-大銅層 <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 砂岩及び頁岩(t2)</li> </ul> </li> <li>・大野川層群-中部亜層群-大銅層 <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 砂岩・頁岩及び凝岩(t1)</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大野川層群-下部亜層群-柴北層 <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 砂岩及び頁岩(S2)</li> </ul> </li> <li>・大野川層群-下部亜層群-中河原内層 <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 頁岩及び砂岩、凝岩を伴う(N2)</li> </ul> </li> <li>・田野層群-野津市層 <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 頁岩(Nc2)</li> </ul> </li> <li>・三波川変成岩類 <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 砂質片岩(Sac)</li> </ul> </li> <li>・三波川変成岩類 <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 泥質片岩(Sap)</li> </ul> </li> <li>・三波川変成岩類 <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 塩基性片岩(Sab)</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・西川内層 <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 泥質岩、砂岩及び凝岩を伴う(Nk)</li> </ul> </li> <li>・生ノ原変成岩類 <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 泥質千枚岩(So)</li> </ul> </li> </ul>
---	---	---	---



S = 1 : 50,000



図3.1.4-2 対象事業実施区域周辺における表層地質図



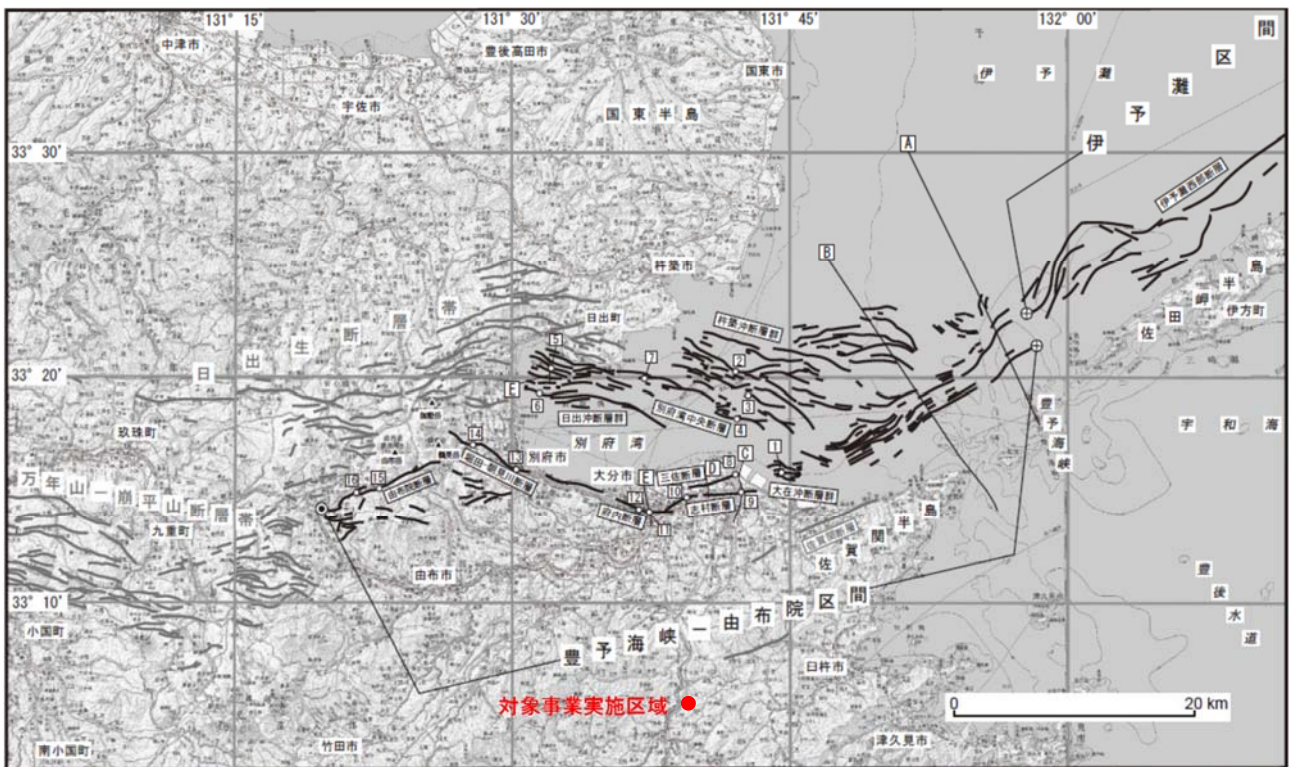
### 3) 活断層等の状況

対象事業実施区域周辺に存在する活断層として、中央構造線断層帯（豊予海峡-由布院区間）があげられる。活断層の概要は表 3.1.4-1 に、その位置は図 3.1.4-3 に示すとおりである。

表 3.1.4-1 活断層の概要

断層帯名	概要	地震の平均活動間隔	対象事業実施区域からの距離
中央構造線断層帯 (豊予海峡-由布院区間)	<p>中央構造線断層帯は紀伊半島の金剛山地の東縁から淡路島南方の海域を経て四国北部をほぼ東西に横断し、九州の別府湾のさらに西に至る長大な断層帯であり、過去の活動時期や平均的なずれの速度などから全体が10の区間に区分されている。</p> <p>これらの区間が個別に活動する可能性や、複数の区間が同時に活動する可能性については不明であり、さらにはこれら10の区間とは異なる範囲が活動する可能性も否定できない。</p> <p>個別に活動する場合には、M7.8 程度の地震が発生すると推定され、その際に断層の北側が南側に対して相対的に6m程度低下する段差や撓みが生じる可能性がある。</p> <p>豊予海峡-由布院区間は豊予海峡から大分県由布市付近の由布院断層に至る区間で長さは約61kmであり、正断層を主とする数多くの断層が別府湾から西方の陸上部に分布している。</p>	1,600~1,700年程度 (今後30年以内の地震発生確率 ほぼ0%)	断層帯まで 約20km

出典：地震調査研究推進本部事務局ホームページ(文部科学省研究開発局地震・防災研究課)



出典：地震調査研究推進本部事務局ホームページ(文部科学省研究開発局地震・防災研究課)

図 3.1.4-3 活断層の位置

## 1.5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況

### 1) 動物相の概要

対象事業実施区域は、大分市の南部に位置する。対象事業実施区域の西側には大野川が隣接しており、それ以外は山地及び丘陵地によって囲まれている。大野川の流路は湾曲し、典型的な蛇行河川の形状を呈している。これら河川による浸食・堆積作用によって形成された河川沿いの自然堤防の上に集落が形成されている。また、山地及び丘陵地には森林が広がっている。そのため、対象事業実施区域及びその周辺は、主に森林性の動物の生息が確認されている。

### 2) 重要な動物種及び生息地の状況

#### (1) 重要な動物種の選定根拠等

重要な動物種について、表 3.1.5-1 に示す文献より、表 3.1.5-2、表 3.1.5-3 に示す選定根拠、選定基準に基づき調査した。

表 3.1.5-1 重要な動物種の確認文献一覧

文 献 名	対象となる種等
「大分市自然環境調査報告書」 (平成 19 年 大分市)	調査対象とした野生動物のうち 対象事業実施区域周辺で確認された種
「大分市自然環境調査報告書 2016 年版」 (平成 29 年 大分市)	
「 <input type="text"/> 」 ( <input type="text"/> )	

注：魚類については、改変区域により近い「」におけるデータも補足的に文献調査対象とした。

表 3.1.5-2 重要な動物種の選定根拠

法令、文献等	選定根拠
法令による 指定種	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国内希少野生動植物種</li> <li>・国際希少野生動植物種</li> <li>・特定第一種国内希少野生動植物種</li> <li>・特定第二種国内希少野生動植物種</li> <li>・緊急指定種</li> </ul>
「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）」 (平成4年6月5日 法律第75号)	・指定希少野生動植物
「大分県希少野生動植物の保護に関する条例」 (平成18年8月1日 大分県条例第十四号)	
文献による 指定種	<ul style="list-style-type: none"> <li>・絶滅（EX）</li> <li>・野生絶滅（EW）</li> <li>・絶滅危惧Ⅰ類（CR+EN）</li> <li>・絶滅危惧ⅠA類（CR）</li> <li>・絶滅危惧ⅠB類（EN）</li> <li>・絶滅危惧Ⅱ類（VU）</li> <li>・準絶滅危惧（NT）</li> <li>・情報不足（DD）</li> <li>・地域個体群（LP）</li> </ul>
「レッドデータブックおおいと2022」 (令和4年3月 大分県自然保護推進室)	



表 3.1.5-3 重要な動物種の選定基準

区 分		選 定 基 準	
種の保存法 <sup>1)</sup>	国内希少野生動物種	その個体が本邦に生息し又は生息する絶滅のおそれのある野生動物の種であって、政令で定めるもの。	
	国際希少野生動物種	国際的に協力して種の保存を図ることとされている絶滅のおそれのある野生動物の種(国内希少野生動物種を除く)であって、政令で定めるもの。	
	特定第一種国内希少野生動物種	次に掲げる要件のいずれにも該当する国内希少野生動物種であって、政令で定めるもの。 一 商業的に個体の繁殖をさせることができるものであること。 二 国際的に協力して種の保存を図ることとされているものでないこと。	
	特定第二種国内希少野生動物種	次に掲げる要件のいずれにも該当する国内希少野生動物種であって、政令で定めるもの。 一 種の個体の主要な生息地若しくは生産地が消滅しつつあるものであること又はその種の個体の生息若しくは生育の環境が著しく悪化しつつあるものであること。 二 種の存続に支障を来す程度にその種の個体の数が著しく少ないものであること。 三 繁殖による個体の数の増加の割合が低いものでないこと。 四 国際的に協力して種の保存を図ることとされているものでないこと。	
	緊急指定種	環境大臣が、国内希少野生動物種及び国際希少野生動物種以外の野生動物の種の保存を特に緊急に図る必要があると認めるときに指定する種	
県条例 <sup>2)</sup>	指定希少野生動物	知事は、希少野生動物 <sup>3)</sup> (絶滅のおそれのある野生動物種の種の保存に関する法律(平成四年法律第75号)第四条第三項の国内希少野生動物種及び同法第五条第一項の緊急指定種を除く)のうち、特に保護を図る必要があると認められるものを指定することができる。	
環境省RL <sup>4)</sup> 大分県RDB <sup>5)</sup>	絶滅 (EX)	我が国ではすでに絶滅したと考えられる種	
	野生絶滅 (EW)	飼育・栽培下、あるいは自然分布域の明らかに外側で野生化した状態でのみ存続している種	
	絶滅のおそれのある種	絶滅危惧Ⅰ類 (CR+EN)	絶滅の危機に瀕している種
		絶滅危惧ⅠA類 (CR)	ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの
		絶滅危惧ⅠB類 (EN)	I A類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの
		絶滅危惧Ⅱ類 (VU)	絶滅の危険が増大している種
	準絶滅危惧 (NT)	現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種	
情報不足 (DD)	評価するだけの情報が不足している種		
	絶滅のおそれのある地域個体群 (LP)	地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの	

注：1) 種の保存法 : 「絶滅のおそれのある野生動物の種の保存に関する法律」  
 2) 県条例 : 「大分県希少野生動物の保護に関する条例」  
 3) 希少野生動物 : 県内に生息し、又は生育する野生動物の種(亜種又は変種がある種にあつては、その亜種又は変種とする。)であつて、次の各号のいずれかの事情にあるもの。  
 一 種の存続に支障を来す程度にその種の個体の数が著しく少ないこと。  
 二 その種の個体の数が著しく減少しつつあること。  
 三 その種の個体の生息地又は生育地が消滅しつつあること。  
 四 その種の個体の生息又は生育の環境が著しく悪化しつつあること。  
 五 前各号に掲げるもののほか、種の存続に支障を来す事情があること。  
 (「大分県希少野生動物の保護に関する条例 第二条第一項」より一部抜粋)  
 4) 環境省RL : 「日本の絶滅のおそれのある野生動物の種のリスト」  
 5) 大分県RDB : 「レッドデータブックおおいた2022」

## (1) 哺乳類

対象事業実施区域を含む周辺の地域に重要な動物種（哺乳類）の生息は、表 3.1.5-4 に示すとおり、1 目 1 科 1 種の生息が確認されており、「大分市自然環境調査報告書（平成 19 年 大分市）」において「保全すべき哺乳類種」として記載されている。

表 3.1.5-4 重要な動物種の状況（哺乳類）

目名	科名	種名	指定状況			
			法 <sup>1)</sup>	条例 <sup>2)</sup>	環境省 <sup>3)</sup>	大分県 <sup>4)</sup>
齧歯目	リス科	ムササビ(キュウシュウムササビ)				準絶滅危惧 (NT)

注：1) 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）」に基づく国内希少野生動植物種及び特定国内希少野生動植物を示している。

2) 「大分県希少野生動植物の保護に関する条例」に基づく指定希少野生動植物を示している。

3) 「日本の絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト」に掲載されている種のランクを示している。

4) 「レッドデータブックおおいた2022」に掲載されている種のランクを示している。

5) 「大分市自然環境調査報告書（大分市 平成19年）」より、「哺乳類の行動範囲」の分布図で確認されている種を抽出した。

出典：「大分市自然環境調査報告書」（平成19年 大分市）

「大分市自然環境調査報告書 2016年版」（平成29年 大分市）

## (2) 鳥類

対象事業実施区域を含む周辺の地域における重要な動物種（鳥類）は、表 3.1.5-5 に示すとおり、9 目 13 科 22 種の生息が確認されている。

表 3.1.5-5 重要な動物種の状況（鳥類）

目名	科名	種名	指定状況			
			法 <sup>1)</sup>	条例 <sup>2)</sup>	環境省 <sup>3)</sup>	大分県 <sup>4)</sup>
キジ目	キジ科	ウズラ			絶滅危惧Ⅱ類 (VU)	情報不足 (DD)
		ヤマドリ			準絶滅危惧 (NT)	準絶滅危惧 (NT)
カモ目	カモ科	オシドリ			情報不足 (DD)	準絶滅危惧 (NT)
アマツバメ目	アマツバメ科	アマツバメ				準絶滅危惧 (NT)
チドリ目	チドリ科	コチドリ				準絶滅危惧 (NT)
		シロチドリ			絶滅危惧Ⅱ類 (VU)	絶滅危惧Ⅱ類 (VU)
		メダイチドリ		国際希少野生動植物種		
タカ目	ミサゴ科	ミサゴ			準絶滅危惧 (NT)	準絶滅危惧 (NT)
	タカ科	ハチクマ			準絶滅危惧 (NT)	準絶滅危惧 (NT)
		ハイロチュウヒ				準絶滅危惧 (NT)
		ハイタカ			準絶滅危惧 (NT)	準絶滅危惧 (NT)
		オオタカ			準絶滅危惧 (NT)	絶滅危惧Ⅱ類 (VU)
		サシバ			絶滅危惧Ⅱ類 (VU)	絶滅危惧Ⅱ類 (VU)
ノスリ				準絶滅危惧 (NT)		
フクロウ目	フクロウ科	アオバズク				絶滅危惧Ⅱ類 (VU)
		コミミズク				絶滅危惧Ⅱ類 (VU)
ブッポウソウ目	カワセミ科	ヤマセミ				準絶滅危惧 (NT)
ハヤブサ目	ハヤブサ科	ハヤブサ		国内希少野生動植物種	絶滅危惧Ⅱ類 (VU)	絶滅危惧Ⅱ類 (VU)
スズメ目	サンショウクイ科	サンショウクイ			絶滅危惧Ⅱ類 (VU)	絶滅危惧ⅠB類 (EN)
	カササギビタキ科	サンコウチョウ				準絶滅危惧 (NT)
	ヒタキ科	トラツグミ				準絶滅危惧 (NT)
	ホオジロ科	ホオアカ				準絶滅危惧 (NT)

注：1) 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）」に基づく国内希少野生動植物種及び特定国内希少野生動植物を示している。

2) 「大分県希少野生動植物の保護に関する条例」に基づく指定希少野生動植物を示している。

3) 「日本の絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト」に掲載されている種のランクを示している。

4) 「レッドデータブックおおいた2022」に掲載されている種のランクを示している。

5) 「大分市自然環境調査報告書（大分市 平成19年）」より、「天面山と河原内川一帯」及び「大野川白滝橋と舟本大橋一帯」で確認されている種を抽出した。

出典：「大分市自然環境調査報告書」（平成19年 大分市）

「大分市自然環境調査報告書 2016年版」（平成29年 大分市）

### (3) 両生類・爬虫類

対象事業実施区域を含む周辺の地域における重要な動物種（両生類・爬虫類）は、表 3.1.5-6 に示すとおり、4 目 5 科 6 種が確認されている。

また、このうちシロマダラについては、「大分市自然環境調査報告書（平成 19 年 大分市）」において「特に注意の必要な爬虫類種」として記載されている。

表 3.1.5-6 重要な動物種の状況（両生類・爬虫類）

目名	科名	種名	指定状況			
			法 <sup>1)</sup>	条例 <sup>2)</sup>	環境省 <sup>3)</sup>	大分県 <sup>4)</sup>
有尾目	サンショウウオ科	オオイタサンショウウオ			絶滅危惧Ⅱ類(VU)	絶滅危惧Ⅱ類(VU)
	イモリ科	アカハライモリ			準絶滅危惧(NT)	
無尾目	ヒキガエル科	ニホンヒキガエル				準絶滅危惧(NT)
カメ目	イシガメ科	ニホンイシガメ			準絶滅危惧(NT)	準絶滅危惧(NT)
トカゲ目	ナミヘビ科	シロマダラ				準絶滅危惧(NT)
		ヒバカリ				準絶滅危惧(NT)

注：1) 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）」に基づく国内希少野生動植物種及び特定国内希少野生動植物を示している。

2) 「大分県希少野生動植物の保護に関する条例」に基づく指定希少野生動植物を示している。

3) 「日本の絶滅のおそれのある野生動物の種のリスト」に掲載されている種のランクを示している。

4) 「レッドデータブックおおいた2022」に掲載されている種のランクを示している。

5) 「大分市自然環境調査報告書（大分市 平成19年）」より、吉野地域で確認されている種を抽出した。

出典：「大分市自然環境調査報告書」（平成19年 大分市）

「大分市自然環境調査報告書 2016年版」（平成29年 大分市）

### (4) 昆虫類

対象事業実施区域を含む周辺の地域における重要な動物種（昆虫類）は、隣接する大野川の下流の河川敷において、表 3.1.5-7 に示す 2 目 2 科 2 種の生息が確認されている。

表 3.1.5-7 重要な動物種の状況（昆虫類）

目名	科名	種名	指定状況			
			法 <sup>1)</sup>	条例 <sup>2)</sup>	環境省 <sup>3)</sup>	大分県 <sup>4)</sup>
チョウ目	セセリチョウ科	ギンイチモンジセセリ			準絶滅危惧(NT)	準絶滅危惧(NT)
コウチュウ目	オサムシ科	オオヒョウタンゴムシ			準絶滅危惧(NT)	絶滅危惧ⅠB類(EN)

注：1) 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）」に基づく国内希少野生動植物種及び特定国内希少野生動植物を示している。

2) 「大分県希少野生動植物の保護に関する条例」に基づく指定希少野生動植物を示している。

3) 「日本の絶滅のおそれのある野生動物の種のリスト」に掲載されている種のランクを示している。

4) 「レッドデータブックおおいた2022」に掲載されている種のランクを示している。

5) 「大分市自然環境調査報告書（大分市 平成19年）」より、大野川白滝橋上下流右岸草場で確認されている種を抽出した。

出典：「大分市自然環境調査報告書」（平成19年 大分市）

「大分市自然環境調査報告書 2016年版」（平成29年 大分市）

(5) 魚類

対象事業実施区域を含む周辺の地域における重要な動物種（魚類）は、表 3.1.5-8 に示すとおり、3 目 3 科 3 種が確認されている。

対象事業実施区域の近隣を流れる大野川では [ ] の生息が確認されている。

また、出典資料には記載がないため今回選定しなかったが、「レッドデータブックおおいた 2001」において、対象事業実施区域の対岸に位置する柴北川でカジカ小卵型の生息情報がある。この種は環境省のレッドリスト 2020 において絶滅危惧 I B 類、「レッドデータブックおおいた 2022」において絶滅（EX）に指定されている。

表 3.1.5-8 重要な動物種の状況（魚類）

目名	科名	種名	指定状況			
			法 <sup>1)</sup>	条例 <sup>2)</sup>	環境省 <sup>3)</sup>	大分県 <sup>4)</sup>

注：1) 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）」に基づく国内希少野生動植物種及び特定国内希少野生動植物を示している。

2) 「大分県希少野生動植物の保護に関する条例」に基づく指定希少野生動植物を示している。

3) 「日本の絶滅のおそれのある野生動物の種のリスト」に掲載されている種のランクを示している。

4) 「レッドデータブックおおいた2022」に掲載されている種のランクを示している。

5) 「大分市自然環境調査報告書（大分市 平成19年）」より、表 2003年生息確認魚種のうち、大野川船本橋で確認されている種を抽出した。

6) 「 [ ] 」 ( [ ] ) より、 [ ] で確認されている種を抽出した。

出典：「大分市自然環境調査報告書」（平成19年 大分市）

「大分市自然環境調査報告書 2016年版」（平成29年 大分市）

「 [ ] 」 ( [ ] )

(6) その他の動物（甲殻類、陸・淡水産貝類等）

対象事業実施区域を含む周辺の地域における重要な動物種（甲殻類、陸・淡水産貝類等）は、表 3.1.5-9 に示すとおり、2 目 3 科 3 種の生息が確認されている。

表 3.1.5-9 重要な動物種の状況（その他）

目名	科名	種名	指定状況			
			法 <sup>1)</sup>	条例 <sup>2)</sup>	環境省 <sup>3)</sup>	大分県 <sup>4)</sup>
蟹足目	エゾマメタニシ科	ヒメマルマメタニシ			絶滅危惧II類 (VU)	絶滅危惧II類 (VU)
柄眼目	ベッコウマイマイ科	ヒラベッコウ			情報不足 (DD)	
	キセルガイ科	ホソヒメギセル			絶滅危惧II類 (VU)	

注：1) 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）」に基づく国内希少野生動植物種及び特定国内希少野生動植物を示している。

2) 「大分県希少野生動植物の保護に関する条例」に基づく指定希少野生動植物を示している。

3) 「日本の絶滅のおそれのある野生動物の種のリスト」に掲載されている種のランクを示している。

4) 「レッドデータブックおおいた2022」に掲載されている種のランクを示している。

5) 「大分市自然環境調査報告書（大分市 平成19年）」より、上戸次地区、吉野地区で確認されている種を抽出した。

出典：「大分市自然環境調査報告書」（平成19年 大分市）

「大分市自然環境調査報告書 2016年版」（平成29年 大分市）

(空白)

### 3) 植物相の概要

対象事業実施区域が位置する地域は標高 50m～200mのゆるやかな丘陵地であって、ゴルフ場が多く自然林は少ない。阿蘇熔岩が流入した河川沿いの崖地はアラカシ群落、台地はコナラ・クヌギ群落が多い。

対象事業実施区域周辺の植生は、図 3.1.5-1 に示すとおりである。対象事業実施区域は、造成地に分類されており、その周囲は主にシイ・カシ二次林やアカマツ群落をはじめとした森林に囲まれている。また、西側に隣接する河川沿いには畑雑草群落や水田雑草群落、市街地及び緑の多い住宅街があり、特に北側は水田雑草群落と市街地が広がっており、人為的な影響を大きく受けている植生となっている。植生自然度区分は、表 3.1.5-10 に示すとおりであり、区分に当てはめると、植生自然度は 1～9 となり、高い自然度を保った環境が存在していることがわかる。

なお、本植生図は平成 12 年の調査に基づいて作成されたものである。現在は対象事業実施区域周辺の北側に新たに造成地が整備されているが、当時の植生と大きな変化はない。

表 3.1.5-10 植生自然度区分

植生自然度	区分基準
10	高山ハイデ、風衝草原、自然草原等、自然植生のうち単層の植物社会を形成する地区
9	エゾマツ・トドマツ群集、ブナ群集等、自然植生のうち多層の植物社会を形成する地区
8	ブナ・ミズナラ再生林、シイ・カシ萌芽林等代償植生であっても、特に自然植生に近い地区
7	クリーミズナラ群落、クヌギ・コナラ群落等、一般には二次林と呼ばれる代償植生地区
6	常緑針葉樹、落緑針葉樹、常緑広葉樹等の植林地
5	ササ群落、ススキ群落等の背丈の高い草原
4	シバ群落等の背丈の低い草原
3	果樹園、桑園、茶畑、苗圃等の樹園地
2	畑地、水田等の耕作地、緑の多い住宅地
1	市街地、造成地等の植生のほとんど存在しない地区

出典：「生物多様性センター」（環境省ホームページ）



凡例

- |               |                |           |
|---------------|----------------|-----------|
| : 対象事業実施区域    | : 市界           |           |
| : ヤナギ低木群落     | : ヨシクラス        | : 果樹園     |
| : シイ・カシ二次林    | : ミゾソバ・ヨシ群落    | : 畑雑草群落   |
| : コナラ群落       | : ツルヨシ群集       | : 水田雑草群落  |
| : アカメガシワ      | : スギ・ヒノキ・サワラ植林 | : 市街地     |
| : ーカラスザンショウ群落 | : クヌギ植林        | : 緑の多い住宅地 |
| : ハゼノキ・ケヤキ群落  | : 竹林           | : 工場地帯    |
| : アカマツ群落      | : ゴルフ場・芝地      | : 造成地     |
| : クズ群落        | : 牧草地          | : 解放水域    |
| : ネザサーススキ群集   | : 路傍・空地雑草群落    | : 自然裸地    |
| : 伐採跡地群落      |                |           |



S = 1:50,000



出典：自然環境保全基礎調査（第6回平成11～16年度、第7回平成17年度～）  
 自然環境Web-GIS 生物多様性センター（環境省自然環境局）ホームページ

図3. 1.5-1 対象事業実施区域周辺の植生図



4) 重要な植物種及び群落の状況

(1) 重要な植物種及び群落の選定根拠等

重要な植物種及び群落について、表 3.1.5-11 に示す文献より、表 3.1.5-12、表 3.1.5-13 に示す選定根拠、選定基準に基づき調査した。

表 3.1.5-11 重要な植物種及び群落の確認文献一覧

文 献 名	対象となる種等
「大分市自然環境調査報告書」 (平成 19 年 大分市)	調査対象とした野生植物のうち対象事業実施区域周辺で確認された種
「大分市自然環境調査報告書 2016 年版」 (平成 29 年 大分市)	
「第 2 回自然環境保全基礎調査」 (昭和 53 年度実施 環境庁)	特定植物群落
「第 3 回自然環境保全基礎調査」 (昭和 59~61 年度実施 環境庁)	
「第 5 回自然環境保全基礎調査」 (平成 9、10 年度実施 環境庁)	

表 3.1.5-12 重要な植物種及び群落の選定根拠

法令、文献等		選定根拠
法令による 指定種	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）」 (平成4年6月5日 法律第75号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国内希少野生動植物種</li> <li>・国際希少野生動植物種</li> <li>・特定第一種国内希少野生動植物種</li> <li>・特定第二種国内希少野生動植物種</li> <li>・緊急指定種</li> </ul>
文献による 指定種	「日本の絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト [維管束植物、蘚苔類、藻類、地衣類、菌類]」 (令和2年3月27日 環境省)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・絶滅 (E X)</li> <li>・野生絶滅 (E W)</li> <li>・絶滅危惧 I 類 (C R+E N)</li> <li>・絶滅危惧 I A 類 (C R)</li> <li>・絶滅危惧 I B 類 (E N)</li> <li>・絶滅危惧 II 類 (V U)</li> <li>・準絶滅危惧 (N T)</li> <li>・情報不足 (D D)</li> <li>・地域個体群 (L P)</li> </ul>
	「レッドデータブックおおいた2022」 (令和年4月3月 大分自然保護推進室)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・絶滅 (E X)</li> <li>・野生絶滅 (E W)</li> <li>・絶滅危惧 I 類 (C R+E N)</li> <li>・絶滅危惧 I A 類 (C R)</li> <li>・絶滅危惧 I B 類 (E N)</li> <li>・絶滅危惧 II 類 (V U)</li> <li>・準絶滅危惧 (N T)</li> <li>・情報不足 (D D)</li> <li>・地域個体群 (L P)</li> </ul>

表 3.1.5-13 重要な植物種及び群落の選定基準

区 分		選 定 基 準	
種の保存法 <sup>1)</sup>	国内希少野生動植物種	その個体が本邦に生息し又は生息する絶滅のおそれのある野生動植物の種であって、政令で定めるもの。	
	国際希少野生動植物種	国際的に協力して種の保存を図ることとされている絶滅のおそれのある野生動植物の種(国内希少野生動植物種を除く)であって、政令で定めるもの。	
	特定第一種国内希少野生動植物種	次に掲げる要件のいずれにも該当する国内希少野生動植物種であって、政令で定めるもの。 一 商業的に個体の繁殖をさせることができるものであること。 二 国際的に協力して種の保存を図ることとされているものでないこと。	
	特定第二種国内希少野生動植物種	次に掲げる要件のいずれにも該当する国内希少野生動植物種であって、政令で定めるもの。 一 種の個体の主要な生息地若しくは生産地が消滅しつつあるものであること又はその種の個体の生息若しくは生育の環境が著しく悪化しつつあるものであること。 二 種の存続に支障を来す程度にその種の個体の数が著しく少ないものであること。 三 繁殖による個体の数の増加の割合が低いものでないこと。 四 国際的に協力して種の保存を図ることとされているものでないこと。	
	緊急指定種	環境大臣が、国内希少野生動植物種及び国際希少野生動植物種以外の野生動植物の種の保存を特に緊急に図る必要があると認めるときに指定する種	
県条例 <sup>2)</sup>	指定希少野生動植物	知事は、希少野生動植物 <sup>3)</sup> (絶滅のおそれのある野生動植物種の種の保存に関する法律(平成四年法律第75号)第四条第三項の国内希少野生動植物種及び同法第五条第一項の緊急指定種を除く)のうち、特に保護を図る必要があると認められるものを指定することができる。	
環境省RL <sup>4)</sup> 大分県RDB <sup>5)</sup>	絶滅 (E X)	我が国ではすでに絶滅したと考えられる種	
	野生絶滅 (E W)	飼育・栽培下、あるいは自然分布域の明らかに外側で野生化した状態でのみ存続している種	
	絶滅のおそれのある種	絶滅危惧 I 類 (C R + E N)	絶滅の危機に瀕している種
		絶滅危惧 I A 類 (C R)	ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの
		絶滅危惧 I B 類 (E N)	I A 類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの
	絶滅危惧 II 類 (V U)	絶滅の危険が増大している種	
	準絶滅危惧 (N T)	現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種	
情報不足 (D D)	評価するだけの情報が不足している種		
絶滅のおそれのある地域個体群 (L P)	地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの		

注：1) 種の保存法 : 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」  
 2) 県条例 : 「大分県希少野生動植物の保護に関する条例」  
 3) 希少野生動植物 : 県内に生息し、又は生育する野生動植物の種(亜種又は変種がある種にあつては、その亜種又は変種とする。)であつて、次の各号のいずれかの事情にあるもの。  
 一 種の存続に支障を来す程度にその種の個体の数が著しく少ないこと。  
 二 その種の個体の数が著しく減少しつつあること。  
 三 その種の個体の生息地又は生育地が消滅しつつあること。  
 四 その種の個体の生息又は生育の環境が著しく悪化しつつあること。  
 五 前各号に掲げるもののほか、種の存続に支障を来す事情があること。  
 (「大分県希少野生動植物の保護に関する条例 第二条第一項」より一部抜粋)  
 4) 環境省RL : 「日本の絶滅のおそれのある野生動物の種のリスト」  
 5) 大分県RDB : 「レッドデータブックおおいた2022」

(2) 重要な植物種及び群落の状況

対象事業実施区域及びその周辺における重要な植物種は、表 3.1.5-14 に示すとおり、10 科 12 種の生育が確認されている。

重要な植物群落については、「第 3 回自然環境保全基礎調査（昭和 63 年度実施 環境庁）」によると、対象事業実施区域に隣接する大野川沿いに点在する河岸断がいのアラカシ林が特定植物群落として指定されている。

表 3.1.5-14 重要な植物種の状況

分類	科名	種名	指定状況			
			法 <sup>1)</sup>	条例 <sup>2)</sup>	環境省 <sup>3)</sup>	大分県 <sup>4)</sup>
維管束植物	ドクダミ科	ハンゲショウ				準絶滅危惧 (NT)
	トチカガミ科	セキショウモ				絶滅危惧 II 類 (VU)
	カヤツリグサ科	ウキヤガラ				準絶滅危惧 (NT)
		アゼスゲ				準絶滅危惧 (NT)
		サンカクイ				絶滅危惧 II 類 (VU)
	ユキノシタ科	タコノアシ			準絶滅危惧 (NT)	絶滅危惧 I B 類 (EN)
	マメ科	タヌキマメ				準絶滅危惧 (NT)
	タデ科	コギシギシ			絶滅危惧 II 類 (VU)	絶滅危惧 II 類 (VU)
	ヒルガオ科	マメダオシ			絶滅危惧 I A 類 (CR)	情報不足 (DD)
	シソ科	ミゾコウジュ			準絶滅危惧 (NT)	準絶滅危惧 (NT)
	ゴマノハグサ科	カワヂシャ			準絶滅危惧 (NT)	準絶滅危惧 (NT)
	キク科	オナモミ			絶滅危惧 II 類 (VU)	

注：1) 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）」に基づく国内希少野生動植物種及び特定国内希少野生動植物を示している。

2) 「大分県希少野生動植物の保護に関する条例」に基づく指定希少野生動植物を示している。

3) 「日本の絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト」に掲載されている種のランクを示している。

4) 「レッドデータブックおおいた2022」に掲載されている種のランクを示している。

5) 「大分市自然環境調査報告書（大分市 平成19年）」より、表5 大分市域の種子植物目録内の「大野川水系」の確認種のうち生育環境を考慮して抽出した。

出典：「大分市自然環境調査報告書」（平成19年 大分市）

「大分市自然環境調査報告書 2016年版」（平成29年 大分市）

## 5) 生態系

対象事業実施区域周辺は、「3) 植物相の概要」で示したとおり、水田雑草群落及び畑雑草群落、緑の多い住宅地といった人為的な影響を大きく受けている植生が存在するが、その一方でシイ・カシ二次林をはじめとした自然植生に近い植生が広く分布している。そのため、陸域ではキジバト、ヒヨドリ、アオバズク等多くの森林性の鳥類が生息しているほか、ホンドギツネやニホンアナグマ等をはじめとした複数の哺乳類の生息も確認されており（既存資料「大分市自然環境調査報告書（平成 19 年）」）、陸域では優れた自然生態系が形成されている。

また、対象事業実施区域周辺には大野川を本流とした大野川水系の支流が数多く流れており、その水域には魚類やそれらを餌とする鳥類によって生態系が形成されていると考えられる。「大分市自然環境調査報告書（平成 19 年）」によれば、魚類ではカワムツやオイカワ等が確認されている。また、鳥類ではヤマセミやサギ類等が確認されている。

## 1.6 景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の状況

### 1) 景観の状況

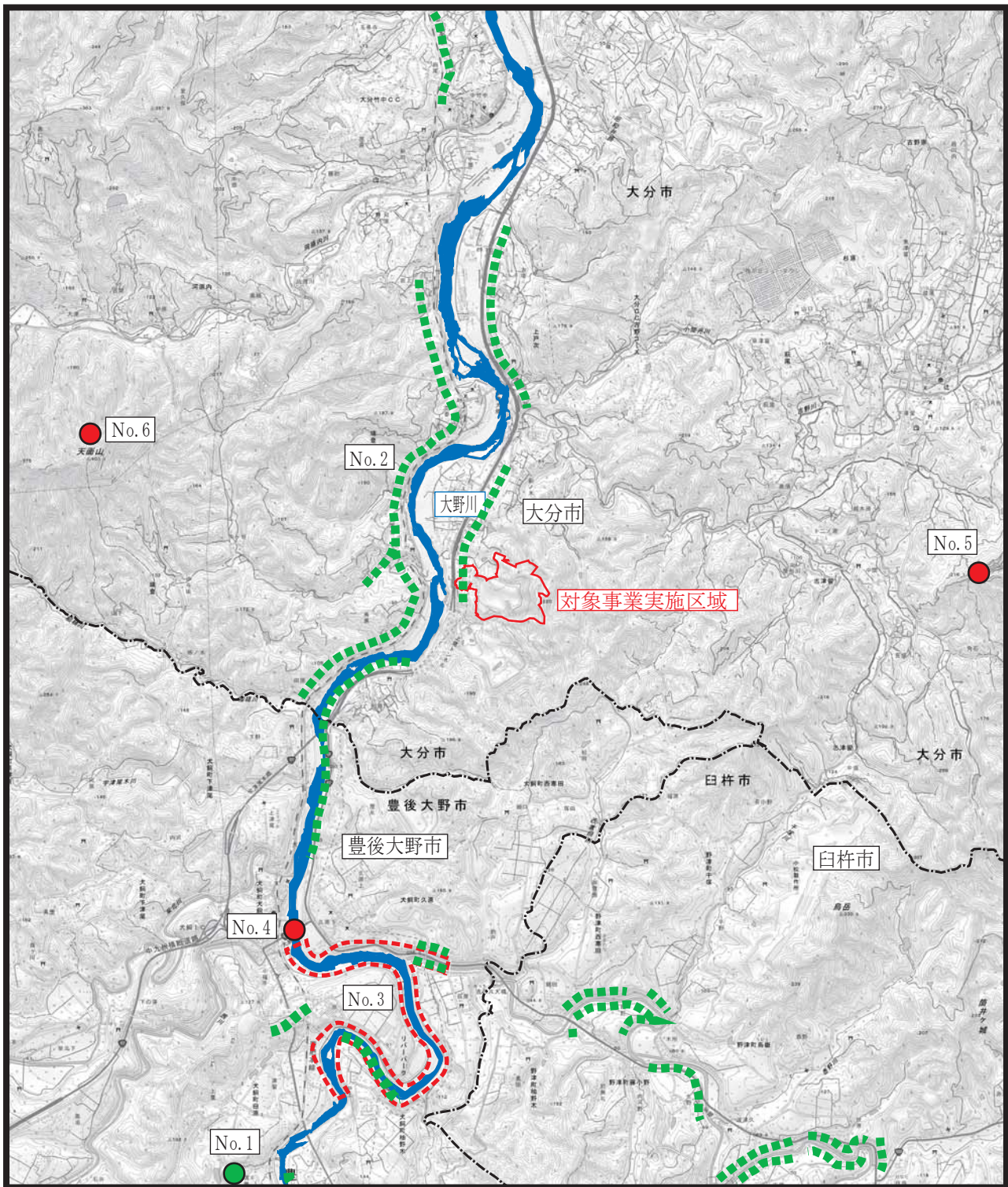
対象事業実施区域を含む周辺の地域における景観資源及び主要な眺望点の分布状況は、表 3.1.6-1 及び図 3.1.6-1 に示すとおりである。

景観資源としては、国の史跡に指定されている犬飼石仏、「第3回自然環境保全基礎調査」（平成元年 環境庁）に自然景観資源として掲載されている河岸断がいのアラカシ林及び犬江釜狭の3地点があげられる。また、主要な眺望点としては、旧犬飼大橋、吉野山自然公園及び天面山の3地点があげられる。

なお、対象事業実施区域を含む周辺の地域は、田・畑などまとまった農地、点在する集落及び山林、樹林地によって構成されており、大分市景観計画における自然景観保全エリアまたは田園集落エリアに該当する。

表 3.1.6-1 景観資源と主要な眺望点の状況

No	種類	名称	概要	対象事業実施区域からの方向・距離
1	景観資源	犬飼石仏	鎌倉時代の作と推定される磨崖仏。凝灰岩の岩窟堂内に像高 3.7m の不動明王坐像と 1.7m の矜羯羅童子・制吒迦童子の脇侍 2 体を彫りだしている。国の史跡に指定されている。	南南西・約 5.3km
2		河岸断がいのアラカシ林	郷土景観を代表する植物群落で、特にその群落の特徴が典型的なものであり、「第3回自然環境保全基礎調査」（平成元年 環境庁）に特定植物群落として掲載されている。	西側近傍
3		犬江釜狭	大野川に沿って走る国道 10 号から国道 326 号が分岐し大野川をまたぐ犬飼大橋のやや上流で、支流の野津川が合流する地点付近に約 1km にわたって続く溪谷。「第3回自然環境保全基礎調査」（平成元年 環境庁）に自然景観資源として掲載されている峡谷・溪谷である。	南南西・約 3.4km
4	主要な眺望点	旧犬飼大橋	一般国道 326 号線上の大野川にかかる長さ約 180m の橋。橋の上流側には大野川河川公園があり、北側・南側ともに展望が開けている。対象事業実施区域も視認できる。	南南西・約 3.2km
5		吉野山自然公園	荒平山（標高 216.7m）の頂上付近にある公園。北側に展望が開けており、吉野地区が見渡せる。対象事業実施区域は視認できない。	東・約 4.0km
6		天面山	天面山は標高 403m の山であり、大友氏の山城であった。山頂付近は天面山森林公園として整備されており、広い範囲を見渡すことができ、対象事業実施区域も視認できる。	西北西・約 3.5km



凡例

-  : 対象事業実施区域
-  : 市界
-  : 景観資源
-  : 主要な眺望点
-  : 特定植物群落
-  : 峡谷・溪谷
-  : 河川

出典：「第3回自然環境保全基礎調査」（平成元年 環境庁）



S = 1 : 50,000



図3.1.6-1 対象事業実施区域周辺における景観資源及び主要な眺望点

## 2) 人と自然との触れ合いの活動の場の状況

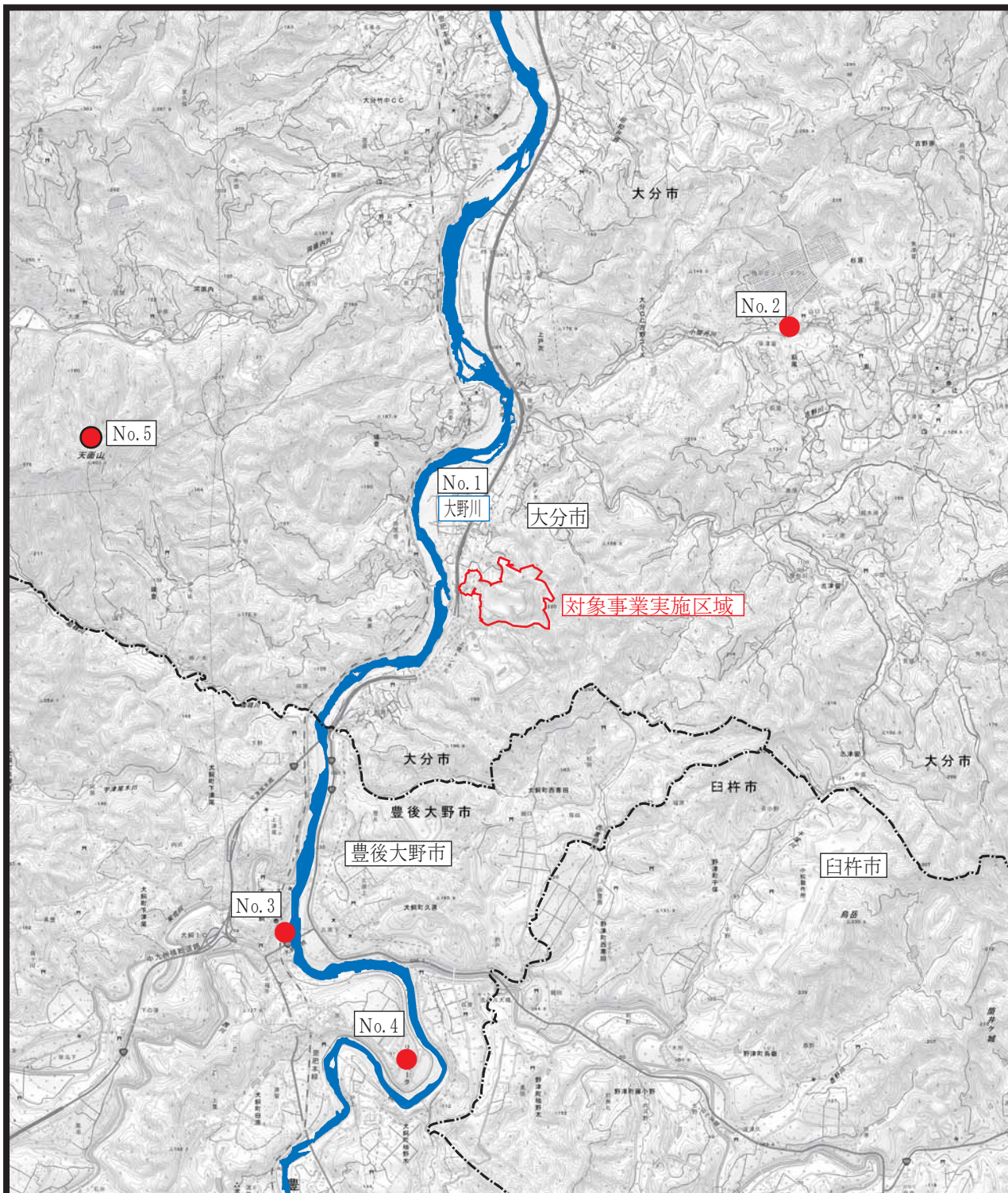
対象事業実施区域を含む周辺の地域における主な触れ合い利用施設等の分布状況は、表 3.1.6-2 及び図 3.1.6-2 に示すとおりである。

対象事業実施区域は、大分市、豊後大野市及び臼杵市の市境付近に位置し、西側に一級河川の大野川が流れていることから、大野川流域を中心とした人と自然との触れ合いの活動の場が多くあげられる。


表 3.1.6-2 人と自然との触れ合いの活動の場の状況

No	名称	概要	対象事業実施区域からの方向・距離
1	大野川	幹川流路延長 107 km、流域面積 1,465km <sup>2</sup> の一級河川。対象事業実施区域外の上流では、白水の滝、神原溪谷などの景勝地、下流ではスポーツ広場、ジョギング・サイクリングコースなどが整備されている。	西・約 0.5km
2	吉野梅園	豊後梅、青軸梅、白加賀、寒紅梅などの梅が、約 450 本ある県内でも有数の梅の名所。毎年 2 月上旬から 3 月中旬に吉野梅まつりが行われ、臥龍梅太鼓・吉野棒術・佐柳獅子舞・相撲甚句・茶会・郷土神楽などが催される。	北東・約 3.4km
3	大野川河川公園	大野川左岸の犬飼大橋の下流に位置する公園。毎年 5 月にはどんこ釣り大会、8 月には花火大会が開催される。	南西・約 3.3km
4	リバーパーク犬飼	大野川一の景勝地「犬江釜峡」の河川空間を使った公園。サッカー場、カヌーコース、すべり台や人工芝スキー場、テニスコート、パットゴルフ場、ログハウスと各種施設も充実している。春は桜、夏は新緑、秋は紅葉、冬は雪景色と、四季折々に美しい景観が見られる。	南・約 4.0km
5	天面山 (セラピーロード)	大友氏の山城があった山頂及びその周辺は天面山森林公園があり眺望もよい。登山道が整備されており、河原内地区は神社や寺が多く、名木めぐりも楽しめる。	西北西・約 3.5km (山頂まで)






凡例

 : 対象事業実施区域

 : 市界

 : 人と自然との触れ合いの活動の場



S = 1 : 50,000



図3.1.6-2 対象事業実施区域周辺における  
人と自然との触れ合いの活動の場

## 2 社会的状況

### 2.1 人口及び産業の状況

#### 1) 人口

人口及び世帯数は、表 3.2.1-1 に示すとおりである。

6 市のうち、令和 2 年 10 月 1 日現在において、最も人口が多いのは大分市であり 475,852 人 (209,210 世帯)、次いで臼杵市 36,176 人 (14,745 世帯) となっている。

また、人口及び世帯数の推移の状況をみると、大分市では、平成 28 年から令和元年までは、世帯数は増加、人口は減少傾向にあり、令和元年から令和 2 年にかけては、世帯数、人口ともに減少している。

一方、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後大野市及び由布市では、平成 28 年から令和元年までは、由布市の世帯数を除き、世帯数、人口ともに概ね減少傾向にあり、令和元年から令和 2 年にかけては、臼杵市の世帯数を除き、世帯数、人口ともに減少している。

表 3.2.1-1 人口及び世帯数

(各年10月1日現在)

単位:世帯、人

区 分		大分市	臼杵市	津久見市	竹田市	豊後大野市	由布市	合 計	
平成28年	世帯数	205,902	15,095	7,422	9,043	14,310	13,305	265,077	
	人口	総数	478,586	38,314	17,549	21,850	36,077	33,957	626,333
		男	230,056	18,055	8,159	10,121	16,674	16,047	299,112
		女	248,530	20,259	9,390	11,729	19,403	17,910	327,221
平成29年	世帯数	207,815	14,838	7,351	8,989	14,402	13,353	266,748	
	人口	総数	478,537	37,731	17,170	21,465	35,389	33,626	623,918
		男	230,054	17,770	7,967	9,937	16,339	15,840	297,907
		女	248,483	19,961	9,203	11,528	19,050	17,786	326,011
平成30年	世帯数	209,833	14,698	7,250	8,906	14,251	13,445	268,383	
	人口	総数	478,113	37,124	16,772	20,959	34,620	33,394	620,982
		男	229,825	17,505	7,807	9,714	16,000	15,742	296,593
		女	248,288	19,619	8,965	11,245	18,620	17,652	324,389
令和元年	世帯数	211,685	14,667	7,100	8,729	14,111	13,517	269,809	
	人口	総数	477,701	36,536	16,291	20,434	33,915	33,050	617,927
		男	229,762	17,288	7,586	9,493	15,737	15,587	295,453
		女	247,939	19,248	8,705	10,941	18,178	17,463	322,474
令和2年	世帯数	209,210	14,745	6,993	8,680	13,791	13,163	266,582	
	人口	総数	475,852	36,176	16,109	20,357	33,741	32,787	615,022
		男	228,440	17,093	7,504	9,504	15,709	15,595	293,845
		女	247,412	19,083	8,605	10,853	18,032	17,192	321,177

出典:大分県統計年鑑(令和2年版)

## 2) 産業

産業分類別の事業所数及び従業者数は、表 3.2.1-2 に示すとおりである。

事業所数、従業者数ともに大分市で多く、それぞれ 19,724 事業所、214,982 人となっている。

また、6 市における産業分類にみると、事業所数ではいずれの市とも卸売業、小売業が最も多く、従業者数では大分市及び津久見市は卸売業、小売業、臼杵市は製造業、竹田市、豊後大野市及び由布市は医療、福祉が多くなっている。

表 3.2.1-2 産業分類別の事業所数、従業者数

(平成28年6月1日現在)

単位:事業所、人

区 分	大分市		臼杵市		津久見市		竹田市		豊後大野市		由布市	
	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数
総 数	19,724	214,982	1,739	14,084	951	7,145	1,267	8,095	1,686	12,804	1,438	13,793
合 計	19,724	214,982	1,739	14,084	951	7,145	1,267	8,095	1,686	12,804	1,438	13,793
<b>第1次産業 (農林漁業)</b>	<b>78</b>	<b>1,228</b>	<b>24</b>	<b>266</b>	<b>13</b>	<b>195</b>	<b>61</b>	<b>596</b>	<b>71</b>	<b>903</b>	<b>23</b>	<b>162</b>
<b>第2次産業</b>	<b>2,716</b>	<b>46,455</b>	<b>332</b>	<b>4,267</b>	<b>160</b>	<b>2,229</b>	<b>186</b>	<b>1,256</b>	<b>281</b>	<b>2,840</b>	<b>187</b>	<b>2,223</b>
鉱業、採石業、砂利採取業	7	89	1	4	14	511	-	-	-	-	-	19
建設業	1,965	20,253	180	1,193	91	697	114	777	178	1,106	111	597
製造業	744	26,113	151	3,070	55	1,021	72	479	103	1,734	75	1,607
<b>第3次産業</b>	<b>16,930</b>	<b>167,299</b>	<b>1,383</b>	<b>9,551</b>	<b>778</b>	<b>4,721</b>	<b>1,020</b>	<b>6,243</b>	<b>1,334</b>	<b>9,061</b>	<b>1,228</b>	<b>11,408</b>
電気・ガス・熱供給・水道業	23	1,071	1	14	-	-	-	-	3	110	-	-
情報通信業	251	4,960	7	39	1	1	3	7	2	3	3	9
運輸業、郵便業	426	11,839	33	532	31	592	21	280	39	429	24	464
卸売業、小売業	5,232	45,550	482	2,838	246	1,229	350	1,590	469	2,614	419	2,493
金融業、保険業	457	7,121	28	259	10	75	12	110	19	197	11	102
不動産業、物品賃貸業	1,194	4,922	53	149	41	80	31	66	29	85	53	190
宿泊業、飲食サービス業	2,497	19,304	203	1,104	129	501	166	890	170	738	324	2,286
教育、学習支援業	643	6,435	30	139	27	100	25	125	35	479	18	540
医療、福祉	1,702	30,932	156	2,737	81	1,159	87	1,970	167	2,801	128	4,033
複合サービス事業	106	1,694	25	210	13	83	24	209	32	204	16	100
サービス業	4,399	33,471	365	1,530	199	901	301	996	369	1,401	232	1,191

注：経済センサス-活動調査（平成28年）では、公営事業所を調査対象としていないため、数値は公営事業所を含まない。

出典：経済センサス-活動調査（総務省・経済産業省 平成28年）

大分県統計年鑑（令和2年版）

## 2.2 土地利用の状況

### 1) 土地利用の状況

対象事業実施区域周辺の3市の土地利用の状況は、表3.2.2-1に示すとおりである。

大分県の統計年鑑によれば、土地利用では、3市ともに山林が最も広く、全体のそれぞれ44.5%、66.0%、69.9%を占めており、次いで大分市では宅地が13.5%、臼杵市及び豊後大野市では耕地のうち田がそれぞれ4.1%、6.8%を占めている。

表3.2.2-1 対象事業実施区域周辺の土地利用の状況

単位:ha

区分	総数	耕地		林野			宅地
		うち田	山林	竹林	原野		
大分市	50,239 (-)	3,990 (7.9%)	3,000 (6.0%)	22,348 (44.5%)	1,285 (2.6%)	794 (1.6%)	6,777 (13.5%)
臼杵市	29,120 (-)	2,390 (8.2%)	1,190 (4.1%)	19,232 (66.0%)	614 (2.1%)	800 (2.7%)	745 (2.6%)
豊後大野市	60,314 (-)	6,110 (10.1%)	4,090 (6.8%)	42,170 (69.9%)	1,233 (2.0%)	1,257 (2.1%)	1,171 (1.9%)

- 注：1) 総数は、国土交通省国土地理院HP 全国都道府県市区町村別面積調の令和元年10月1日現在の面積を示す。  
 2) 耕地は、九州農政局統計部「九州農林水産統計年報（農林業編）」令和元年7月15日現在の面積を示し、端数処理（四捨五入）のため、市町村合算値と合計は必ずしも一致しない。  
 3) 林野は、県林務管理課 令和2年3月31日の面積を示す。  
 4) 宅地は、県市町村振興課「土地に関する概要調書」令和2年1月1日現在の面積を示す。  
 5) ( )内の値は総数に対する割合を示す。

出典:大分県統計年鑑(令和2年版)

(空白)

## 2) 土地利用基本計画

大分市では、大分県による「大分都市計画区域マスタープラン」(平成16年4月)の策定を受け、平成16年12月に「大分市総合都市整備基本計画」を見直し、「大分市都市計画マスタープラン」が策定されている。なお、「大規模集客施設などの立地制限」及び「市街化調整区域における大規模住宅開発の制限」の項目を追加する一部改訂が平成20年5月に行われ、大分県により「大分都市計画区域マスタープラン」及び「佐賀関都市計画区域マスタープラン」が改訂されたことを受け、平成23年3月に改訂が行われている。また、中心市街地での大型事業等の概成に合わせて、平成28年7月に一部改訂が行われている。その後、「大分市立地適正化計画」などの関連計画との整合を図るとともに、「地域まちづくりビジョン」の提言内容など市民意向を踏まえた計画とするため、令和3年3月に改訂が行われている。

「大分市都市計画マスタープラン」は、大分市(大分市の行政区域)全域を計画対象区域とし、都市づくりの基本理念及び将来像、都市づくりの方針、目標人口を明らかにし、広域的な都市間連携と将来の本市の基本的な構成である将来都市構造を描くことを目標として掲げている。また、全体構想として、大分市全域を対象に土地利用、交通施設の整備、市街地整備、自然的環境の保全・整備、都市環境・景観形成、都市防災など、全市レベルでの都市づくりに関する基本的な方針が定められている。

地区別構想によると、対象事業実施区域は、「大南地区」に位置し、まちづくりの目標として「豊かな地域資源を活かした交流拠点の形成」を掲げている。図3.2.2-1に「大南地区」のまちづくりの方針図を示す。





INDEX【主要施設等】	INDEX【法規制、その他】	INDEX【土地利用】	
○ 官公庁	市街化区域・市街化調整区域	商業・業務地	農地
□ 警察署・消防署	海岸線	沿道商業地	集落地
● 小学校	地域界	住工混在地	工業地
▼ 中学校・高校・大学	小学校区界	都心(地区拠点)居住型住宅地	流酒業務地
● 公民館	山頂	一般住宅地	教育・研究施設地
◇ 文化・スポーツ施設		専用住宅地	山地・丘陵地
			優良な農地
INDEX【都市基盤】	都市幹線道路	地域高規格道路	都市公園(計画)
○ ○ ○ ○ 広域連携軸(構想)	同 特に優先的に整備もしくは事業化を目標とする区間	同 特に優先的に整備もしくは事業化を目標とする区間	都市公園(街区公園)
— 広域幹線道路	同 優先的に整備もしくは事業化を目標とする区間	同 優先的に整備もしくは事業化を目標とする区間	都市公園(供用)・緑地
— 同 特に優先的に整備もしくは事業化を目標とする区間	同 計画路線	同 計画路線	河川
— 同 優先的に整備もしくは事業化を目標とする区間	— その他の主な幹線道路	— 高速自動車道	
— 同 計画路線	— 同 整備対象路線	— 鉄道	

出典：「大分市都市計画マスタープラン」（令和3年3月 大分市）

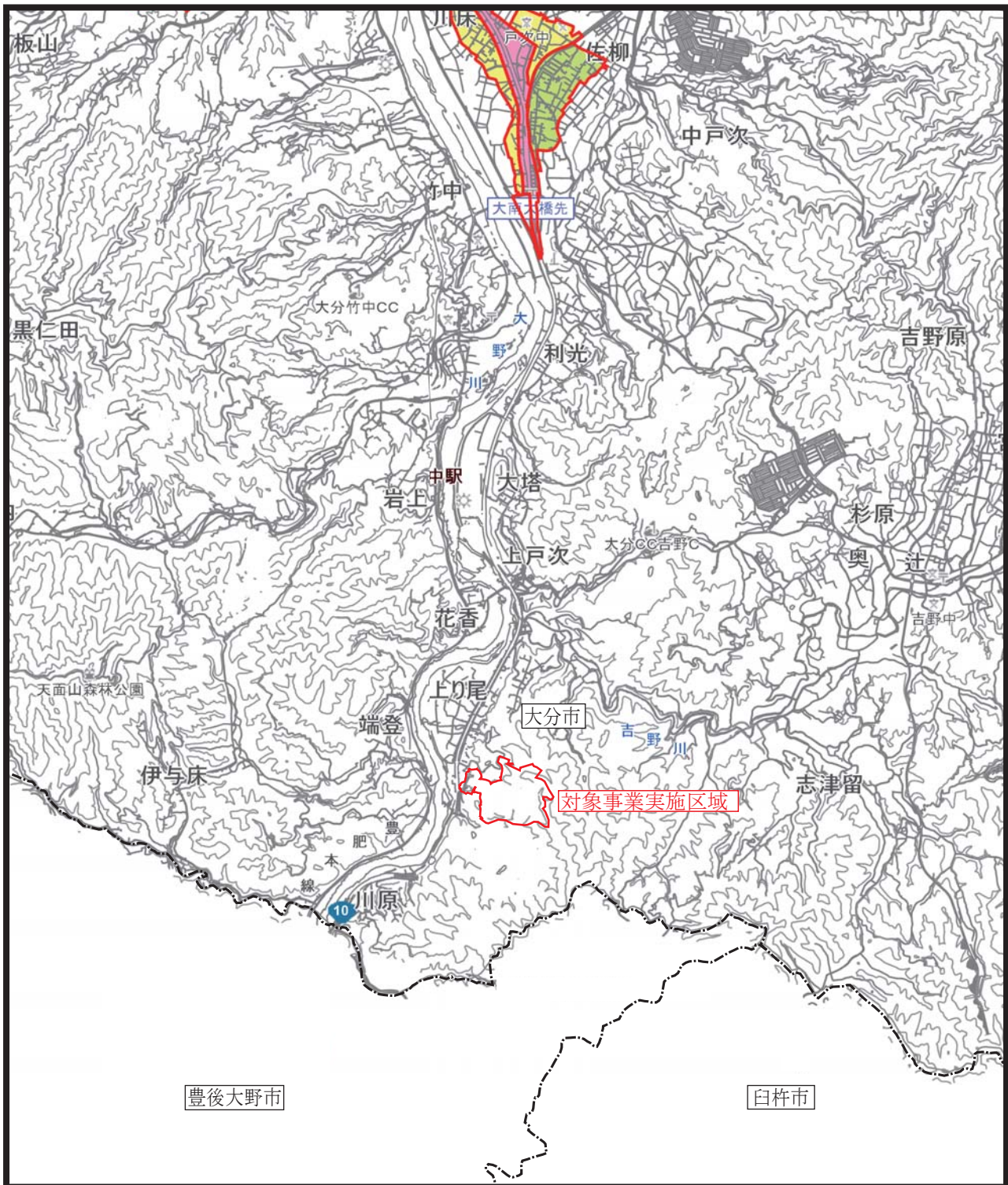
図 3.2.2-1 大南地区のまちづくりの方針図




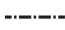




### 3) 都市計画の用途地域

対象事業実施区域及びその周辺における「都市計画法」に基づく用途地域の指定状況は、図 3.2.2-2 に示すとおりである。また、対象事業実施区域の概ね半径 4 km 以内における臼杵市及び豊後大野市の地域では、用途地域の指定はされていない。

対象事業実施区域は市街化調整区域に指定されている。



凡例

-  : 対象事業実施区域
-  : 市界
-  : 第1種中高層住居専用地域
-  : 第1種住居地域
-  : 近隣商業地域
-  : 工業地域



S = 1 : 50,000



図3.2.2-2 用途地域の状況

出典：「おおいたマップ」（令和元年8月 大分市）

### 2.3 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況

対象事業実施区域周辺を流れている大野川の大分市大字鶴崎字竹藤住友化学大分工場高田（堂園）揚水場上流の区域においては、漁業権（大野川漁業協同組合内共第3号第5種共同漁業権遊魚規則）が定められている。

また、対象事業実施区域から下流約8km地点の大野川左岸には白滝取水口があり、取水した水は判田浄水場及び大津留浄水場では工業用水の原水として利用され、判田浄水場にて処理された水の一部は、横尾浄水場にて水道水の原水として利用されている。

一方、別府湾には大分市を流れる一級河川である大分川及び大野川が注いでおり、中央付近には港湾法（昭和25年法律第218号）上の重要港湾に指定された別府港が存在する。また、大分市は瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）上の関係府県の区域であり、汚濁負荷量の総量削減が図られている。

なお、地下水について、大分市では地下水採取規制に関する条例等は定められていない。

(空白)

## 2.4 交通の状況

対象事業実施区域周辺の主要交通網は、図 3.2.4-1 に示すとおりである。

対象事業実施区域の西側には、一般国道 10 号が南北に延び、南西側で一般国道 57 号及び 326 号、南東側で一般国道 502 号に分岐している。主要道路の交通量は表 3.2.4-1 に示すとおりである。

鉄道については、対象事業実施区域の西側に豊肥本線が縦断している。最寄りの駅の乗車人員は表 3.2.4-2 に示すとおりである。

表 3.2.4-1 対象事業実施区域周辺の交通量

番号	路線名	交通量観測地点地名	平成27年度		
			自動車類交通量		大型車混入率
			昼間12時間 (台/日)	24時間 (台/日)	昼間12時間 (%)
①	一般国道10号	大分県大分市上戸次	21,484	27,929	15.1
②		豊後大野市犬飼町久原	8,863	11,502	14.0
③		白杵市野津町大字西寒田字鍋田	6,570	8,576	12.8
④	一般国道57号	豊後大野市犬飼町大字下津尾字下野	11,149	14,048	12.8
⑤		豊後大野市千歳町長峰	1,207	1,353	11.0
⑥	一般国道326号	豊後大野市犬飼町田原	7,664	9,580	14.3
⑦		豊後大野市犬飼町下津尾	5,875	7,285	17.8
⑧	一般国道502号	白杵市野津町大字都原	3,821	4,776	12.6
⑨	県道206号線 (白杵大南線)	—	1,556	1,867	3.9
⑩	県道622号線 (弓立戸次線)	大分市大字竹中3591	680	823	4.3
⑪	県道631号線 (中判田犬飼線)	—	4,108	5,053	11.1
⑫		豊後大野市犬飼町下津尾	390	476	4.4
⑬	県道632号線 (中土師犬飼線)	豊後大野市犬飼町山内	204	245	27.0
⑭	県道636号線 (百枝浅瀬野津線)	—	1,250	1,513	11.9
⑮	県道637号線 (吉野原犬飼線)	大分市大字志津留	142	169	2.8

注：1) 番号は図3.2.4-1の番号を示す。

2) 「昼間12時間」とは、7:00～19:00における交通量を示す。

3) 交通量観測地点名が「—」の地点の数値は、「—」の地点の数値は、推定値を示す。

出典：国土交通省ホームページ（平成27年度 全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査 箇所別基本表）

表 3.2.4-2 最寄の駅の乗車人員

単位：人/日

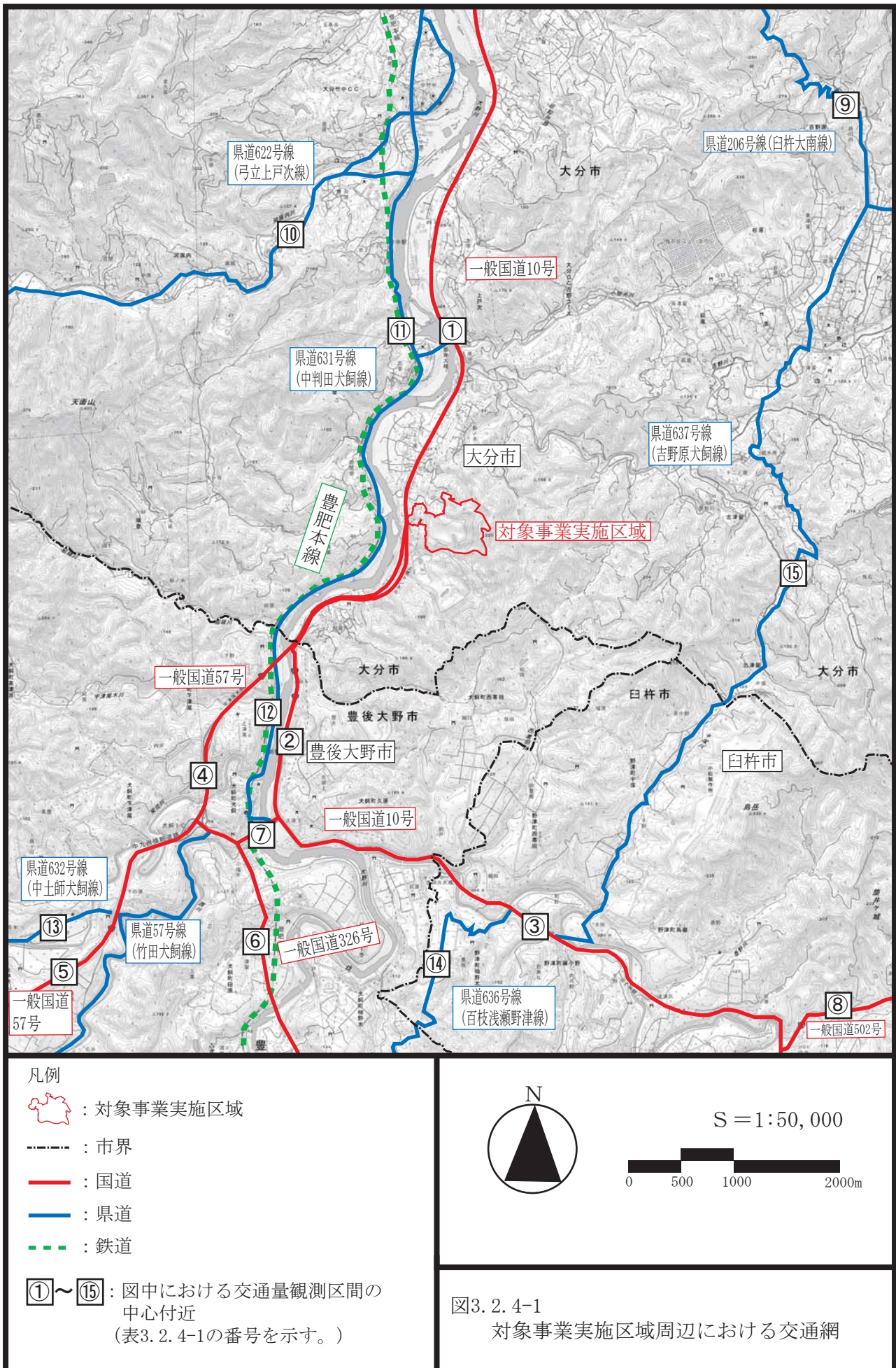
区 分		乗車人員
J R 豊肥本線	竹中駅	36
	犬飼駅	256

注：1) 竹中駅については、平成29年度以降の年間乗降車人数が公表されていないため、平成28年度の年間乗車人員を365日で割り、四捨五入した人数を示す。

2) 犬飼駅については、九州旅客鉄道株式会社「駅別乗車人員上位300駅(2020)」による人数を示す。

出典：大分県統計年鑑（令和3年版）  
九州鉄道大分支社ホームページ







## 2.5 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の状況

対象事業実施区域周辺の学校、病院等の位置は図 3.2.5-1 に示すとおりである。

対象事業実施区域周辺には、保育園・幼稚園・保育施設が 5 施設、小学校中学校が 7 施設、病院等が 4 施設、福祉施設等が 15 施設位置しており、高専・大学は存在しない。

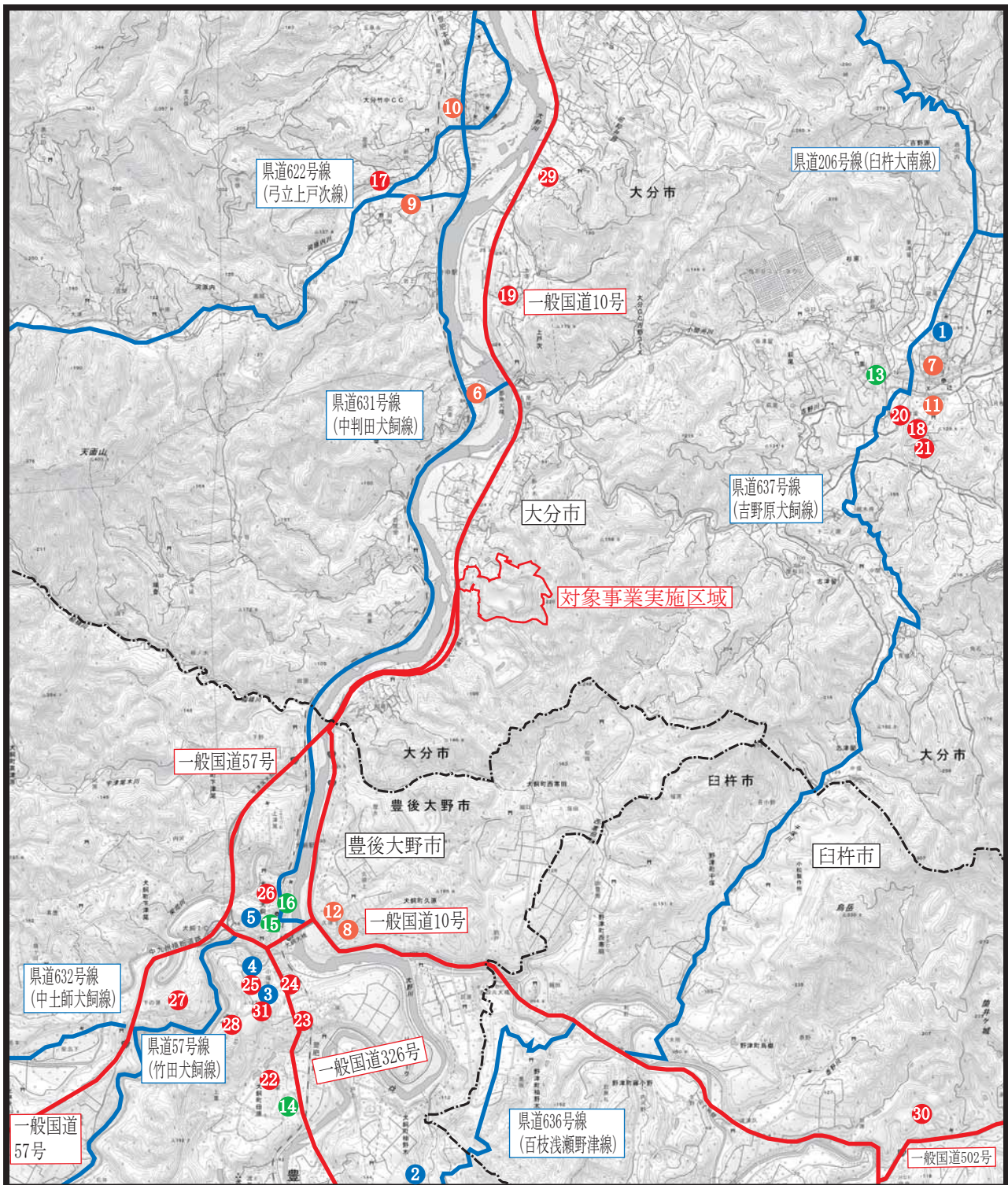
なお、周辺は広く山林となっているが、その北北西には上り尾地区の集落、大野川の西には岩屋金、鳥巣地区の集落がみられる。









表 3.2.5-1 学校等の環境の保全に特に配慮する施設等の配置の状況

地点 番号	施設等 区分	名 称	所 在 地	対象事業実施区域 からの距離(km)
1	保育園・ 幼稚園・ 保育施設	吉野こども園*	大分市大字辻 225-1	4.4
2		通山幼稚園	豊後大野市犬飼町袖野木 1732-1	4.7
3		いぬかいこども園*	豊後大野市犬飼町田原 1419	3.8
4		こども発達・子育て支援センター なかよし・ひろば	豊後大野市犬飼町田原 1414-1	3.8
5		犬飼幼稚園	豊後大野市犬飼町犬飼 8-3	3.4
6	小学校 中学校	上戸次小学校	大分市大字端登 1792	1.9
7		吉野小学校	大分市大字辻 654	4.1
8		犬飼小学校	豊後大野市犬飼町久原 711	2.7
9		竹中中学校 二豊学園分校	大分市 大字端登 5	3.8
10		竹中中学校	大分市大字竹中 3621	4.4
11		吉野中学校	大分市大字辻 812	4.1
12		犬飼中学校	豊後大野市犬飼町久原 900	2.8
13	病院等	吉野診療所	大分市大字奥 31	3.8
14		いぬかい児玉医院	豊後大野市犬飼町田原 1105-1-1	4.2
15		岡本医院 おかもと糖尿病・内分泌クリニック	豊後大野市犬飼町犬飼 11-1	3.2
16		宇野医院	豊後大野市犬飼町犬飼 80-2	2.7
17	特別養護老人 ホーム	清静園指定介護老人福祉施設	大分市大字竹中 5268	3.8
18		特別養護老人ホーム 誠寿園	大分市大字辻 902	3.9
19	その他 福祉施設	デイサービス花ごころ	大分市 大字上戸次 6067	2.6
20		ひまわり園	大分市大字辻 911	3.9
21		ひまわりの家	大分市大字辻 1391	3.9
22		いぬかい偕生園	豊後大野市犬飼町田原 2307	4.1
23		デイサービスセンターフィットネスひかり	豊後大野市犬飼町田原 302-1	3.8
24		有料老人ホームケンコー	豊後大野市犬飼町田原 77-7	3.4
25		相談支援事業所プラス	豊後大野市犬飼町田原 1414-1	3.6
26		グループホームかわしま	豊後大野市犬飼町下津尾 3709-8	2.9
27		めぶき園	豊後大野市犬飼町下津尾 4355-10	3.9
28		社会福祉法人豊後大野市社会福祉協議会 デイサービスセンターあけぼの	豊後大野市犬飼町田原 1513-1	3.9
29		社会福祉法人知的障害者更生施設杉の木会 第二杉の木園	大分市大字上戸次利光 3967-2	3.5
30		恵の聖母の家	臼杵市野津町大字都原 3601-2	5.5
31		豊後大野市 犬飼公民館	豊後大野市犬飼町田原 1476	3.6

注：※は認定こども園を示す。

出典：大分県ホームページ  
「おおいたマップ」(大分市)  
豊後大野市ホームページ  
臼杵市ホームページ



- 凡例
-  : 対象事業実施区域
  -  : 市界
  -  : 国道
  -  : 県道
  -  : 保育園・幼稚園・保育施設
  -  : 小学校・中学校
  -  : 病院等
  -  : 特別養護老人ホーム、その他福祉施設
- (図中の番号は、表3.2.5-1の番号を示す。)

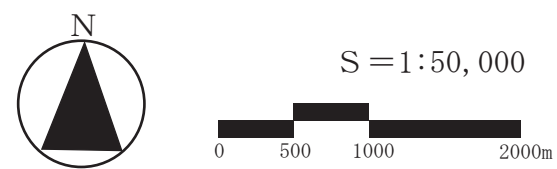


図3.2.5-1 学校等の環境の保全に特に配慮する施設等の分布の状況

## 2.6 下水道の整備の状況

大分市の下水道の普及状況は、表 3.2.6-1、図 3.2.6-1 に示すとおりであり、令和 2 年度における人口による下水道普及率は 64.7%、水洗化率は 92.7%、面積による下水道整備率は排水面積で 71.0%、処理面積で 71.0%となっている。

なお、対象事業実施区域は下水道の供用区域ではない。

表 3.2.6-1 (1/2) 下水道の普及状況 (人口による普及状況)

年 度	総人口 (A)	普 及 人 口			普及率	水洗化率
		排水区域内 人 口	処理区域内 人 口 (B)	水 洗 化 人 口 (C)	B/A	C/B
	(人)	(人)	(人)	(人)	(%)	(%)
平成 28 年度	478,491	299,377	299,377	265,700	62.6	88.8
平成 29 年度	478,222	301,524	301,524	268,299	63.1	89.0
平成 30 年度	477,858	303,149	303,149	270,201	63.4	89.1
令和元年度	477,393	304,243	304,243	281,912	63.7	92.7
令和 2 年度	477,448	308,870	308,870	286,261	64.7	92.7

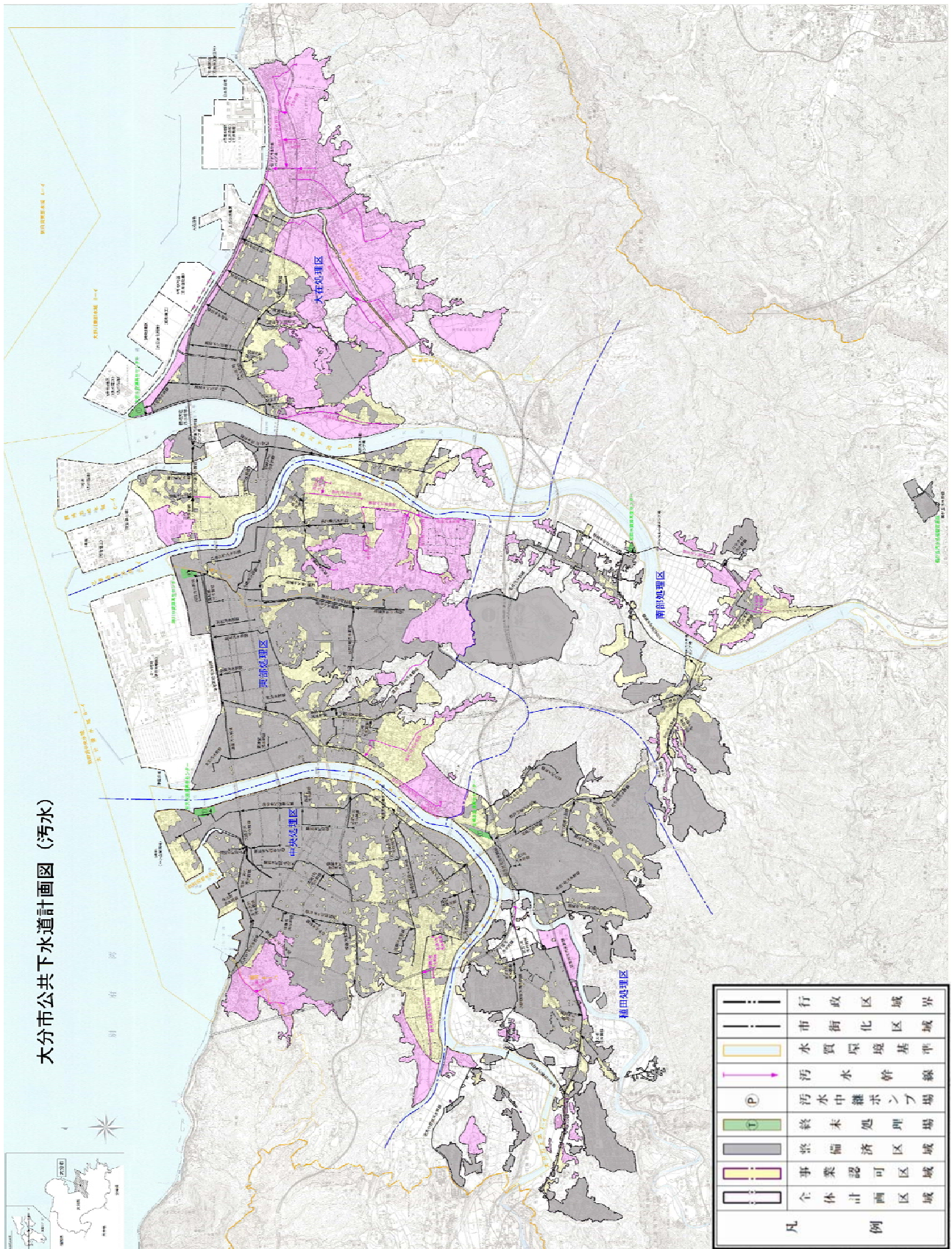
出典：大分市統計年鑑（令和 3 年版）

表 3.2.6-1 (2/2) 下水道の普及状況 (面積による整備状況及び整備率)

年 度	下水道法事業	整 備 面 積		整 備 率	
	計画面積 (A)	排水面積 (C)	処理面積 (D)	C/A	D/A
	(ha)	(ha)	(ha)	(%)	(%)
平成 28 年度	7,602.6	5,560.4	5,560.4	73.1	73.1
平成 29 年度	7,602.6	5,637.9	5,637.9	74.2	74.2
平成 30 年度	8,048.3	5,670.3	5,670.3	70.5	70.5
令和元年度	8,128.0	5,738.6	5,738.6	70.6	70.6
令和 2 年度	8,173.2	5,801.4	5,801.4	71.0	71.0

出典：大分市統計年鑑（令和 3 年版）





出典：大分市ホームページ（大分市公共下水道整備済図）

図 3.2.6-1 下水道の整備の状況(令和 3 年 3 月 31 日現在)

## 2.7 文化財の状況

対象事業実施区域及びその周辺に位置する大分市、豊後大野市及び臼杵市の文化財としては、国宝、有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物等が表 3.2.7-1 に示すとおり指定及び登録、選択されている。

大分市では国指定等が 62 件、県指定等が 78 件、市指定等が 83 件、豊後大野市では国指定等が 22 件、県指定等が 97 件、市指定等が 388 件、臼杵市では国指定等が 28 件、県指定等が 43 件、市指定等が 45 件ある。

対象事業実施区域及びその周辺の遺跡は、表 3.2.7-2 及び図 3.2.7-1 に示すとおりである。

対象事業実施区域周辺付近には、大野川対岸に岩金屋遺跡がある。

表 3.2.7-1 大分市、豊後大野市及び臼杵市の指定文化財

市名	区分	国宝	重要文化財	重要有形民俗文化財	重要無形民俗文化財	有形文化財	無形文化財	有形民俗文化財	無形民俗文化財	特別史跡	史跡	名勝	特別天然記念物	天然記念物	選択無形民俗文化財	登録有形文化財	登録記念物(名勝地)	登録史跡	登録天然記念物
大分市	国指定	—	14	—	—	—	—	—	—	—	9	—	—	2	1	36	—	—	—
	県指定	—	—	—	—	62	—	—	—	—	12	—	—	2	2	—	—	—	—
	市指定	—	—	—	—	59	1	3	6	—	9	—	—	4	1	—	—	—	—
豊後大野市	国指定	—	4	1	1	—	—	—	—	—	6	—	1	—	—	7	2	—	—
	県指定	—	—	—	—	64	—	5	7	—	11	—	—	8	2	—	—	—	—
	市指定	—	—	—	—	206	—	18	73	—	59	3	—	29	—	—	—	—	—
臼杵市	国指定	1	6	—	—	—	—	—	—	1	2	—	—	1	—	17	—	—	—
	県指定	—	—	—	—	29	1	1	4	—	5	—	—	3	—	—	—	—	—
	市指定	—	—	—	—	—	—	1	3	—	14	1	—	9	—	9	—	6	2

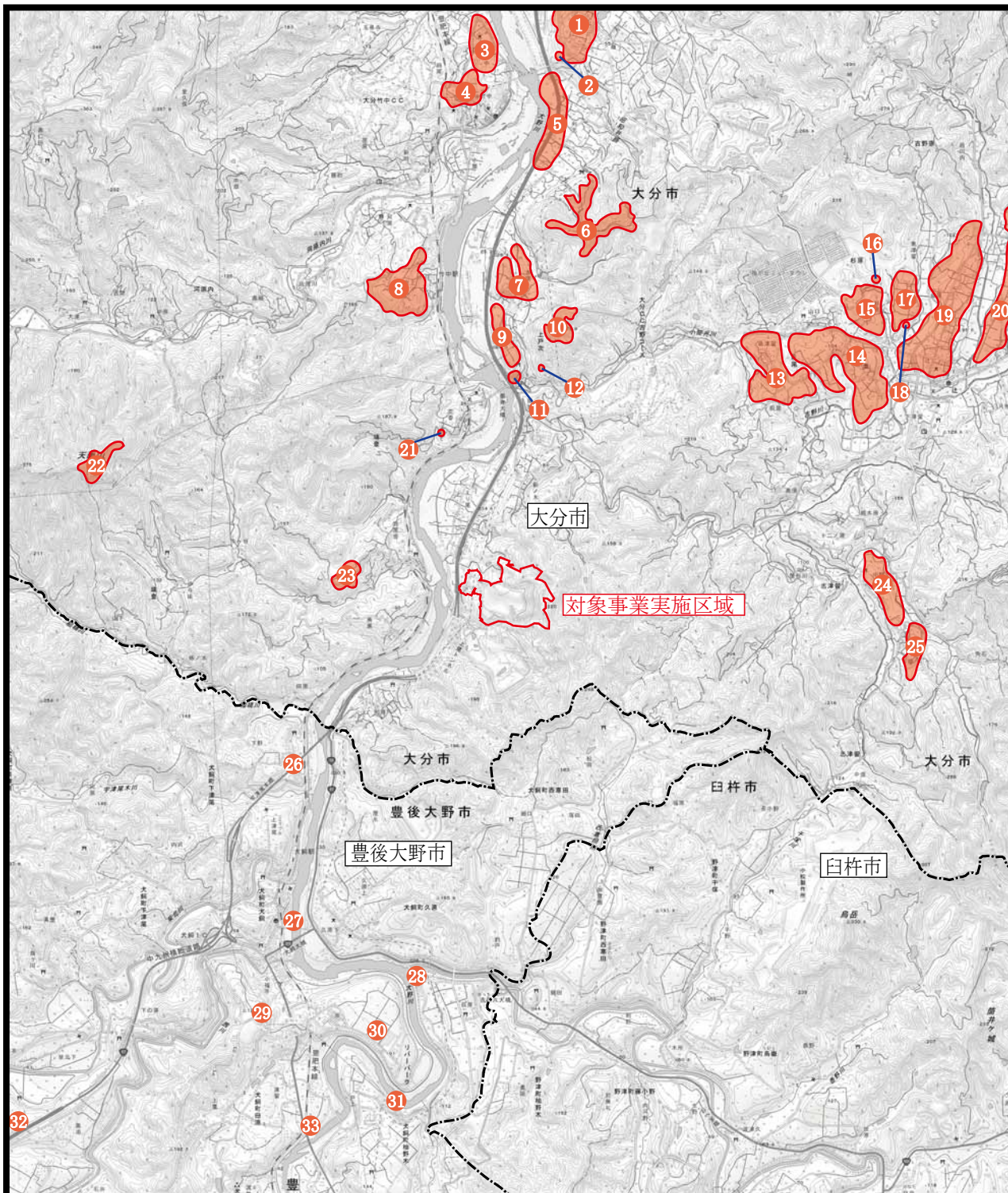
出典：大分県ホームページ（県内の国・県指定文化財）  
大分市ホームページ（大分市の文化財）  
豊後大野市ホームページ（市内文化財一覧）  
臼杵市ホームページ（臼杵市所在指定文化財一覧）


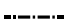

表 3.2.7-2 対象事業実施区域周辺の遺跡

番号	遺跡の名称	番号	遺跡の名称
1	峰遺跡	18	碓尾磨崖仏付板碑形連碑
2	長曾我部信親墓	19	辻遺跡
3	中竹中・小屋遺跡	20	平田遺跡
4	鏡城跡	21	花香キリシタン墓
5	利光遺跡	22	天面山城跡
6	鶴ヶ城跡	23	岩屋金遺跡
7	大塔遺跡	24	中間遺跡
8	岩上遺跡	25	長畑遺跡
9	応当遺跡	26	下野遺跡
10	応当城跡	27	犬飼港跡
11	応当南遺跡	28	吐合港跡
12	大塔磨崖碑	29	鳥穴遺跡
13	桑津留遺跡	30	舞田原遺跡
14	奥遺跡	31	舞田原横穴墓
15	杉原遺跡	32	高添遺跡
16	杉原石造群	33	津留遺跡
17	東津留遺跡	—	—

出典：おおいたマップ（大分市）  
豊後大野市埋蔵文化財ハンドブック  
郷土の歴史（豊後大野市教育委員会）





- 凡例
-  : 対象事業実施区域
  -  : 市界
  -  : 遺跡の位置
  - ① ~ ③③ (表3.2.7-2の番号を示す。)

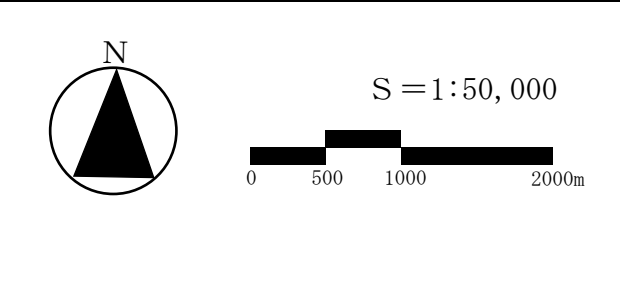


図3.2.7-1 対象事業実施区域周辺の遺跡

出典：「おいたマップ」(大分市)  
「豊後大野市内埋蔵文化財ハンドブック 郷土の歴史」(豊後大野市教育委員会)

## 2.8 環境の保全を目的として指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容

### 1) 環境法令等による地域・区域等の指定状況

対象事業実施区域及び調査地域における環境の保全を目的とする法令等に基づく主な地域・区域等の指定状況を表 3.2.8-1 に示す。生活環境の区分の法令等については、対象事業実施区域または調査地域に指定地域等が存在するものを記載した。

表 3.2.8-1 法令等に基づく主な地域・区域等の指定状況

区分	法令等	地域・区域等	指定の有無	
			対象事業実施区域	調査地域
生活環境	騒音規制法	騒音について規制する地域	○	○
	大分市騒音防止条例	騒音について規制する区域	○	○
	振動規制法	振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域	○	○
	悪臭防止法	悪臭原因物の排出を規制する地域	×	○
	水質汚濁防止法	指定地域（総量削減）	○	○
	瀬戸内海環境保全特別措置法	瀬戸内海の環境の保全に関係がある府県	○	○
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	指定地域（地下に廃棄物がある土地）	×	○
自然環境	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）	生息地等保護区	×	×
	大分県希少野生動植物の保護に関する条例	生息地等保護区	×	×
	自然公園法	国立公園、国定公園	×	×
	大分県立自然公園条例	県立自然公園	×	×
	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区、特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域	×	×
	森林法	保安林	×	○
	自然環境保全法	原生自然環境保全地域、自然環境保全地域	×	×
	大分県自然環境保全条例	県自然環境保全地域	×	×
	大分市名木保存条例	指定名木、指定樹林	×	○
	国土利用計画法	都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域	○	○
土地利用	都市緑地法	緑地保全地域、緑化地域	×	×
	生産緑地法	生産緑地地区	×	×
	大分市緑の保全及び創造に関する条例	郷土の緑保全地区	×	×
	都市計画法	都市計画区域（風致地区）	×	×
	大分市景観条例	景観計画区域	○	○
	砂防法	砂防指定地	×	○
	地すべり等防止法	地すべり防止区域	×	○
	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域	×	○
	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域	×	○

## (1) 生活環境

### ① 騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）

騒音規制法では、住居が集合している地域、病院又は学校の周辺の地域その他の騒音を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域を特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域として指定することとされている。

対象事業実施区域は、騒音について規制する地域として指定されている。

### ② 大分市騒音防止条例（昭和 50 年大分市条例第 48 号）

大分市騒音防止条例では、工場等における事業活動に伴って発生する騒音及び建設作業に伴って発生する騒音並びに商業宣伝を目的とした拡声機を使用する放送に係る騒音及び飲食店営業等に係る夜間における騒音について、当該騒音の種別及び地域住民の生活環境を保全する必要の区分に応じて規制するため、当該区分の区域として指定するものとしている。

対象事業実施区域は、騒音について規制する区域として指定されている。

### ③ 振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）

振動規制法では、住居が集合している地域、病院又は学校の周辺の地域その他の地域で振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域を指定することとされている。

対象事業実施区域は、振動について規制する地域として指定されている。

### ④ 悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号）

悪臭防止法では、住民の生活環境を保全するため悪臭を防止する必要があると認める住居が集合している地域その他の地域を、工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物の排出を規制する地域として指定することとされている。

対象事業実施区域は、悪臭について規制する地域として指定されていないが、調査地域に含まれる豊後大野市は市全域が指定された地域となっている。

### ⑤ 水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）

水質汚濁防止法では、人口及び産業の集中等により、生活又は事業活動に伴い排出された水が大量に流入する広域の公共用水域であり、かつ、同法で定める排水基準のみによっては水質環境基準の確保が困難であると認められる水域について指定項目ごとに指定水域を定め、指定水域における指定項目に係る水質の汚濁の防止を図るため、指定水域の水質の汚濁に関係のある地域として指定地域を定めることとしている。

指定地域では、特定事業場で 1 日当たりの平均的な排水量が 50m<sup>3</sup> 以上のものについて総量規制基準が定められている。

調査地域は、指定水域（瀬戸内海）の水質の汚濁に関係のある地域として指定された指定地域内に位置する。

⑥ 瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和 48 年法律第 110 号）

瀬戸内海環境保全特別措置法では、特別の措置を講じ、瀬戸内海の環境の保全を図ることとしており、瀬戸内海の環境の保全に関係がある府県を関係府県の区域と指定している。

関係府県の区域では、特定施設を設置しようとする場合、原則、許可を受けなければならない。

調査地域は、関係府県の区域として指定された区域内に位置する。

⑦ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、廃棄物が地下にある土地で、あって土地の掘削その他の土地の形質の変更が行われることにより、当該廃棄物に起因する生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがある区域について、指定区域として指定することとされている。

対象事業実施区域には、本法に基づく指定区域が存在しないが、調査地域には 2 箇所存在している。

指定区域の概要を表 3. 2. 8-2 に示す。

表 3. 2. 8-2 廃棄物が地下にある土地として指定された区域

市町村	指定年月日	指定番号	指定区域の所在地
大分市	平成31年2月13日	産廃-15	大分市大字上戸次字川場形19番1、15番、16番
大分市	平成31年2月13日	産廃-16	大分市大字竹中字小屋4969番6、4969番7、4969番8、4970番2、4970番6、4970番7

出典：大分市ホームページ

## (2) 自然環境

### ① 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）（平成 4 年法律第 75 号）

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律では、国内希少野生動植物種の保存のため必要があると認めるときは、その個体の生息地又は生育地及びこれらと一体的にその保護を図る必要がある区域であって、その個体の分布状況及び生態その他その個体の生息又は生育の状況を勘案してその国内希少野生動植物種の保存のため重要と認めるものを、生息地等保護区として指定することができる」とされている。

調査地域には、生息地等保護区は指定されていない。

### ② 大分県希少野生動植物の保護に関する条例（平成 18 年大分県条例第 14 号）

大分県希少野生動植物の保護に関する条例では、指定希少野生動植物の保護のため必要があると認めるときは、その個体の生息地又は生育地及びこれらと一体的にその保護を図る必要がある区域であって、その個体の分布状況及び生態その他その個体の生息又は生育の状況を勘案してその指定希少野生動植物の保護のため重要と認めるものを、生息地等保護区として指定することができる」とされている。

調査地域には、生息地等保護区は指定されていない。

### ③ 自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）

自然公園法では、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的とし、国立公園及び国定公園を指定するとされている。

調査地域には、国立公園及び国定公園は指定されていない。

### ④ 大分県立自然公園条例（昭和 32 年大分県条例第 74 号）

大分県立自然公園条例では、自然公園法の規定に基づき、県内にある優れた自然風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、県民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的とし、県立自然公園を指定するとされている。

調査地域には、県立自然公園は指定されていない。

### ⑤ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律では、鳥獣の種類その他鳥獣の生息の状況等を勘案して、当該鳥獣の保護を図るため特に必要があると認めるときは、鳥獣保護区として指定することができる」とされている。また、銃器又は特定猟具を使用した鳥獣の捕獲等に伴う危険の予防又は指定区域の静穏の保持のため、特定猟具を使用した鳥獣の捕獲等を禁止し、または制限する必要があると認める区域を、特定猟具ごとに、特定猟具使用禁止区域又は特定猟具使用制限区域として指定することができる」とされている。

調査地域には、鳥獣保護区及び特定猟具使用禁止区域又は特定猟具使用制限区域は指定されていない。



## ⑥ 森林法（昭和 26 年法律第 249 号）

森林法では、水源の涵養、土砂の流出及び崩壊の防備、公衆の保健、名所又は旧跡の風致の保存等の目的を達成するために必要があるときは、森林を保安林として指定することができることとされている。

対象事業実施区域には、保安林の指定はないが、調査地域には保安林に指定された地域が存在する。保安林の位置を図 3.2.8-1 に示す。

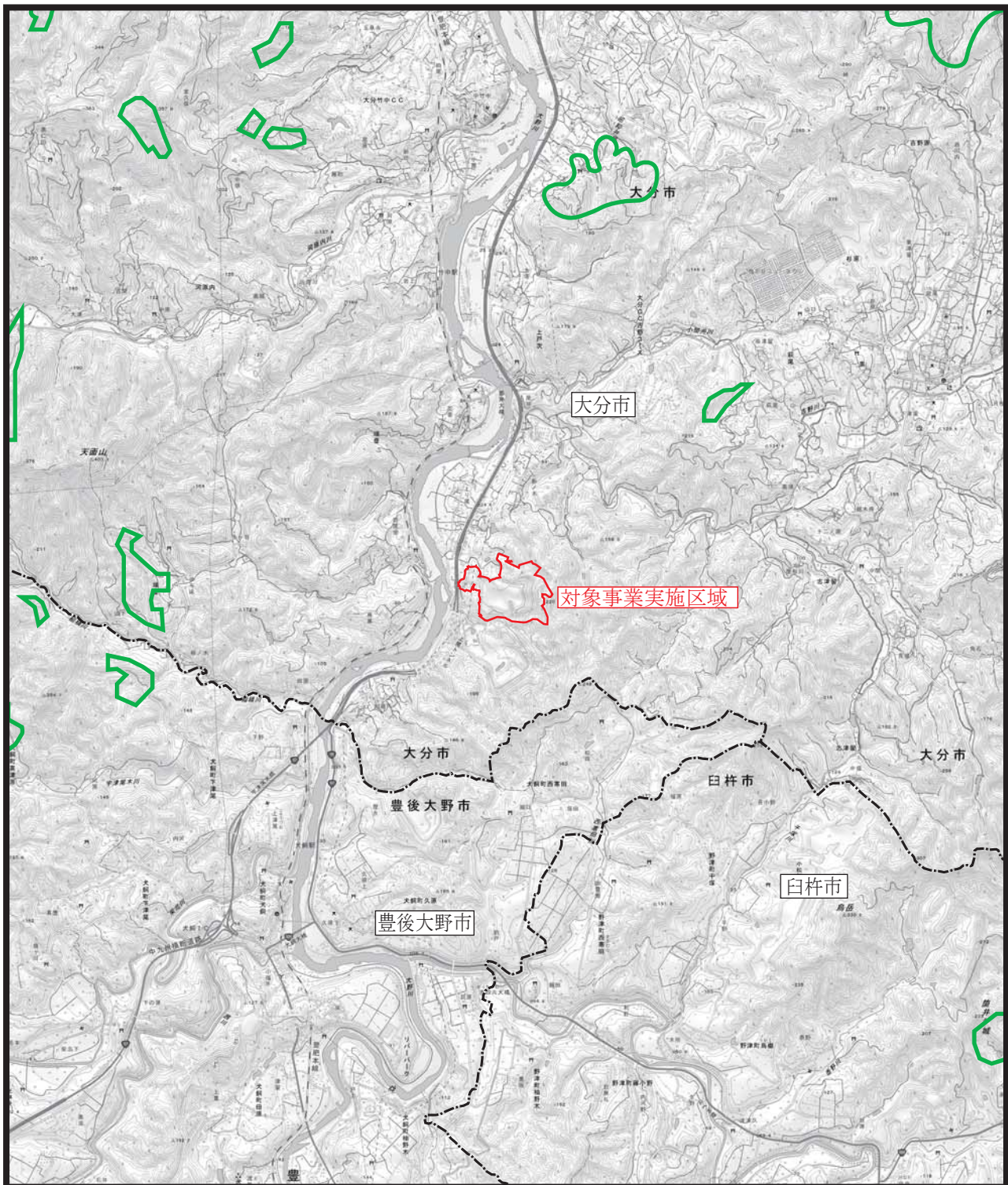
## ⑦ 自然環境保全法（昭和 32 年法律第 161 号）

自然環境保全法では、その区域における自然環境が人の活動によって影響を受けることなく原生の状態を維持しており、かつ、政令で定める面積以上の面積を有する土地の区域であって、国又は地方公共団体が所有するもの（森林法 第 25 条第 1 項又は第 25 条の 2 第 1 項若しくは第 2 項の規定により指定された保安林（同条第 1 項後段又は第 2 項後段において準用する同法第 25 条第 2 項の規定により指定された保安林を除く。）の区域を除く。）のうち、当該自然環境を保全することが特に必要なものを原生自然環境保全地域として指定することができることとされている。


また、原生自然環境保全地域以外の区域で、次の各項目のいずれかに該当するその面積が政令で定める面積以上のもののうち、自然的社会的諸条件からみてその区域における自然環境を保全することが特に必要なものを、自然環境保全地域として指定することができることとされている。

- ・ 高山性植生又は亜高山性植生が相当部分を占める森林又は草原の区域
- ・ 優れた天然林が相当部分を占める森林の区域
- ・ 地形若しくは地質が特異であり、または特異な自然の現象が生じている土地の区域及びこれと一体となって自然環境を形成している土地の区域
- ・ その区域内に生存する動植物を含む自然環境が優れた状態を維持している海岸、湖沼、湿原又は河川の区域
- ・ その海域内に生存する熱帯魚、さんご、海藻その他の動植物を含む自然環境が優れた状態を維持している海域
- ・ 植物の自生地、野生動物の生息地その他の政令で定める土地の区域でその区域における自然環境が前各項目に掲げる区域における自然環境に相当する程度を維持しているもの


調査地域には、原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域は指定されていない。



凡例

 : 対象事業実施区域

 : 市界

 : 保安林



S = 1 : 50,000



図3.2.8-1 保安林位置図

出典：「土地利用調整総合支援ネットワークシステム (LUCKY)」(国土交通省)

⑧ 大分県自然環境保全条例（昭和 47 年大分県条例第 38 号）

大分県自然環境保全条例では、次の各項目のいずれかに該当するその面積が規則で定める面積以上のもののうち、自然的社会的諸条件からみてその区域における自然環境を保全することが特に必要なものを県自然環境保全地域として指定することができる」とされている。

- ・ 高山性植生又は亜高山性植生が相当部分を占める森林又は草原の区域(これと一体となって自然環境を形成している土地の区域を含む。)
  - ・ 優れた天然林が相当部分を占める森林の区域(これと一体となって自然環境を形成している土地の区域を含む。)
  - ・ 地形若しくは地質が特異であり、又は特異な自然の現象が生じている土地の区域及びこれと一体となって自然環境を形成している土地の区域
  - ・ その区域内に生存する動植物を含む自然環境が優れた状態を維持している海岸、湖沼、湿原又は河川の区域
  - ・ 植物の自生地、野生動物の生息地その他の規則で定める土地の区域でその区域における自然環境が前各項目に掲げる区域における自然環境に相当する程度を維持しているもの
  - ・ 前各項目に掲げる区域のほか、知事が特に必要と認めるもの
- 調査地域には、県自然環境保全地域は指定されていない。

⑨ 大分市名木保存条例（昭和 48 年大分市条例第 37 号）

大分市名木保存条例では、美しい自然の緑が人々の心にうるおいをもたらす古木、巨木並びに樹林を名木として保存し、大分市の緑化推進に寄与することを目的として、古木、巨木並びに樹林のうち保存を必要とするものについては、その所有者の同意を得て、または申請により名木に指定することができる」とされており、本条例施行規則に次の基準によることとされている。

ア 古木又は巨木については、次のいずれかに該当し、健全であること。

- ア) 1.5メートルの高さにおける幹の周囲がおおむね1.5メートル以上のもの
- イ) 高さがおおむね20メートル以上のもの
- ウ) はん登性樹木で枝葉の広がりがおおむね30平方メートル以上のもの
- エ) その他特に価値あるもので保存を必要とするもの

イ 樹林については、その集団面積が300平方メートル以上であり、かつ、健全であること。

対象事業実施区域には、本条例に基づく指定名木・指定樹林は存在しないが、調査地域には存在する。

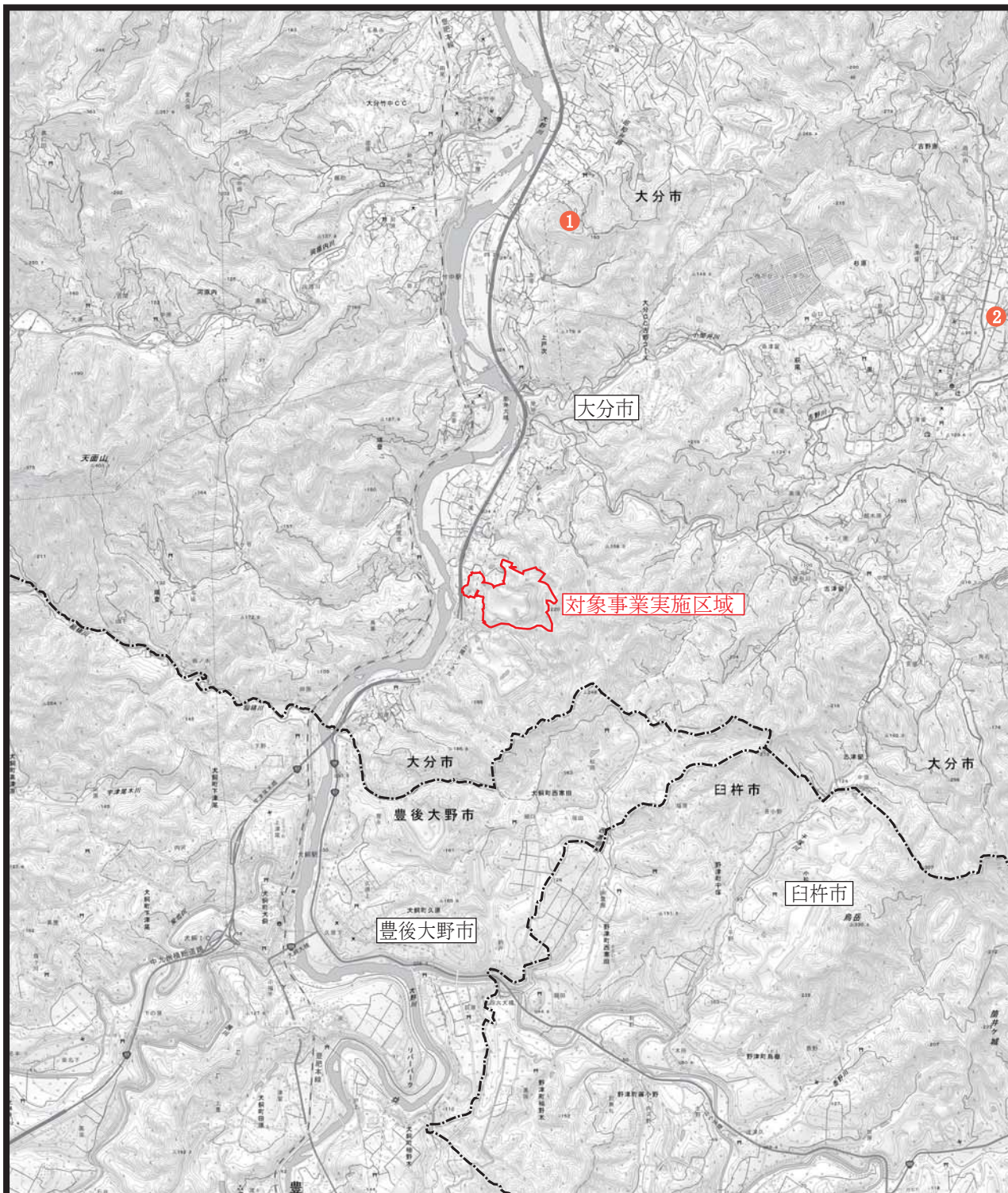
指定名木・指定樹林の概要を表 3.2.8-3 に、指定名木・指定樹林の位置を図 3.2.8-2 に示す。



表 3.2.8-3 指定名木・指定樹林

番号	市町村	名称	住所・所在地	所有者	形状・面積	指定年月日
1	大分市	こじい	大分市大字上戸次4313	個人	高さ：15m 幹周：2.9m	平成24年5月1日
2	大分市	高尾神社の森	大分市大字宮尾・高尾神社	高尾神社	3,000m <sup>2</sup>	昭和49年2月1日

出典：大分市ホームページ  
大分市緑の基本計画（2019年3月）





- 凡例
-  : 対象事業実施区域
  -  : 市界
  - ① ~ ② : 指定名木・指定樹林  
(表3.2.8-3の番号を示す。)



S = 1 : 50,000



図3.2.8-2 指定名木・指定樹林位置図

### (3) 土地利用

#### ① 国土利用計画法（昭和 49 年法律第 92 号）

国土利用計画法では、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮して、健康で文化的な生活環境の確保と国土の均衡ある発展を図るために、土地利用基本計画として、都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域を定めることとされている。

対象事業実施区域は、都市地域（市街化調整区域）、農業地域及び森林地域に、調査地域は都市地域（市街化調整区域）（豊後大野市及び臼杵市の範囲を除く）、農業地域及び森林地域に指定されている。調査地域周辺の土地利用計画図を図 3.2.8-3 に示す。

#### ② 都市緑地法（昭和 48 年法律第 72 号）

都市緑地法では、都市計画区域又は準都市計画区域内の緑地で次の各項目のいずれかに該当する相当規模の土地の区域については、都市計画に緑地保全地域を定めることができるとされている。

- ・無秩序な市街地化の防止又は公害若しくは災害の防止のため適正に保全する必要があるもの
- ・地域住民の健全な生活環境を確保するため適正に保全する必要があるもの

また、都市計画区域内の都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域が定められた土地の区域のうち、良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足し、建築物の敷地内において緑化を推進する必要がある区域については、都市計画に、緑化地域を定めることができるとされている。

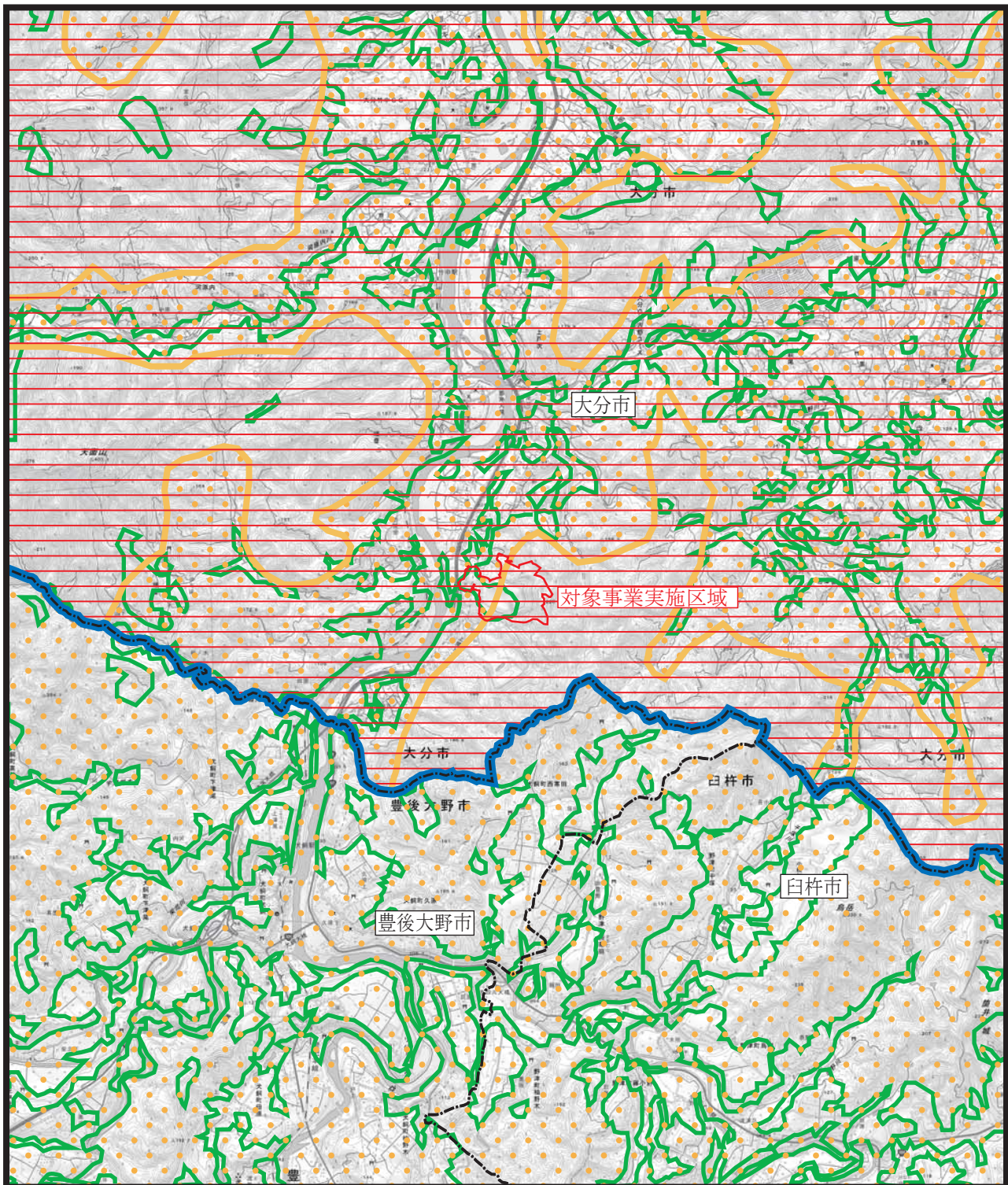
調査地域には、緑地保全地域及び緑化地域は定められていない。

#### ③ 生産緑地法（昭和 49 年法律第 68 号）

生産緑地法では、市街化区域内にある農地等で、公害又は災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全等良好な生活環境の確保に相当の効用があり、かつ、公共施設等の敷地の用に供する土地として適しているもの等の区域を生産緑地地区として定めることができるとされている。

調査地域には、生産緑地地区は定められていない。





凡例

- : 対象事業実施区域
- : 市界
- : 都市地域
- : 市街化調整区域
- : 農業地域
- : 森林地域



S = 1:50,000



図3.2.8-3 土地利用計画図

出典：「土地利用調整総合支援ネットワークシステム (LUCKY)」(国土交通省)

#### ④ 大分市緑の保全及び創造に関する条例（平成 13 年大分市条例第 3 号）

大分市緑の保全及び創造に関する条例では、次の各項目に掲げる緑の目的に応じ、当該各項目に定める要件に該当する緑の存する地区を郷土の緑保全地区として指定することができることとされている。

- ・環境保全

快適な都市環境を保全し、市民と自然との共生若しくは豊かな触れ合いを確保し、又は貴重な動植物の生息地若しくは生育地の保全を図るために必要な地区

- ・レクリエーション

公共施設の整備による緑の保全等を図ることにより、市民に安らぎと憩いを与え、良好な生活環境を形成するために必要な地区

- ・防災

地滑り、水害その他の災害を防止し、又は災害時における遮断地帯、緩衝地帯若しくは避難地帯を形成するために必要な地区

- ・景観保全

山地、丘陵地、農地、公園その他良好で文化的な市民生活に寄与している景観の保全を図るために必要な地区

調査地域には、郷土の緑保全地区は指定されていない。

#### ⑤ 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）

都市計画法では、市又は人口、就業者数その他の事項が政令で定める要件に該当する町村の中心の市街地を含み、かつ、自然的及び社会的条件並びに人口、土地利用、交通量その他国土交通省令で定める事項に関する現況及び推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域を都市計画区域として指定するものとされている。その中で、風致地区は都市の風致を維持するため定める地区とされ、風致地区内における建築物の建築、宅地の造成、木竹の伐採その他の行為については、政令で定める基準に従い、地方公共団体の条例で、都市の風致を維持するため必要な規制をすることができることとされている。

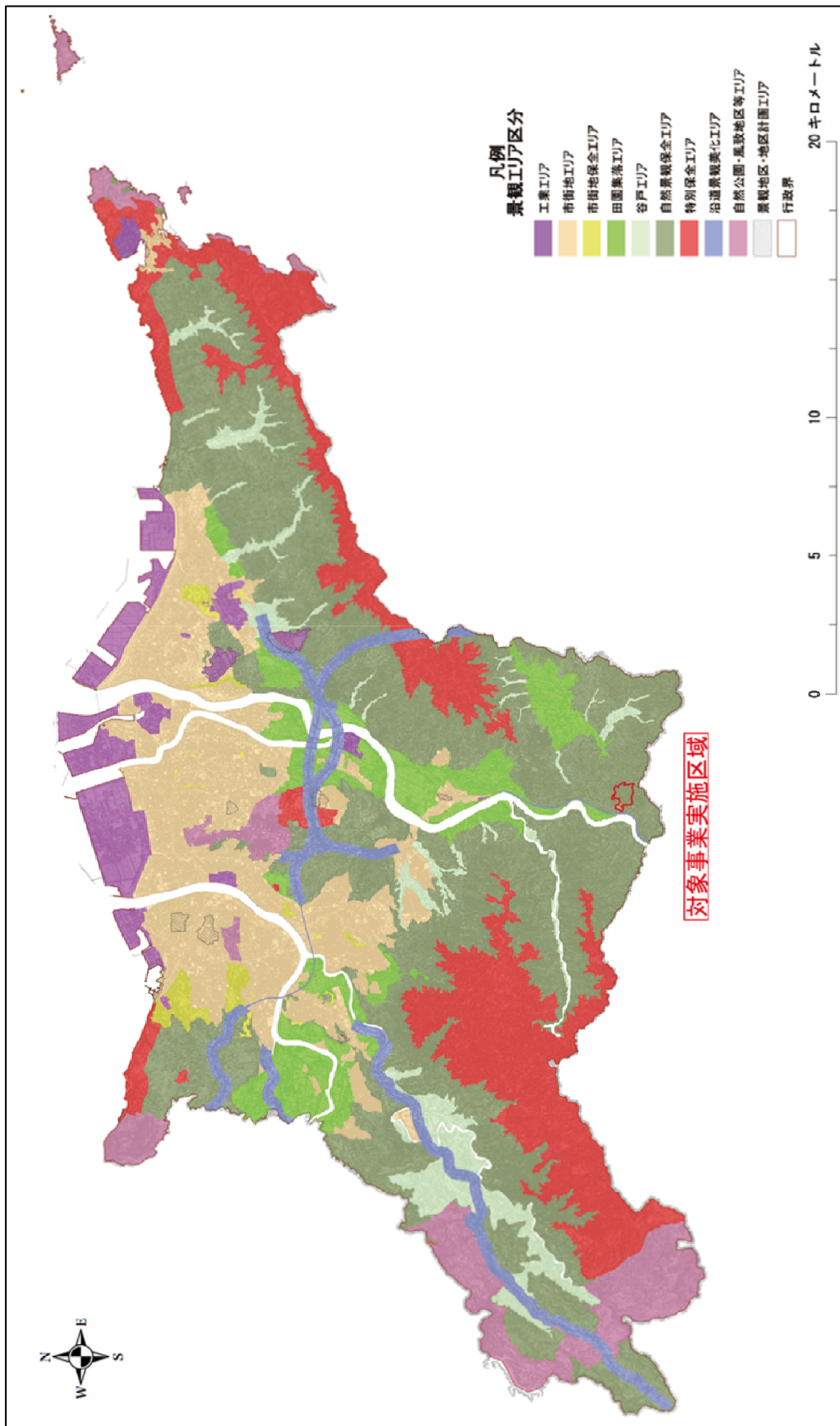
調査地域には、風致地区は指定されていない。

#### ⑥ 大分市景観条例（平成 19 年大分市条例第 2 号）

大分市景観条例では、良好な景観の形成に関し、基本理念を定め、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、景観法（平成 16 年法律第 110 号）の規定に基づく景観計画の策定その他の景観に関する施策の実施について必要な事項を定めることにより、大分市の良好な景観の保全、これと調和した美しく風格のあるまちづくりの推進及び潤いのある豊かな生活環境の創造を図り、もって市民生活の向上及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的としている。

また、大分市では、平成 18 年 9 月に「大分市景観計画」、平成 19 年 4 月に「大分市景観形成ガイドライン」を策定し、令和 2 年 6 月に「大分市景観計画」が改定されており、大分市全域を景観計画区域として。なお、調査地域の範囲外ではあるが、最寄りでは戸次本町地区が景観形成重要地区に設定されている。

対象事業実施区域は、「大分市景観計画」に記載された景観エリア区分図によると、自然景観保全エリアに位置している（図 3.2.8-4 参照）。



出典：「大分市景観計画」（令和2年6月 大分市）

図 3.2.8-4 景観エリア区分図



⑦ 砂防法（明治 30 年法律第 29 号）

砂防法では、治水上砂防のための砂防設備を要する土地又は竹木の伐採や土石・砂れきの採取等の一定の行為を禁止し、若しくは制限すべき土地を砂防指定地として指定することができる」とされている。

対象事業実施区域は砂防指定地に指定されていないが、調査地域には砂防指定地に指定されている地域が存在する。砂防指定地の位置を図 3.2.8-5 に示す。

⑧ 地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）

地すべり等防止法では、地すべり区域（地すべりしている区域又は地すべりするおそれのきわめて大きい区域をいう。以下同じ。）及びこれに隣接する地域のうち地すべり区域の地すべりを助長し、若しくは誘発し、又は助長し、若しくは誘発するおそれのきわめて大きいものであって、公共の利害に密接な関連を有するものを地すべり防止区域として指定することができる」とされている。

対象事業実施区域は地すべり防止区域に指定されていないが、調査地域には地すべり防止区域に指定されている区域が存在する。地すべり防止区域の位置を図 3.2.8-5 に示す。

⑨ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）

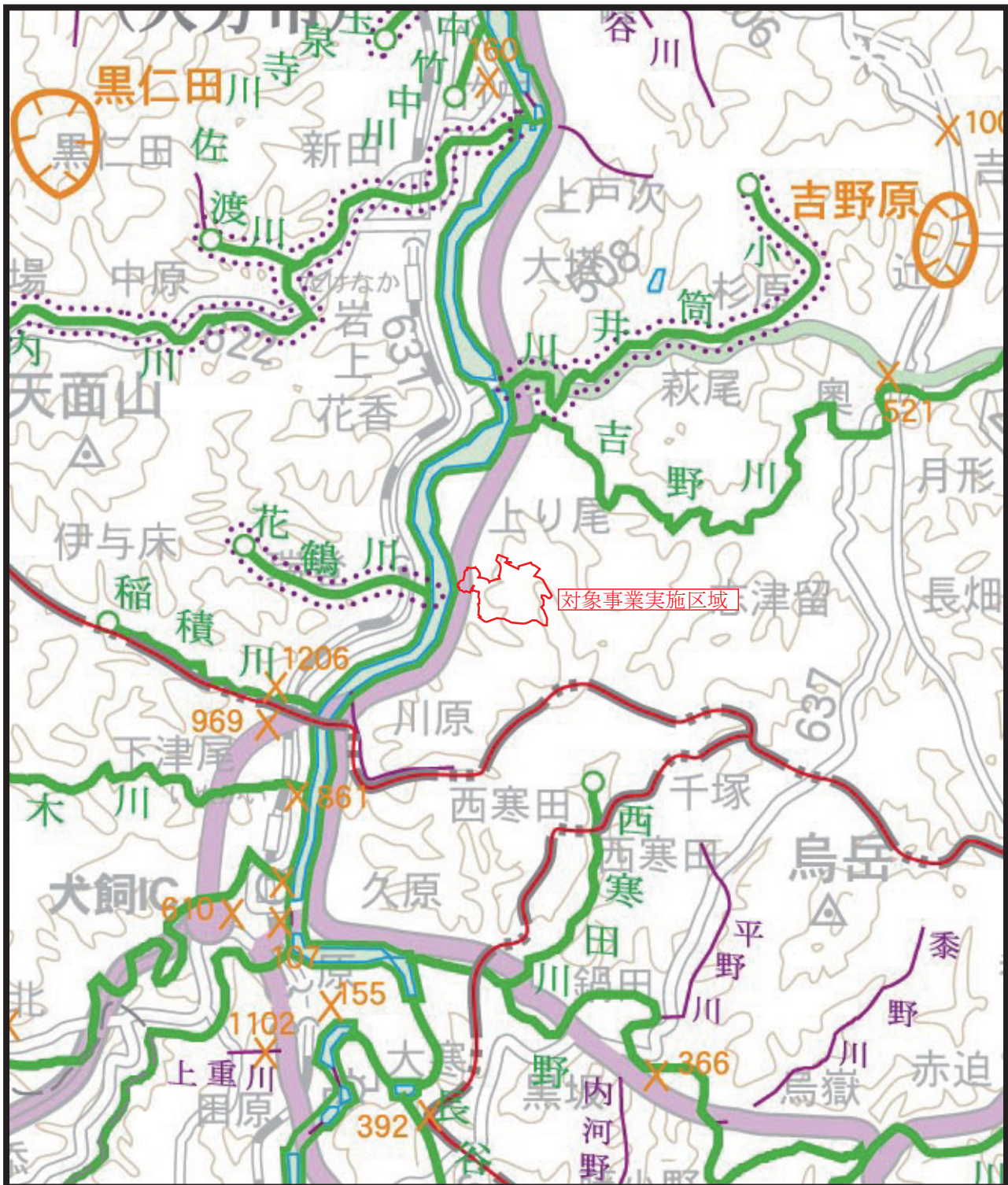
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律では、崩壊するおそれのある急傾斜地で、その崩壊により相当数の居住者その他の者に危害が生ずるおそれのあるもの及びこれに隣接する土地のうち、当該急傾斜地の崩壊が助長され、又は誘発されるおそれがないようにするため、同法第 7 条第 1 項各号に掲げる行為が行なわれることを制限する必要がある土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定することができる」とされている。


対象事業実施区域は急傾斜地崩壊危険区域に指定されていないが、調査地域には急傾斜地崩壊危険区域に指定されている区域が存在する。急傾斜地崩壊危険区域の位置を図 3.2.8-5 に示す。

⑩ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律では、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域として政令で定める基準に該当するものを、土砂災害警戒区域として指定することができる」とされている。また、土砂災害警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造の規制をすべき土地の区域として政令で定める基準に該当するものを、土砂災害特別警戒区域として指定することができる」とされている。

対象事業実施区域は土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定されていないが、調査地域には土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定されている区域が存在する。土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域位置を図 3.2.8-6 に示す。



凡例  
 : 対象事業実施区域

	市 郡 界
	国 道
	主要 地方 道
	一般 県 道 他
	土木 事務所 界
	砂防指定区域 一 級 河 川
	砂防指定河川
	地すべり防止区域
	急傾斜地崩壊危険区域



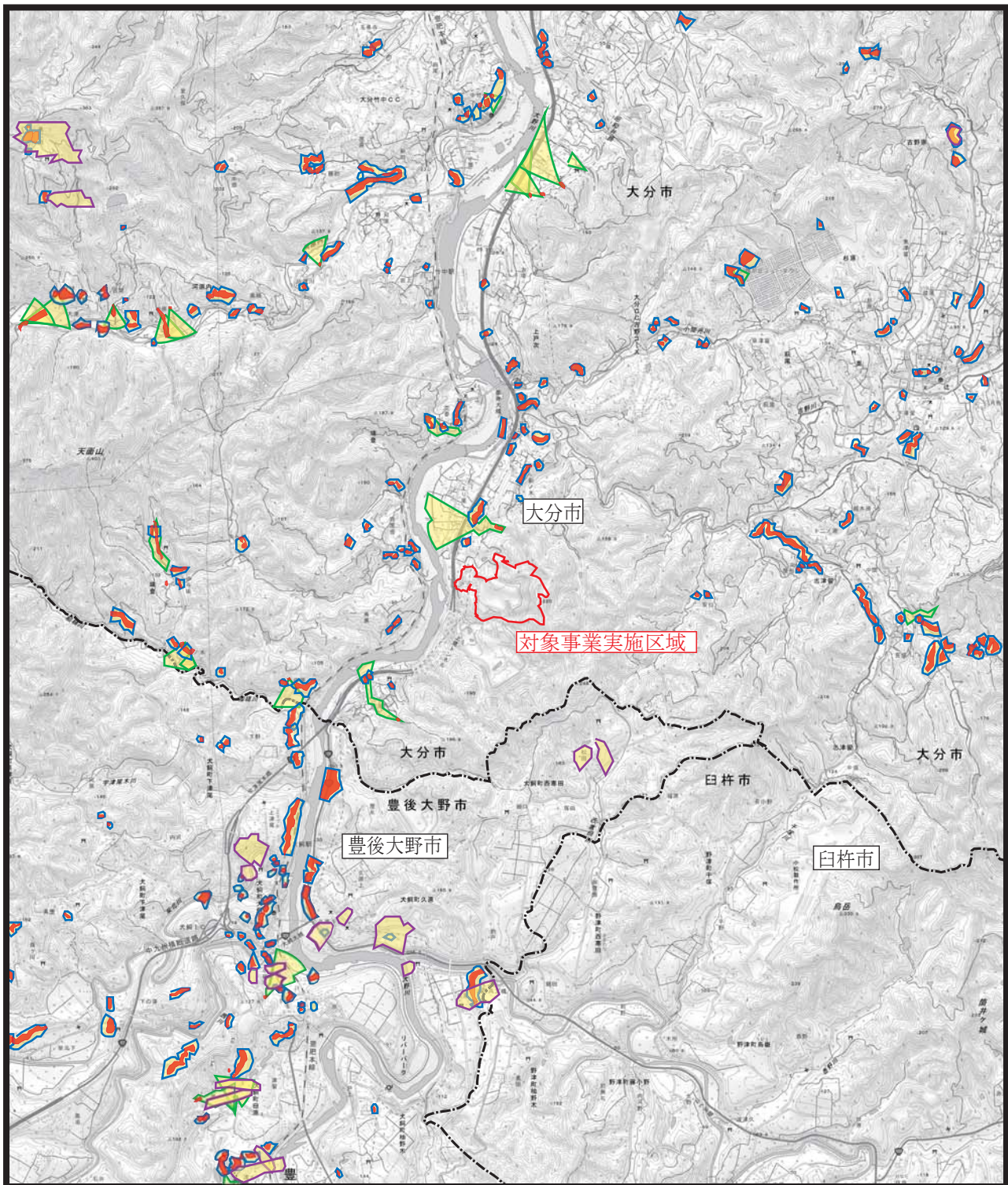
S = 1 : 50,000




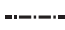




図3. 2. 8-5 砂防指定地・地すべり防止区域及び急傾斜地崩壊危険区域位置図

出典：「砂防管内図」(2020年度版 大分県)





凡例

-  : 対象事業実施区域
-  : 市界
-  : 土砂災害警戒区域 (土石流)
-  : 土砂災害警戒区域 (急傾斜)
-  : 土砂災害警戒区域 (地すべり)
-  : 土砂災害特別警戒区域



S = 1 : 50,000



図3.2.8-6 土砂災害警戒区域及び  
土砂災害特別警戒区域位置図

出典：「大分県土砂災害警戒区域等情報」（2020年3月 大分県）

2) 公害の防止に係る規制の状況

法令等に基づく主な規制基準等の適用状況を表 3.2.8-4 に示す。

表 3.2.8-4 法令等に基づく主な規制基準等の適用状況

区分	法令等	規制基準等	適用の有無
			対象事業 実施区域
大気汚染	環境基本法	環境基準	○
	ダイオキシン類対策特別措置法	環境基準、大気排出基準	○
		廃棄物焼却炉に係るばいじん等の処理等	○
	大気汚染防止法	排出基準（硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素、窒素酸化物、水銀）	○
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	構造・維持管理基準	○
騒音	環境基本法	環境基準	○
	騒音規制法	規制基準（特定工場等、特定建設作業）	○
		要請限度	○
大分市騒音防止条例	規制基準（特定工場等、特定建設作業）	○	
振動	振動規制法	規制基準（特定工場等、特定建設作業）	○
		要請限度	○
悪臭	悪臭防止法	規制基準（敷地境界線、排出口、排出水）	×
水質汚濁	環境基本法	環境基準（健康項目、生活環境項目）	○
	ダイオキシン類対策特別措置法	環境基準、排水基準（ダイオキシン類）	○
	水質汚濁防止法	排水基準（一律基準、総量規制）	○
		地下浸透基準	○
	水質汚濁防止法第三条第三項の規定による排水基準を定める条例	排水基準（上乘せ基準）	○
	下水道法	排除基準	×
大分市公共下水道条例	排除基準	×	
土壌汚染	環境基本法	環境基準	○
	ダイオキシン類対策特別措置法	環境基準	○
	土壌汚染対策法	区域指定に係る基準（特定有害物質）	○

(1) 大気汚染

① 環境基本法（平成5年法律第91号）に基づく環境基準

大気汚染に係る環境基準は、二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント、二酸化窒素、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、微小粒子状物質について定められている。大気汚染に係る環境基準を表3.2.8-5に示す。

表3.2.8-5 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件	出典
二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> )	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	大気汚染に係る環境基準について (昭和48年環境庁告示第25号)
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	
光化学オキシダント (O <sub>x</sub> )	1時間値が0.06ppm以下であること。	
二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	二酸化窒素に係る環境基準について (昭和53年環境庁告示第38号)
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	有害大気汚染物質（ベンゼン等）に係る環境基準 (平成9年環境庁告示第4号)
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	有害大気汚染物質（ベンゼン等）に係る環境基準 (平成13年環境省告示第30号)
微小粒子状物質 (PM <sub>2.5</sub> )	1年平均値が15μg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m <sup>3</sup> 以下であること。	微小粒子状物質に係る環境基準 (平成21年環境省告示第33号)

- 注：1) 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒子が10μm以下のものをいう。
- 2) 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレート、その他光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。
- 3) この環境基準は、工場専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。
- 4) 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.06ppmを超える地域にあつては、1時間値の1日平均値が0.06ppmを達成されるように努めるものとし、その達成期間は原則として7年間とする。また、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において、現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをとらないように努めるものとする。
- 5) ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。

また、ダイオキシン類対策特別措置法では、ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準（環境基準）を定めることとされている。ダイオキシン類による大気汚染に係る環境基準を表3.2.8-6に示す。

表 3.2.8-6 ダイオキシン類による大気汚染に係る環境基準

物質	基準値
ダイオキシン類	0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下

注：1) 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-p-ダイオキシンの毒性に換算した値とする。  
2) 基準値は年間平均値とする。

出典：ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準（平成11年環境庁告示第68号）

② 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）に基づく大気排出基準等

計画施設は、「大気汚染防止法」に定めるばい煙発生施設（廃棄物焼却炉）、水銀排出施設（廃棄物焼却炉）に該当し、硫酸化物、窒素酸化物、ばいじん、塩化水素及び水銀の排出基準が適用される。さらに、計画施設は、「ダイオキシン類対策特別措置法」に定める特定施設（廃棄物焼却炉）に該当し、ダイオキシン類の排出基準が適用される。

硫酸化物、ばいじん、有害物質等の排出の規制基準を表3.2.8-7～表3.2.8-11に示す。

表 3.2.8-7 硫酸化物の規制基準

	許容限度
排出基準	$q = K \times 10^{-3} He^2$ q：硫酸化物の量（m <sup>3</sup> N/時） K：地域ごとに定められた値（2.34 <sup>※</sup> ） ※大分市では、新規の施設に対し、特別排出基準が適用される。 He：補正された排出口の高さ（m）

出典：大気汚染防止法施行規則（昭和46年厚生省・通産省令第1号）

表 3.2.8-8 ばいじんの排出基準

施設	規模	焼却能力（kg/時）	許容限度（g/Nm <sup>3</sup> ）
廃棄物焼却炉	火格子面積が2m <sup>2</sup> 以上あるいは焼却能力が200kg/時以上	4,000以上	0.04
備考： 1 この表に掲げる許容限度は、標準状態に換算した排出ガス1m <sup>3</sup> 中のばいじんの量とする。 2 ばいじんの量は、次方により算出されたばいじんの量とする。 $C = \frac{21-0n}{21-0s} \cdot Cs$			
C：ばいじんの量（g） 0n：施設ごとに定められた値（廃棄物焼却炉12） 0s：排出ガス中の酸素濃度（%） （当該濃度が20%を超える場合にあつては20%とする） Cs：日本工業規格Z8808に定める方法により測定されたばいじんの量（g）			

出典：大気汚染防止法施行規則（昭和46年厚生省・通産省令第1号）

表 3.2.8-9 有害物質（塩化水素）の排出基準

施設	規模	許容限度 (mg)
廃棄物焼却炉	火格子面積が2㎡以上あるいは焼却能力が200kg/時以上	700

備考：  
 1 この表に掲げる許容限度は、標準状態に換算した排出ガス1m<sup>3</sup>中の塩化水素の量とする。  
 塩化水素の量は、次式により算出された塩化水素の量とする。  

$$C = \frac{9}{21-0s} \cdot Cs$$
 C：塩化水素の量 (g)  
 0s：排出ガス中の酸素濃度 (%)  
 Cs：日本工業規格K0107に定める方法のうち硝酸銀法により測定された塩化水素の量 (mg)

出典：大気汚染防止法施行規則（昭和46年厚生省・通産省令第1号）

表 3.2.8-10 有害物質（窒素酸化物）の排出基準

施設	規模	排出ガス量 (万m <sup>3</sup> N/時)	許容限度 (ppm)
廃棄物焼却炉のうち浮遊回転燃焼方式により焼却を行うもの（連続炉に限る。）		すべて	450
廃棄物焼却炉のうち窒素化合物、アミノ化合物若しくはシアノ化合物若しくはこれらの誘導体を製造し、若しくは使用する工程又はアンモニアを用いて排水を処理する工程から排出される廃棄物を焼却するもの（連続炉に限る。）	火格子面積が2㎡以上あるいは焼却能力が200kg/時以上	4未満	700
上記外の廃棄物焼却炉		連続炉	すべて
	連続炉以外	4以上	250

備考：  
 1 この表に掲げる許容限度は、標準状態に換算した排出ガス1m<sup>3</sup>中の窒素酸化物の量とする。  
 2 窒素酸化物の量は、次式により算出された窒素酸化物の量とする。  

$$C = \frac{21-0n}{21-0s} \cdot Cs$$
 C：窒素酸化物の量 (cm<sup>3</sup>)  
 0n：施設ごとに定められた値（廃棄物焼却炉12）  
 0s：排出ガス中の酸素濃度 (%)  
 （当該濃度が20%を超える場合にあつては20%とする）  
 Cs：日本工業規格K0104に定める方法により測定された窒素酸化物の量 (cm<sup>3</sup>)

出典：大気汚染防止法施行規則（昭和46年厚生省・通産省令第1号）

表 3.2.8-11 水銀の排出基準

施設	規模	排出基準 (μg/Nm <sup>3</sup> )	
		新規施設	既存施設
廃棄物焼却炉	火格子面積が2㎡以上あるいは焼却能力200kg/時以上	30	50

備考：  
 1 既存施設とは、施行日（平成30年4月1日）において、現に設置されている施設（既に工事が着手されているものを含む。）をいう。  
 2 この表に掲げる排出基準は、標準状態に換算された排出ガス1m<sup>3</sup>中の水銀の量とする。  

$$C = \frac{21-0n}{21-0s} \cdot Cs$$
 C：水銀の量 (μg/Nm<sup>3</sup>)  
 0n：施設ごとに定められた値（廃棄物焼却炉12）  
 0s：排出ガス中の酸素濃度 (%)  
 （当該濃度が20%を超える場合にあつては20%とする）  
 Cs：排出ガス中の実測水銀濃度 (0℃、101.32kPa) (μg/Nm<sup>3</sup>)

出典：大気汚染防止法施行規則（昭和46年厚生省・通産省令第1号）



③ ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）による大気排出基準等  
 ダイオキシン類については、表3.2.8-12のとおり、大気排出基準が定められている。

表3.2.8-12 ダイオキシン類の大気排出基準

施設	規模	焼却能力 (kg/時)	許容限度 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)
廃棄物焼却炉	火床面積0.5m <sup>2</sup> 以上又は焼却能力50kg/時以上	4,000以上	0.1
備考： 1 この表に掲げる許容限度は、標準状態に換算した排出ガスによるものとする。 2 ダイオキシン類の量は、次式により算出されたダイオキシン類の量とする。 $C = \frac{21-0n}{21-0s} \cdot Cs$ C：ダイオキシン類の量 (ng-TEQ) 0n：施設ごとに定められた値（廃棄物焼却炉12） 0s：排出ガス中の酸素濃度（%） （当該濃度が20%を超える場合にあっては20%とする） Cs：高分解能ガスクロマトグラフ質量分析法により測定されたダイオキシン類の量 (ng-TEQ)			

出典：ダイオキシン類対策特別措置法施行規則（平成11年総理府令第67号）

また、廃棄物焼却炉である特定施設から排出される当該特定施設の集じん機によって集められたばいじん及び焼却灰その他の燃え殻の処分（再生することを含む。）を行う場合には、当該ばいじん及び焼却灰その他の燃え殻に含まれるダイオキシン類の量が環境省令で定める基準以内となるように処理しなければならないとされている。

廃棄物焼却炉に係るばいじん等の処理基準を表3.2.8-13に示す。

表3.2.8-13 廃棄物焼却炉に係るばいじん等の処理基準

項目	基準値
廃棄物焼却炉に係るばいじん等の処理	3ng-TEQ/g以下

出典：ダイオキシン類対策特別措置法施行規則（平成11年総理府令第67号）

④ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号）による構造基準等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、廃棄物焼却施設の構造及び維持管理に係る基準が定められている。

廃棄物焼却施設に係る構造基準・維持管理基準の概要を表 3.2.8-14 に示す。

表 3.2.8-14 (1/4) 廃棄物焼却施設に係る構造基準・維持管理基準の概要

区分	基準
一	自重、積載荷重その他の荷重、地震力及び温度応力に対して構造耐力上安全であること
三	ごみ、ごみの処理に伴い生ずる排ガス及び排水等による腐食を防止するために必要な措置が講じられていること
四	ごみの飛散及び悪臭の発散を防止するために必要な構造のものであり、又は必要な設備が設けられていること
五	著しい騒音及び振動を発生し、周囲の生活環境を損なわないものであること
六	ごみの保有水及びごみの処理に伴い生ずる汚水又は廃液が、漏れ出し、及び地下に浸透しない構造のものであること
七 イ	外気と遮断された状態で、定量ずつ連続的にごみを燃焼室に投入することができる供給装置が、それぞれ設けられていること
ロ	次の要件を備えた燃焼室が設けられていること (1) 燃焼ガスの温度が800℃以上の状態でごみを焼却することができるものであること (2) 燃焼ガスが、800℃以上の温度を保ちつつ、2秒以上滞留できるものであること (3) 外気と遮断されたものであること (4) 燃焼ガスの温度を速やかに(1)に掲げる温度以上にし、及びこれを保つために必要な助燃装置が設けられていること (5) 燃料に必要な量の空気を供給できる設備（供給空気量を調節する機能を有するものに限る。）が設けられていること
ハ	燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること
ニ	集じん器に流入する燃焼ガスの温度をおおむね200℃以下に冷却することができる冷却設備が設けられていること。ただし、集じん器内で燃焼ガスの温度を速やかにおおむね200℃以下に冷却することができる場合にあっては、この限りではない。
ホ	集じん器に流入する燃焼ガスの温度（ニのただし書の場合にあっては、集じん器内で冷却された燃焼ガスの温度）を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること
ヘ	焼却施設の煙突から排出される排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすることができる排ガス処理設備（ばいじんを除去する高度の機能を有するものに限る。）が設けられていること
ト	焼却施設の煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること
チ	ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留することができる灰出し設備及び貯留整備が設けられていること。ただし、当該施設において生じたばいじん及び焼却灰を熔融設備を用いて熔融し、又は焼成設備を用いて焼成する方法により併せて処理する場合は、この限りではない。
リ	次の要件を備えた灰出し設備が設けられていること (1) ばいじん又は焼却灰が飛散し、及び流出しない構造のものであること (2) ばいじん又は焼却灰の熔融を行う場合にあっては、次の要件を備えていること (イ) ばいじん又は焼却灰の温度をその融点以上にすることができるものであること (ロ) 熔融に伴い生ずる排ガスによる生活環境の保全上の支障が生じないようにすることができる排ガス処理設備等が設けられていること (3) ばいじん又は焼却灰の焼成を行う場合にあっては、次の要件を備えていること (イ) 焼成炉中の温度が1000℃以上の状態でばいじん又は焼却灰を焼成することができるものであること (ロ) 焼成炉中の温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること (ハ) 焼成に伴い生ずる排ガスによる生活環境の保全上の支障が生じないようにすることができる排ガス処理設備等が設けられていること (4) ばいじん又は焼却灰のセメント固化処理又は薬剤処理を行う場合にあっては、ばいじん又は焼却灰、セメント又は薬剤及び水を均一に混合することができる混練装置が設けられていること

表 3.2.8-14 (2/4) 廃棄物焼却施設に係る構造基準・維持管理基準の概要

区分	基準
構造基準 施行規則第4条	ヌ 固形燃料（廃棄物を原材料として形成された燃料をいう。以下同じ。）を受け入れる場合にあっては、固形燃料が湿潤な状態にならないように必要な措置を講じた受入設備が設けられていること
	ル 固形燃料を保管する場合にあっては、次の要件を備えた保管設備が設けられていること (1) 固形燃料が湿潤な状態にならないように必要な措置が講じられていること (2) 常時換気することができる構造にあること (3) 散水装置、消火栓その他の消火設備が設けられていること
	ヲ 固形燃料をサイロその他の閉鎖された場所に保管する場合（カに掲げる場合を除く。）にあっては、次の要件を備えた保管設備が設けられていること (1) 保管設備内の温度及び一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること (2) 異常な温度の上昇その他の異常な事態が生じた場合に、固形燃料を速やかに取り出すことができる構造であること又は不活性ガスを封入するための装置その他の発火を防止する設備が設けられていること
	ワ 固形燃料をピットその他の外気に開放された場所に容器を用いないで保管する場合にあって、当該保管の期間が7日を超えるとき、又は保管することのできる固形燃料の数量が、1日当たりの処理能力に相当する数量に7を乗じて得られる数量を超えるときは、次の要件を備えた保管設備が設けられていること (1) 固形燃料の表面温度を連続的に監視するための装置が設けられていること (2) 保管設備内の温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること
	カ 固形燃料をサイロその他の閉鎖された場所に保管する場合にあって、当該保管の期間が7日を超えるとき、又は保管することのできる固形燃料の数量が、1日当たりの処理能力に相当する数量に7を乗じて得られる数量を超えるときは、ルの規定にかかわらず、次の要件を備えた保管設備が設けられていること (1) 固形燃料が湿潤な状態にならないように必要な措置が講じられていること (2) 固形燃料の酸化による発熱又は発生した熱の蓄積を防止するために必要な措置が講じられていること (3) 固形燃料を連続的に保管設備に搬入する場合は、固形燃料の表面温度を連続的に監視するための装置が設けられていること。ただし、他の保管設備において保管していた固形燃料を搬入する場合にあっては、この限りではない (4) 保管設備内の温度、一酸化炭素の濃度その他保管設備を適切に管理するために必要な項目を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること (5) 異常な温度の上昇その他の異常な事態が生じた場合に、不活性ガスを封入するための措置その他の発火を防止する設備が設けられていること
	十五 施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとするために必要な排水処理設備が設けられていること
維持管理基準 第4条の5	一 施設へのごみの投入は、当該施設の処理能力を超えないように行うこと
	二 イ ピット・クレーン方式によってごみを投入する場合には、常時、廃棄物を均一に混合すること
	ロ 燃焼室への廃棄物の投入は、外気と遮断した状態で定量ずつ連続的に行うこと
	ハ 燃料室中の燃焼ガスの温度を800℃以上に保つこと
	ニ 焼却灰の熱しゃく減量が10%以下になるように焼却すること
	ホ 運転開始時は、助燃装置を作動させる等により、炉温を速やかに上昇させること
	ヘ 運転停止時は、助燃装置を作動させる等により、燃焼室の炉温を高温に保ち燃焼し尽くすこと
	ト 燃焼ガスの温度を連続的に測定・記録すること
	チ 集じん器に流入する燃焼ガスの温度をおおむね200℃以下に冷却すること
	リ 集じん器に流入する燃焼ガスの温度を連続的に測定・記録すること
	ヌ 排ガス処理設備・冷却設備に体積したばいじんを除去すること
ル 排ガス中の一酸化炭素濃度が100ppm以下になるように燃焼すること	
ヲ 排ガス中の一酸化炭素濃度を連続的に測定・記録すること	
ワ 排ガス中のダイオキシン類濃度が一定濃度以下となるように焼却すること	
カ 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を毎年1回以上、ばい煙量又はばい煙濃度（硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物に係るものに限る。）を6月に1回以上測定し、かつ、記録すること	

表 3.2.8-14 (3/4) 廃棄物焼却施設に係る構造基準・維持管理基準の概要

区分	基準
ヨ	排ガスによる生活環境保安上の支障が生じないようにすること
タ	煙突から排出される排ガスを水により洗浄し、又は冷却する場合は、当該水の飛散及び流出による生活環境保全上の支障が生じないようにすること
レ	ばいじんと焼却灰を分離して排出し、貯留すること
ソ	ばいじん又は焼却灰の熔融を行う場合にあっては、灰出し設備に投入されたばいじん又は焼却灰の温度をその融点以上に保つこと
ツ	ばいじん又は焼却灰の焼成を行う場合にあっては、焼成炉中の温度を摂氏千度以上に保つとともに、焼成炉中の温度を連続的に測定し、かつ、記録すること
ネ	ばいじん又は焼却灰のセメント固化処理又は薬剤処理を行う場合にあっては、ばいじん又は焼却灰、セメント又は薬剤及び水を均一に混合すること
ナ	固形燃料の受入設備にあっては、固形燃料が湿潤な状態にならないように必要な措置を講ずること
ラ	固形燃料を保管設備に搬入しようとする場合にあっては、次のとおりとする (1) 固形燃料に含まれる水分が10wt%以下あり、かつ、固形燃料の温度が外気温度を大きく上回らない程度であることを測定により確認し、かつ、記録すること (2) 固形燃料の外観を目視により検査し、著しく粉化していないことを確認し、かつ、記録すること
ム	搬入しようとする固形燃料の性状がラ (1) 又は (2) の基準に適合しない場合にあっては、保管設備へ固形燃料を搬入しないこと
ウ	固形燃料を保管設備から搬出しようとする場合にあっては、上記の規定の例による
キ	搬出しようとする固形燃料の性状がウの規定においてその例によるものとされたラ (1) 又は (2) の基準に適合しない場合にあっては、保管設備内の固形燃料を速やかに処分すること
ノ	保管設備に搬入した固形燃料の性状を適切に管理するために水分、温度その他の項目を測定し、かつ、記録すること
オ	固形燃料を保管する場合にあっては、次のとおりとする (1) 固形燃料が湿潤な状態にならないように必要な措置を講ずること (2) 保管設備内を常時換気すること (3) 保管期間がおおむね7日間を超える場合にあっては、固形燃料の入換えその他の固形燃料の放熱のために必要な措置を講ずること
ク	固形燃料をピットその他の外気に開放された場所に容器を用いて保管する場合にあっては、次のとおりとする (1) 複数の容器を用いて保管する場合にあっては、各容器の周囲の通気を行うことができるよう適当な間隔で配置することその他の必要な措置を講ずること (2) 容器中の固形燃料の性状を把握するために適当に抽出した容器ごとに固形燃料の温度を測定し、かつ、記録すること (3) (2) の規定により測定した温度が容器を用いて保管する上で適切なものとなっていることを確認すること
ヤ	固形燃料をサイロその他の閉鎖された場所に保管する（ケに掲げる場合を除く。）にあっては、次のとおりとする。 (1) 保管設備内の温度及び一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録すること (2) (1) の規定により測定した温度及び濃度が保管設備を管理する上で適切なものとなっていることを確認すること
マ	第四条第一項第七号ワの規定による保管設備に固形燃料を保管する場合にあっては、オ (3) の規定にかかわらず、次のとおりとする (1) 保管設備内を定期的に清掃すること (2) 保管した固形燃料のかくはんその他の固形燃料の温度の異常な上昇を防止するために必要な措置を講ずること (3) 固形燃料の表面温度を連続的に監視すること (4) 保管設備内の温度を連続的に測定し、かつ、記録すること (5) (3) 及び (4) の規定により監視し、又は測定した温度が保管設備を管理する上で適切なものとなっていることを確認すること

維持管理基準  
第4条の5



表 3.2.8-14 (4/4) 廃棄物焼却施設に係る構造基準・維持管理基準の概要

区分	基準
維持管理基準 第4条の5	ケ 第四条第一項第七号カの規定による保管設備に固形燃料を保管する場合にあっては、オの規定にかかわらず、次のとおりとする (1) 固形燃料が湿潤な状態にならないように必要な措置を講ずること (2) 保管設備内を定期的に清掃にすること (3) 固形燃料の酸化による発熱又は発生した熱の蓄積を防止するために必要な措置を講ずること (4) 固形燃料を連続的に保管設備に搬入する場合は、固形燃料の表面温度を連続的に監視すること。ただし、他の保管設備において保管していた固形燃料を搬入する場合にあっては、この限りではない。 (5) 保管設備内の温度、一酸化炭素の濃度その他保管設備を適切に管理するために必要な項目を連続的に測定し、かつ、記録すること (6) (5)の規定により測定した温度又は濃度については保管設備を管理する上で適切なものとなっていることを確認すること
	フ 火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること
	十 ごみの飛散及び悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること
	十一 蚊、はえ等の発生の防止に努め、構内の清潔を保持すること
	十二 著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境損なわないように必要な措置を講ずること
	十三 施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとする
	十四 施設の機能を維持するために必要な措置を講じ、定期的に機能検査並びにばい煙及び水質に関する検査を行うこと
	十五 市町村は、その設置に係る施設の維持管理を自ら行うこと
	十六 施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置（法第21条の2第1項に規定する応急の措置を含む。）の記録を作成し、3年間保存すること

出典：廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）

## (2) 騒音

### ① 環境基本法（平成5年法律第91号）に基づく環境基準

騒音に係る基準は、地域の類型ごと、時間の区分ごとに基準値が定められており、道路に面する地域とそれ以外の地域で異なる基準が適用されている。

騒音に係る環境基準を表3.2.8-15～表3.2.8-17に、調査地域周辺における騒音の環境類型を図3.2.8-7に示す。

調査地域の大半の範囲はB類型またはC類型に指定されており、対象事業実施区域はB類型に指定されている。

表3.2.8-15 騒音に係る環境基準（道路に面する地域以外の地域（一般地域））

地域の類型	基準値 (L <sub>aeq</sub> )	
	昼間	夜間
AA	50dB以下	40dB以下
A及びB	55dB以下	45dB以下
C	60dB以下	50dB以下

注：1) 時間区分は次のとおりとする。

昼間：6時～22時、夜間：22時～翌日6時

- 2) AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域等特に静穏を要する地域とする。
- 3) Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
- 4) Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
- 5) Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域（以下「道路に面する地域」という。）については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとされている。

表3.2.8-16 騒音に係る環境基準（道路に面する地域）

地域の区分	基準値 (L <sub>aeq</sub> )	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線上の車線を有する道路に面する地域	60dB以下	55dB以下
B地域のうち2車線上の車線を有する道路に面する地域 及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65dB以下	60dB以下

注：時間区分は次のとおりとする。

昼間：6時～22時、夜間：22時～翌日6時

#### 備考

車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとされている。

表 3.2.8-17 騒音に係る環境基準（幹線交通を担う道路に近接する区域）

基準値 (L <sub>aeq</sub> )	
昼間	夜間
70dB以下	65dB以下
備考： 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45dB以下、夜間にあっては40dB以下）によることができる。	

注：1) 時間区分は次のとおりとする。

昼間：6時～22時、夜間：22時～翌日6時

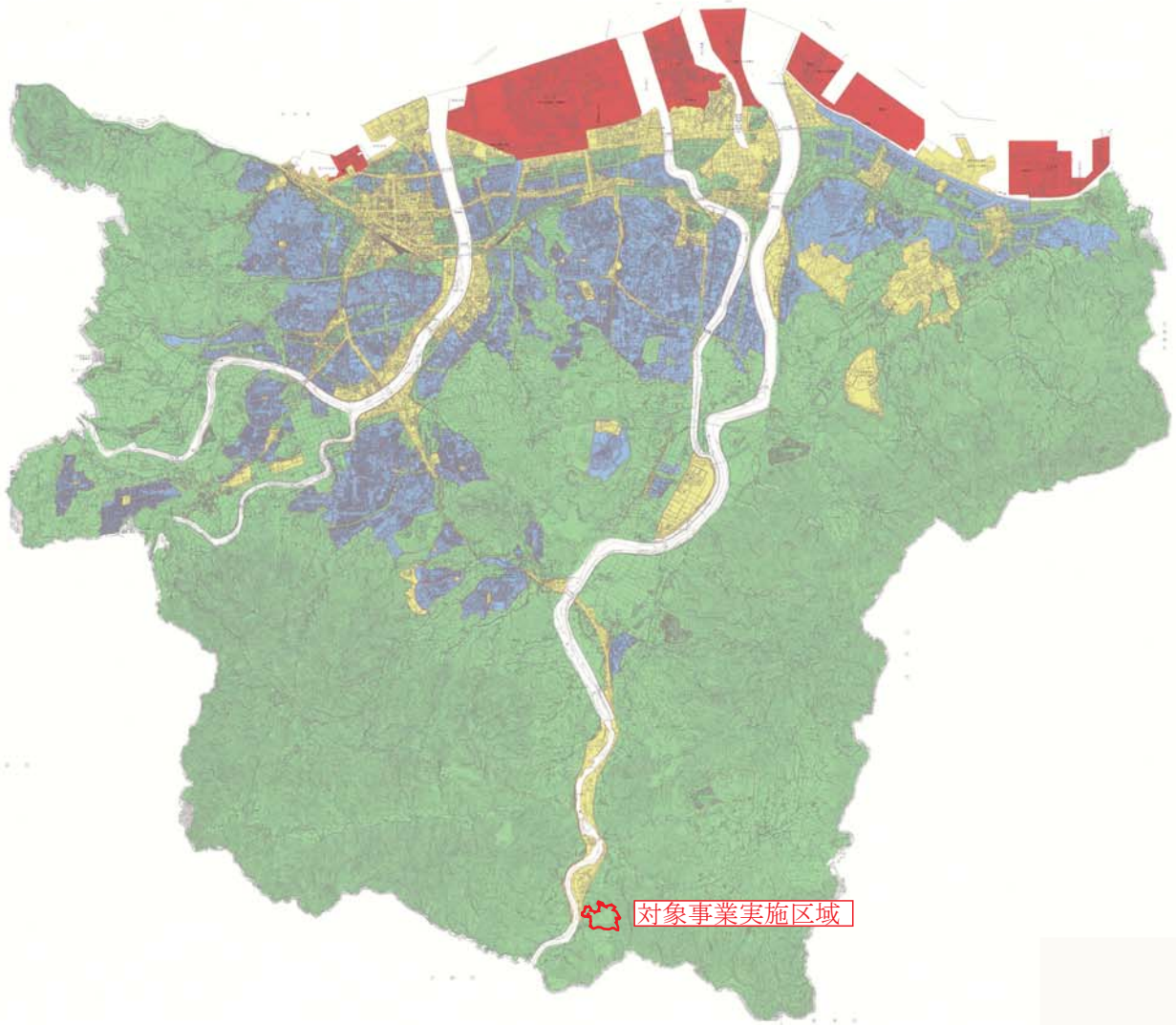
2) 幹線交通を担う道路とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道、自動車専用道路及び4車線以上の市町村道等をいう。

3) 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次のとおりとする。


2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路：道路端から15mまで

2車線を越える車線を有する幹線交通を担う道路：道路端から20mまで

出典：騒音に係る環境基準について（平成10年環境庁告示第64号）



凡例

 : 対象事業実施区域





環境基本法 騒音に係る環境基準 に伴う類型区分	騒音規制法 自動車騒音の要請限度 に伴う区域区分	区分
A類型	a 区域	
B類型	b 区域	
C類型	c 区域	
除外区域	除外区域	




図3.2.8-7(1/2)  
騒音に係る環境基準の指定地域  
及び自動車騒音の指定地域図

出典：「令和2年度版 大分市環境白書」（令和2年 大分市）





凡例

 : 対象事業実施区域





環境基本法 騒音に係る環境基準 に伴う類型区分	騒音規制法 自動車騒音の要請限度 に伴う区域区分	区分
A類型	a 区域	
B類型	b 区域	
C類型	c 区域	
除外区域	除外区域	



図3.2.8-7(2/2)  
騒音に係る環境基準の指定地域  
及び自動車騒音の指定地域図

出典：「令和2年度版 大分市環境白書」（令和2年 大分市）

## ② 騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）による規制

騒音規制法では、第 2 条第 1 項で定めている特定施設を設置する工場又は事業場（特定工場等）における騒音、同条第 3 項で定めている特定建設作業における騒音に対して、都道府県知事又は一般市の長が定めている騒音について規制する地域での規制基準が決められている。

また、騒音について規制する地域内の自動車騒音が一定のレベルを超えて周辺的生活環境を著しく損なっている場合に市町村長が公安委員会や道路管理者に対して、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）に基づく交通規制等の要請や意見を述べることのできる要請限度も決められている。

特定工場等において発生する騒音の規制基準を表 3.2.8-18 に、特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準を表 3.2.8-19 に、騒音規制法に基づく自動車騒音の要請限度を表 3.2.8-20 に示す。特定工場等において発生する騒音について規制する地域を図 3.2.8-8 に、自動車騒音要請限度の区域の区分を図 3.2.8-7 に示す。

特定工場等において発生する騒音の規制基準について、調査地域の大分市の範囲は、第 1 種区域、第 2 種区域または第 3 種区域に指定されており、対象事業実施区域は第 2 種区域に指定されている。

自動車騒音要請限度の区域の区分について、調査地域の大分市の範囲は、b 区域または c 区域に指定されており、対象事業実施区域は b 区域に指定されている。

表 3.2.8-18 特定工場等において発生する騒音の規制基準

時間の区分 区域の区分	昼間	朝	夕	夜間
	午前8時から 午後7時まで	午前6時から 午前8時まで	午後7時から 午後10時まで	午後10時から 翌日の午前6時まで
第1種区域	50デシベル以下	45デシベル以下		40デシベル以下
第2種区域	60デシベル以下	50デシベル以下		45デシベル以下
第3種区域	65デシベル以下	60デシベル以下		50デシベル以下
第4種区域	70デシベル以下	65デシベル以下		55デシベル以下

注：1) 第1種区域とは良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域

2) 第2種区域とは住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域

3) 第3種区域とは住居の用にあわせて商業、工場等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域

4) 第4種区域とは主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域

出典：特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準  
（昭和43年厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示1号）

表 3.2.8-19 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準

区域の区分	特定建設作業の場所の敷地境界における基準値	作業時間	作業期間	作業日
第1号区域	85デシベル以下	午後7時～翌日の午前7まで 時間内でないこと	連続して6日を 越えないこと	日曜日その他の 休日でないこと
		1日当たり10時間を 超えないこと		
第2号区域		午後10時～翌日の6時の 時間内でないこと		
		1日当たり14時間を 超えないこと		

注：1) 第1号区域とは騒音規制法及び大分市騒音防止条例に基づく第1種区域、第2種区域及び第3種区域

2) 第2号区域とは騒音規制法及び大分市騒音防止条例に基づく第4種区域

出典：特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（昭和43年厚生省・建設省告示1号）

表 3.2.8-20 騒音規制法に基づく自動車騒音の要請限度

区域の区分	時間の区分	
	昼間	夜間
a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65dB	55dB
a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70dB	65dB
b区域のうち2車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75dB	70dB
幹線交通を担う道路に近接する区域	75dB	70dB

注：1) 時間の区分は、昼間（6時～22時）、夜間（22～翌日6時）とする。

2) a区域とは専ら住居の用に供される区域

3) b区域とは主として住居の用に供される区域

4) c区域とは相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域

出典：騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令（平成12年総理府令第15号）

### ③ 大分市騒音防止条例（昭和50年大分市条例第48号）による規制

大分市騒音防止条例では、騒音規制法（昭和43年法律第98号）第27条第2項の規定に基づく工場及び事業場における事業活動に伴って発生する騒音並びに建設工事として行われる作業に伴って発生する騒音について規制基準が決められている。当該規制基準は表3.2.8-18、表3.2.8-19、一般建設作業については表3.2.8-21に示すとおりであり、区域区分は図3.2.8-8と同じである。

表 3.2.8-21 大分市騒音防止条例に基づく一般建設作業に伴って発生する騒音の規制基準

区域の区分	時間帯	
	昼間	夜間
第1種区域 第2種区域 第3種区域	午前7時から午後7時まで 70デシベル以下	午後7時から午前7時まで 55デシベル以下
第4種区域	午前6時から午後9時まで 75デシベル以下	午後9時から午前6時まで 60デシベル以下

注：1) 第1種区域 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域

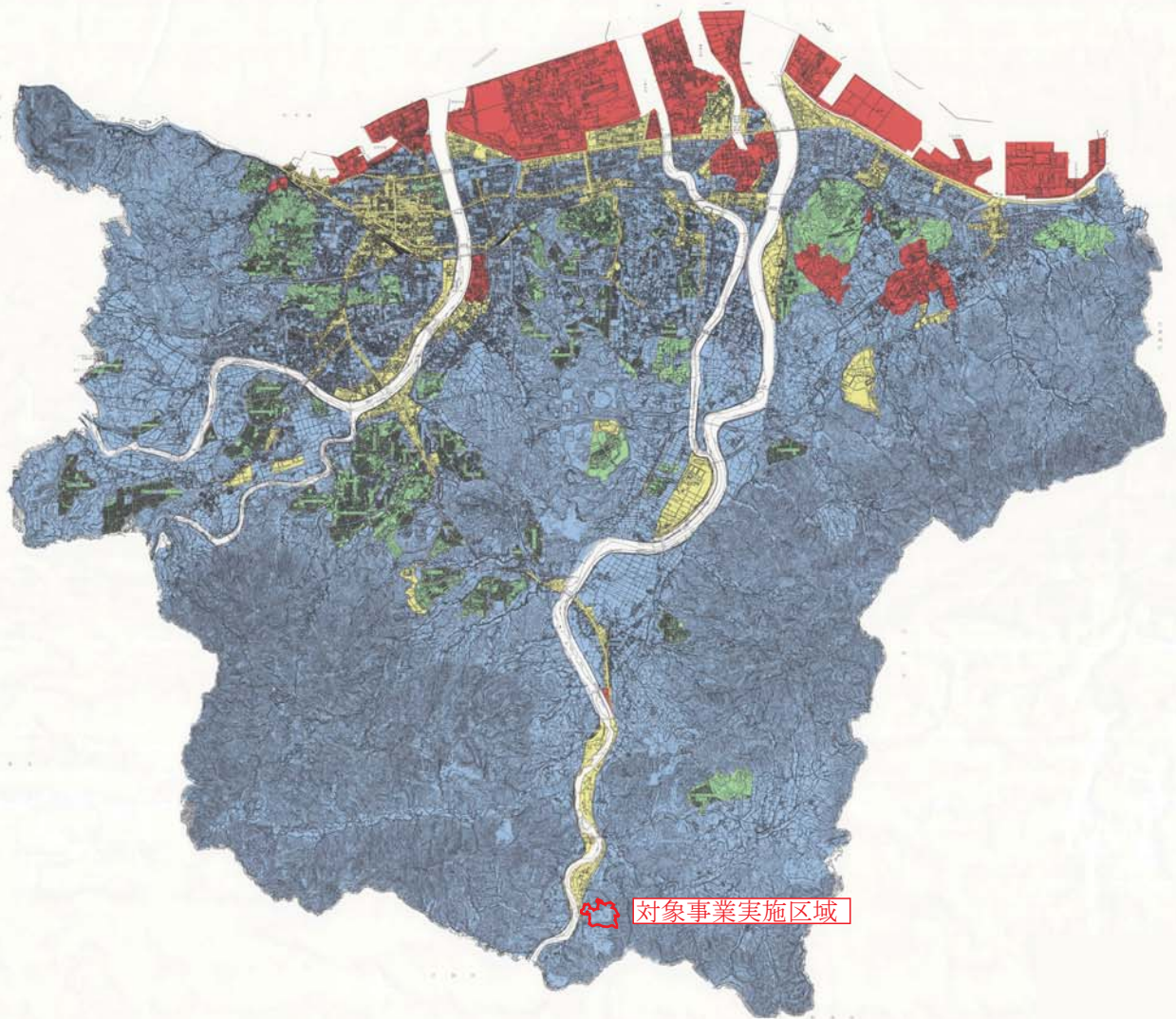
2) 第2種区域 住居の用に供されているため、又は現在の良好な環境を保全するため、静穏の保持を必要とする区域

3) 第3種区域 住居の用にあわせて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域


4) 第4種区域 主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域

出典：大分市騒音防止条例施行規則（昭和51年規則第19号）





凡例

 : 対象事業実施区域



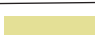

騒音規制法及び大分市騒音防止条例		区分
特定工場等の規制に伴う区域区分	特定建設作業の規制に伴う区域区分	
第1種区域	第1号区域	
第2種区域		
第3種区域		
第4種区域	第2号区域	




図3.2.8-8(1/2)  
騒音規制法及び大分市騒音防止条例に係る  
規制基準の指定地域図

出典：「令和2年度版 大分市環境白書」（令和2年 大分市）





凡例

 : 対象事業実施区域

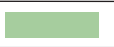



騒音規制法及び大分市騒音防止条例		区分
特定工場等の規制に伴う区域区分	特定建設作業の規制に伴う区域区分	
第1種区域	第1号区域	
第2種区域		
第3種区域		
第4種区域	第2号区域	



図3.2.8-8(2/2)  
騒音規制法及び大分市騒音防止条例に係る  
規制基準の指定地域図

出典：「令和2年度版 大分市環境白書」（令和2年 大分市）



(3) 振動

① 振動規制法（昭和51年法律第64号）による規制

振動規制法では、第2条第1項で定めている特定施設を設置する工場又は事業場（特定工場等）における振動、同条第3項で定めている特定建設作業における振動に対して、都道府県知事又は一般市の長が定めている振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域（以下、この項において「振動の規制地域」という。）での規制基準が決められている。

また、振動の規制地域内の道路交通振動が一定のレベルを超えて周辺的生活環境を著しく損なっている場合に市町村長が公安委員会や道路管理者に対して、道路交通法に基づく交通規制等の要請や意見を述べることのできる要請限度も決められている。特定工場等において発生する振動の規制基準を表3.2.8-22に、特定建設作業に伴って発生する振動の規制基準を表3.2.8-23に、振動規制法に基づく道路交通振動の要請限度を表3.2.8-24に示す。調査地域の特定工場等において発生する振動、特定建設作業に伴って発生する振動の規制地域及び道路交通振動要請限度の区域の区分を図3.2.8-9に示す。

調査地域の大阪市の範囲は第1種区域または第2種区域に指定されており、対象事業実施区域は第1種区域に指定されている。

表 3.2.8-22 特定工場等において発生する振動の規制基準

時間の区分 区域の区分	昼間 午前8時から午後7時まで	夜間 午後7時から翌日の午後8時まで
	第1種区域	60デシベル以下
第2種区域	65デシベル以下	60デシベル以下

注：1) 第1種区域とは騒音規制法に基づく第1種区域及び第2種区域

2) 第2種区域とは騒音規制法に基づく第3種区域及び第4種区域より都市計画法に基づく工業専用地域及び準工業地域の一部を除いたもの

出典：特定工場等において発生する振動の規制に関する基準（昭和51年環境庁告示90号）

表 3.2.8-23 特定建設作業に伴って発生する振動の規制基準

区域の区分	特定建設作業の場所の敷地境界における基準値	作業時間	作業期間	作業日
第1号区域	75デシベル以下	午後7時～翌日の午前7まで 時間内でないこと	連続して6日を 越えないこと	日曜日その他の 休日でないこと
第2号区域		1日当たり10時間を 超えないこと		
		午後10時～翌日の6時の 時間内でないこと		
		1日当たり14時間を 超えないこと		

注：1) 第1号区域とは騒音規制法及び大阪市騒音防止条例に基づく第1種区域、第2種区域及び第3種区域

2) 第2号区域とは騒音規制法に基づく第3種区域及び第4種区域より都市計画法に基づく工業専用地域及び準工業地域の一部を除いたもの

出典：振動規制法施行規則（昭和51年総理府令第58号）

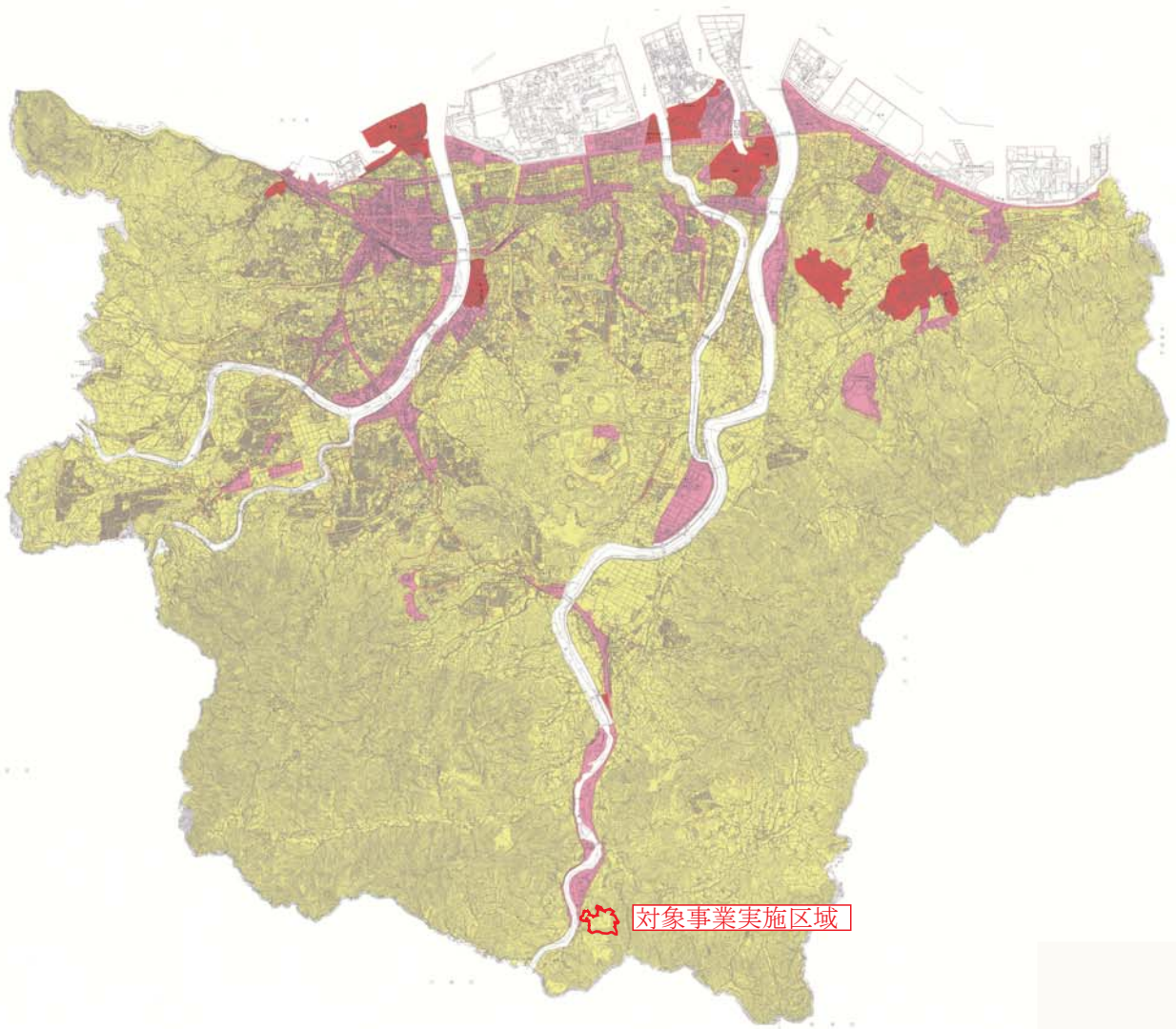
表 3.2.8-24 振動規制法に基づく道路交通振動の要請限度

時間の区分 区域の区分	昼間 午前8時から午後7時まで	夜間 午後7時から翌日の午後8時まで
第1種区域	65デシベル以下	60デシベル以下
第2種区域	70デシベル以下	65デシベル以下


注：1) 第1種区域とは良好な環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域

2) 第2種区域とは住居の用にあわせて商業、工場等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工場等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域

出典：振動規制法施行規則（昭和51年総理府令第58号）



凡例

 : 対象事業実施区域




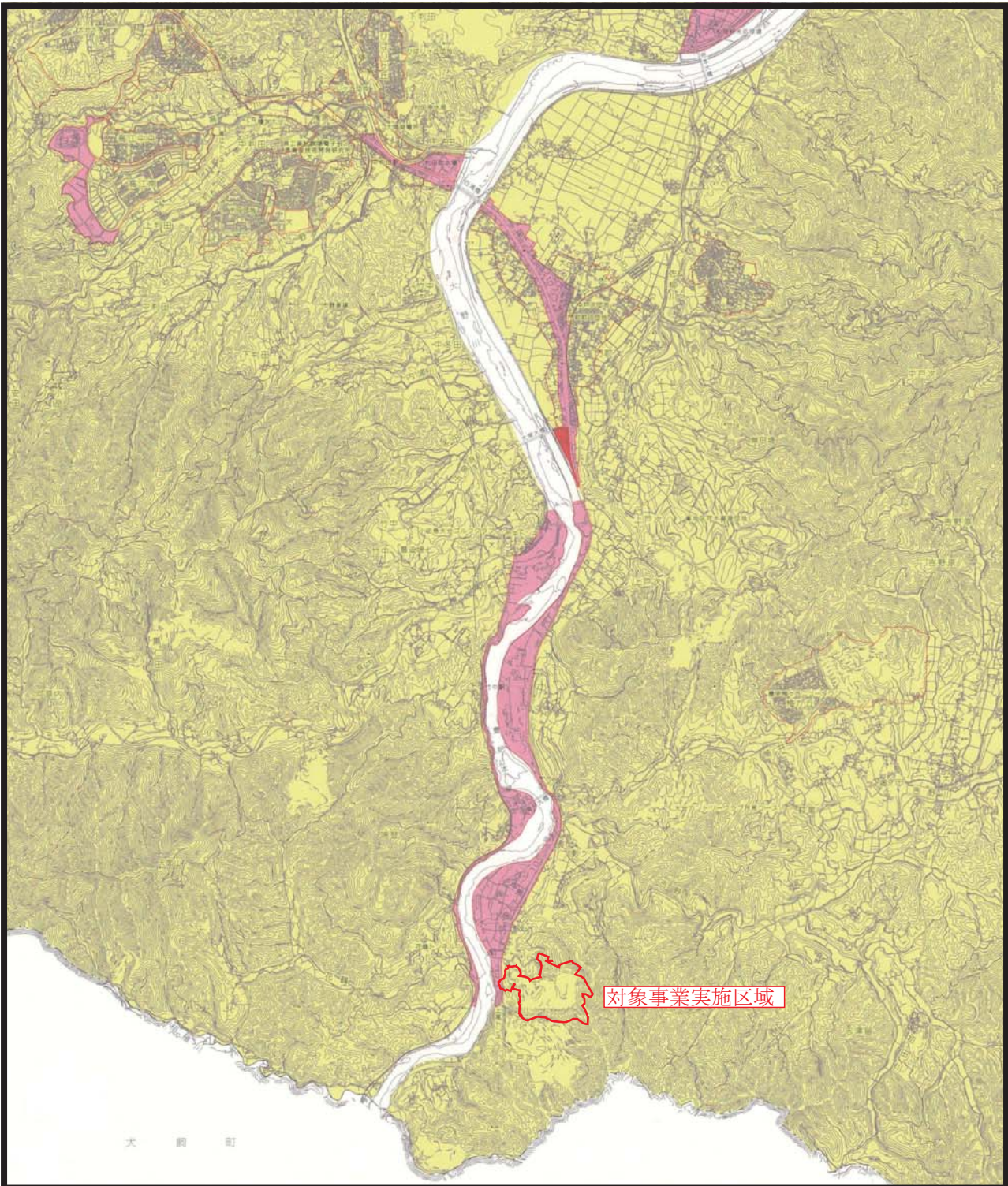
振動規制法			区分
特定工場等の規制に伴う区域区分	特定建設作業の規制に伴う区域区分	道路交通振動の要請限度に伴う区域区分	
第1種区域	第1種区域	第1種区域	
第2種区域		第2種区域	
	第2種区域		




図3.2.8-9(1/2) 振動に係る規制基準の指定地域図

出典：「令和2年度版 大分市環境白書」（令和2年 大分市）





凡例

 : 対象事業実施区域




振動規制法			区分
特定工場等の規制に伴う区域区分	特定建設作業の規制に伴う区域区分	道路交通振動の要請限度に伴う区域区分	
第1種区域	第1種区域	第1種区域	
第2種区域		第2種区域	
	第2種区域		



図3.2.8-9(2/2) 振動に係る規制基準の指定地域図

出典：「令和2年度版 大分市環境白書」（令和2年 大分市）



#### (4) 悪臭

##### ① 悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号）による規制

悪臭防止法では、事業活動に伴って発生する悪臭原因物による悪臭についての規制は、アンモニア、メチルメルカプタン等の特定悪臭物質の種類ごとに濃度による許容限度として定める規制又は多種多様な複合臭等に対応可能な人の嗅覚を用いた臭気指数による許容限度として定める規制を行うこととされており、大分市では特定悪臭物質濃度による規制が行われている。

敷地境界における特定悪臭物質濃度による規制基準は 22 物質が定められている。また、気体排出口においては、流量による規制基準（13 物質）が定められている。その他に、排出水中の濃度に係る規制基準（4 物質）がある。悪臭防止法に基づく規制基準を表 3.2.8-25 に、規制地域を図 3.2.8-10 に示す。

大分市では都市計画法に定められた市街化区域が規制地域とされており、対象事業実施区域は市街化調整区域に位置するため、規制地域外である。

表 3.2.8-25 悪臭防止法に基づく規制基準

[敷地境界線]（1号規制）

特定悪臭物質の種類	規制基準 (ppm)
アンモニア	1
メチルメルカプタン	0.002
硫化水素	0.02
硫化メチル	0.01
二硫化メチル	0.009
トリメチルアミン	0.005
アセトアルデヒド	0.05
プロピオンアルデヒド	0.05
ノルマルブチルアルデヒド	0.009
イソブチルアルデヒド	0.02
ノルマルバレルアルデヒド	0.009
イソバレルアルデヒド	0.003
イソブタノール	0.9
酢酸エチル	3
メチルイソブチルケトン	1
トルエン	10
スチレン	0.4
キシレン	1
プロピオン酸	0.03
ノルマル酪酸	0.001
ノルマル吉草酸	0.0009
イソ吉草酸	0.001

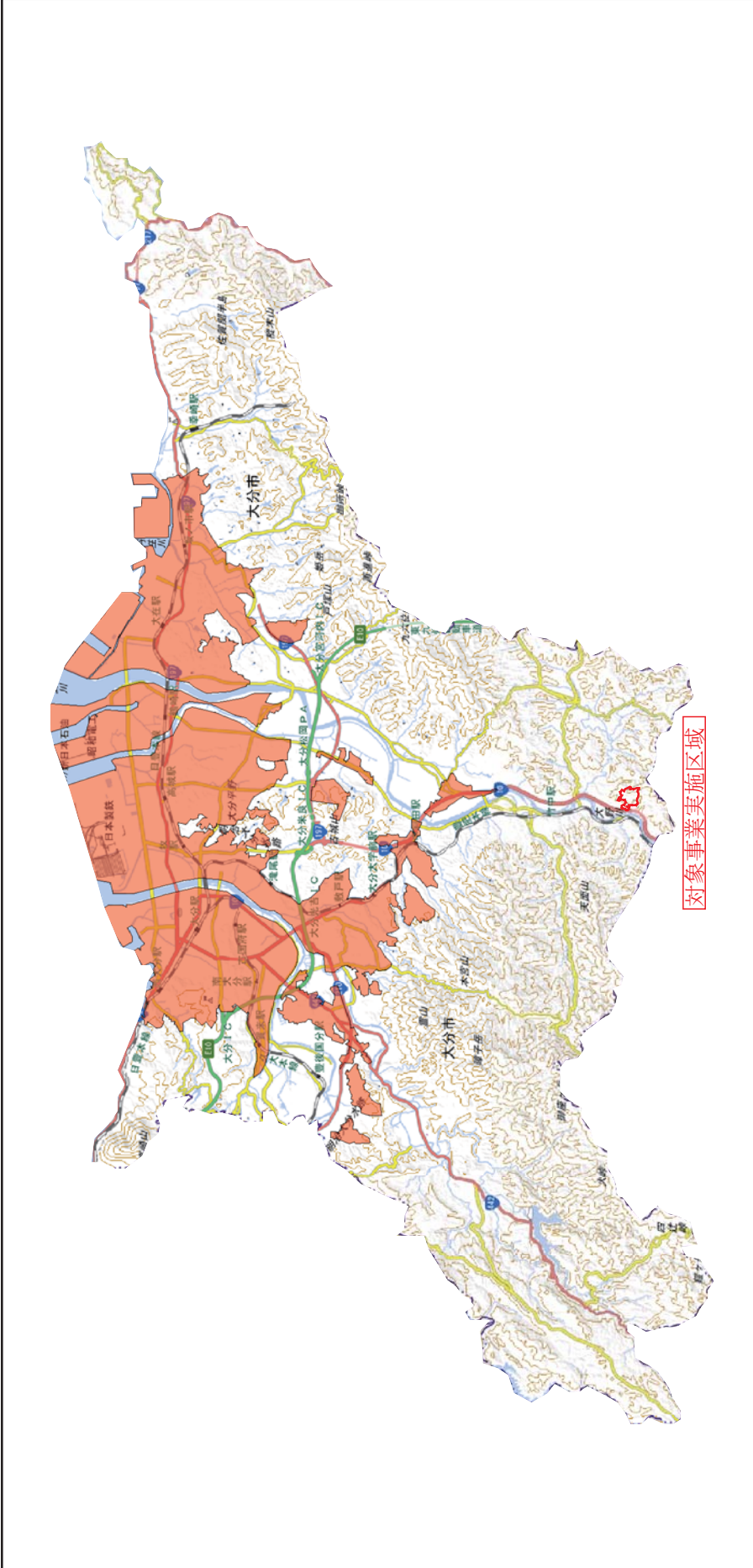
[排出口] (2号規制)

特定悪臭物質の種類ごとに、敷地境界線の地表における許容限度を基礎として、次の式により算出して得た流量を許容限度とする。  $q=0.108 \times He^2 \cdot Cm$ ここで、 $q$ : 流量 (m <sup>3</sup> N/時) $He$ : 補正された排出口の高さ (m) $Cm$ : 特定悪臭物質の規制基準 (ppm)	
規制対象となる特定悪臭物質	アンモニア、硫化水素、トリメチルアミン、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルパレルアルデヒド、イソパレルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、キシレン



[排水] (3号規制)

特定悪臭物質の種類ごとに、次の式により算出して得た排水中の濃度を許容限度とする。  $C_{Lm}=k \times Cm$ ここで、 $C_{Lm}$ : 排水中の濃度 (mg/L) $k$ : 係数で、下の表を参照 (mg/L) $Cm$ : 悪臭防止法第4条第1項第1号の規制基準として定められた値 (ppm)		
規制対象となる特定悪臭物質	事業場から敷地外に排出される排水の量	kの値
メチルメルカプタン	0.001m <sup>3</sup> /秒以下の場合	16
	0.001m <sup>3</sup> /秒を超え、0.1m <sup>3</sup> /秒以下の場合	3.4
	0.1m <sup>3</sup> /秒を超える場合	0.71
硫化水素	0.001m <sup>3</sup> /秒以下の場合	5.6
	0.001m <sup>3</sup> /秒を超え、0.1m <sup>3</sup> /秒以下の場合	1.2
	0.1m <sup>3</sup> /秒を超える場合	0.26
硫化メチル	0.001m <sup>3</sup> /秒以下の場合	32
	0.001m <sup>3</sup> /秒を超え、0.1m <sup>3</sup> /秒以下の場合	6.9
	0.1m <sup>3</sup> /秒を超える場合	1.4
二硫化メチル	0.001m <sup>3</sup> /秒以下の場合	63
	0.001m <sup>3</sup> /秒を超え、0.1m <sup>3</sup> /秒以下の場合	14
	0.1m <sup>3</sup> /秒を超える場合	2.9

出典：悪臭防止法施行規則（昭和47年総理府令39号）



対象事業実施区域

	<p>凡例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li> : 対象事業実施区域</li> <li> : 規制地域</li> </ul> <p>出典：「大分県環境地理情報システム」(大分県)</p>
<p>図3. 2. 8-10 悪臭に係る規制地域図</p>	

## (5) 水質汚濁

対象事業実施区域は、水質汚濁防止法の指定水域（瀬戸内海）の水質の汚濁に係りのある地域及び瀬戸内海環境保全特別措置法の関係府県の区域に位置し、以下に記載する水質汚濁に関する法令等の規制基準等が適用される。

### ① 環境基本法（平成5年法律第91号）に基づく環境基準

環境基本法に基づく環境基準は、公共用水域を対象として人の健康の保護に関する環境基準及び生活環境の保全に関する環境基準が定められている。

対象事業実施区域付近を流れる大野川水系の河川はA類型・生物B類型に指定されている。

公共用水域の水質汚濁に係る環境基準を表3.2.8-26、表3.2.8-27に示す。

また、地下水の水質汚濁に係る環境上の条件につき人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準も定められており、地下水の水質汚濁に係る環境基準を表3.2.8-28に示す。



表 3.2.8-26 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.02 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
チウラム	0.006 mg/L 以下
シマジン	0.003 mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ベンゼン	0.01 mg/L 以下
セレン	0.01 mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
ふっ素	0.8 mg/L 以下
ほう素	1 mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下

- 注：1) 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。  
 2) 「検出されないこと。」とは、告示別表に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。  
 3) 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。  
 4) 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本工業規格K0102（以下、「規格」という。）43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと、規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

出典：水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年環境庁告示第59号）

表 3. 2. 8-27(1/2) 生活環境の保全に関する環境基準【河川（湖沼を除く）】  
(利用目的の適応性に対する基準)

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/ 100mL以下
A	水道2級 水産1級 水浴及びB以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/ 100mL以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	1,000CFU/ 100mL以下
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲げる もの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊 が認められないこと。	2mg/L 以上	—

- 注：1) 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の $0.9 \times n$ 番目（ $n$ は日間平均値のデータ数）データ値（ $0.9 \times n$ が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。））とする。
- 2) 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする。
- 3) 水道1級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数 100CFU/100ml 以下とする。
- 4) 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない。
- 5) 大腸菌数に用いる単位はCFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））/100ml とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。
- 6) 各利用目的は以下を示す。  
 自然環境保全：自然探勝等の環境保全  
 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
 水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの  
 水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの  
 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用  
 水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用  
 水産3級：コイ、フナ等、 $\beta$ -中腐水性水域の水産生物用  
 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの  
 工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの  
 工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの  
 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

出典：水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年環境庁告示第59号）

表 3. 2. 8-27(2/2) 生活環境の保全に関する環境基準【河川（湖沼を除く）】  
（水生生物の生息状況の適応性に対する基準）

項目 類型	水生生物の 生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニル フェノール	直鎖アルキル ベンゼンスルホン 酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温減を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

注：基準値は、年間平均値とする。

出典：水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年環境庁告示第59号）

表 3. 2. 8-28 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L 以下	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
鉛	0.01mg/L 以下	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	チウラム	0.006 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。	シマジン	0.003 mg/L 以下
PCB	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	ベンゼン	0.01mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	セレン	0.01mg/L 以下
クロロエチレン <sup>注</sup>	0.002 mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	ふっ素	0.8mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	ほう素	1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
備考： 1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2. 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が該当方法の定量限界を下回ることをいう。 3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本工業規格（以下、「規格」という。）K0120の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度はに換算係数0.2259を乗じたものと規格K0102の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。 4. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1.5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。 注：別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー			

出典：地下水の水質汚濁に係る環境基準について（平成9年環境庁告示第10号）

② ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）に基づく環境基準

ダイオキシン類による水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む）に係る環境基準を表 3. 2. 8-29 に示す。水質（水底の底質の汚染を除く）は年間平均値 1pg-TEQ/L 以下、水底の底質は 150pg-TEQ/g 以下と定められている。

表 3. 2. 8-29 ダイオキシン類による水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む）に係る環境基準

項目		基準値
ダイオキシン類	水質（水底の底質を除く。）	1pg-TEQ/L 以下
	水底の底質	150pg-TEQ/g 以下

注：1) 基準値は、2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾーパラージオキシンの毒性に換算した値とする。

2) 水質の汚濁（水底の底質を除く。）に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。

3) 水底の底質の汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用する。

4) 水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。

出典：ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び  
土壌の汚染に係る環境基準（平成11年環境庁告示第68号）



### ③ 水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）等に基づく排水基準等

水質汚濁防止法では、人の健康に係る被害を生じるおそれのある物質や生活環境に係る被害を生じるおそれのある物質を含んだ汚水や廃液を排出する施設を特定施設として定め、これらを設置して、公共用水域に排水を排出する工場又は事業場（以下、「特定事業場」という。）を規制の対象とし、その排水について排水基準を定めている。

排水基準は、国で定める一律基準と水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の規定に基づき、一律基準に代えて適用する上乗せ基準及び地方公共団体の条例で水質汚濁防止法の規制対象物質となっていない物質について規制する横出し基準がある。

一律基準は、排水基準を定める省令（昭和 46 年総理府令第 35 号）により定められ、原則として有害物質は全ての特定事業場に、生活環境項目は 1 日当たりの平均的な排水量が 50 m<sup>3</sup>以上の特定事業場に適用される。

大分県域における上乗せ基準としては、水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の規定に基づく排水基準を定める条例（昭和 47 年大分県条例第 46 号）があり、業種別、排水規模別等により厳しい排水基準が化学的酸素要求量（COD）、浮遊物質（SS）及び油分（鉱油類、動植物油類）について設けられている。また、大分県域における横出し基準は、定められていない。

水質汚濁防止法等に基づく排水基準のうち、有害物質に係る一律排水基準を表 3.2.8-30 に、生活環境に係る一律排水基準及び上乗せ排水基準を表 3.2.8-31 に示す。

表 3.2.8-30 水質汚濁防止法等に基づく排水基準（有害物質に係る排水基準）

項目	許容限度
カドミウム及びその化合物	カドミウム 0.03 mg/L
シアン化合物	シアン 1 mg/L
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る）	1 mg/L
鉛及びその化合物	鉛 0.1 mg/L
六価クロム化合物	六価クロム 0.5 mg/L
砒素及びその化合物	砒素 0.1 mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	水銀 0.005 mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/L
トリクロロエチレン	0.1 mg/L
テトラクロロエチレン	0.1 mg/L
ジクロロメタン	0.2 mg/L
四塩化炭素	0.02 mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L
チウラム	0.06 mg/L
シマジン	0.03 mg/L
チオベンカルブ	0.2 mg/L
ベンゼン	0.1 mg/L
セレン及びその化合物	セレン 0.1 mg/L
ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域：ほう素 10 mg/L
	海域：ほう素 230 mg/L
ふっ素及びその化合物	海域以外の公共用水域：ふっ素 8 mg/L
	海域：ふっ素 15 mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量：100 mg/L
1,4-ジオキサン	0.5 mg/L

出典：排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号）

表 3.2.8-31 水質汚濁防止法等に基づく排水基準（生活環境に係る排水基準）及び上乗せ排水基準

項目	排水基準 許容限度	上乗せ基準（新設） 許容限度
		業種名：その他 排水量区分 ：100m <sup>3</sup> 以上1000m <sup>3</sup> 未満
水素イオン濃度（水素指数）（pH）	5.8～8.6（海域以外）	-
生物化学的酸素要求量（BOD）	160 mg/L （日間平均 120 mg/L）	-
化学的酸素要求量（COD）	160 mg/L （日間平均 120 mg/L）	35 mg/L （日間平均 25 mg/L）
浮遊物質（SS）	200 mg/L （日間平均 150 mg/L）	35 mg/L （日間平均 25 mg/L）
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 （鉱油類含有量）	5 mg/L	2 mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 （動植物油類含有量）	30 mg/L	7 mg/L
フェノール類含有量	5 mg/L	-
銅含有量	3 mg/L	-
亜鉛含有量	2 mg/L	-
溶解性鉄含有量	10 mg/L	-
溶解性マンガン含有量	10 mg/L	-
クロム含有量	2 mg/L	-
大腸菌群数	日間平均 3,000 個/cm <sup>3</sup>	-
窒素含有量	120 mg/L （日間平均 60 mg/L）	-
燐含有量	16 mg/L （日間平均 8 mg/L）	-
備考		
1. 『日間平均』による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。		
2. 排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が50m <sup>3</sup> 以上である特定事業場に係る排水水について適用する。		
3. 生物化学的酸素要求量（BOD）に係る排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限って適用し、化学的酸素要求量（COD）に係る排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水水に限って適用する。		
4. 窒素含有量に係る排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が1Lにつき9,000mgを越えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。		
5. 燐含有量に係る排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。		

出典：排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号）

水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める省令（昭和47年大分県条例第46号）

水質汚濁防止法により、人口及び産業の集中等のため、排水規制のみでは公共用水域における水質環境基準の達成が困難な項目に対して、指定地域にある1日当たりの平均的な排水量50 m<sup>3</sup>以上の特定事業場からその水域に流入する汚濁負荷量を規制した総量規制基準が定められている。総量規制の指定項目は化学的酸素要求量、窒素含有量、りん含有量であり、大分市は総量規制の指定地域に指定されている。

公共用水域に排出する1日当たりの平均的な排水量が50 m<sup>3</sup>以上となる場合の、化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量の総量規制基準を表3.2.8-32に示す。

表 3.2.8-32 総量規制基準（水質汚濁防止法）

項目	許容汚濁負荷量							
化学的酸素要求量	$L_c = (C_{c_j} \cdot Q_{c_j} + C_{c_i} \cdot Q_{c_i} + C_{c_o} \cdot Q_{c_o}) \times 10^{-3}$ $L_c$ : 排出が許容される汚濁負荷量 (kg/日) $C_{c_j}, C_{c_i}, C_{c_o}$ : 業種その他の区分ごとに定める一定の化学的酸素要求量 (mg/L) (=備考欄参照) $Q_{c_j}$ : 平成24年5月25日以降に許可の申請等がされた特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量 (同日以後に設置された指定地域内事業場に係る場合にあつては、特定排出水の量) (m <sup>3</sup> /日) $Q_{c_i}$ : 昭和55年7月1日から平成3年6月30日までの間に許可の申請等がされた指定地域内事業場に係る場合にあつては、特定排出水の量 (同期間に設置される指定地域内事業場に係る場合にあつては、特定排出水の量) ( $Q_{c_j}$ は除く) (m <sup>3</sup> /日) $Q_{c_o}$ : 特定排出水の量 ( $Q_{c_j}$ と $Q_{c_i}$ は除く) (m <sup>3</sup> /日)							
	備考： 1 この表に掲げる許容汚濁負荷量は、1日当たりの平均的な排出水の量が50m <sup>3</sup> 以上である工場又は事業場に係る排出水について適用する 2 1の指定地域内事業場が2以上の業種等に属する場合、当該指定地域内事業場に係る総量規制基準は、当該業種その他の区分ごとに算定した値を合計した汚濁負荷量として定める 3 $C_{c_j}, C_{c_i}, C_{c_o}$ の値は、下表に示すとおりである <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>業種その他の区分</th> <th><math>C_{c_o}</math></th> <th><math>C_{c_i}</math></th> <th><math>C_{c_j}</math></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ごみ処理業</td> <td>30</td> <td>30</td> <td>30</td> </tr> </tbody> </table>	業種その他の区分	$C_{c_o}$	$C_{c_i}$	$C_{c_j}$	ごみ処理業	30	30
業種その他の区分	$C_{c_o}$	$C_{c_i}$	$C_{c_j}$					
ごみ処理業	30	30	30					
窒素含有量	$L_n = (C_{n_i} \cdot Q_{n_i} + C_{n_o} \cdot Q_{n_o}) \times 10^{-3}$ $L_n$ : 排出が許容される汚濁負荷量 (kg/日) $C_{n_i}, C_{n_o}$ : 業種その他の区分ごとに定める一定の窒素含有量 (mg/L) $Q_{n_i}$ : 平成24年5月25日以降に許可の申請等がされた特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量 (同日以後に設置された指定地域内事業場に係る場合にあつては、特定排出水の量) (m <sup>3</sup> /日) $Q_{n_o}$ : 特定排出水の量 ( $Q_{n_i}$ は除く) (m <sup>3</sup> /日)							
	備考： 1 この表に掲げる許容汚濁負荷量は、1日当たりの平均的な排出水の量が50m <sup>3</sup> 以上である工場又は事業場に係る排出水について適用する 2 1の指定地域内事業場が2以上の業種等に属する場合、当該指定地域内事業場に係る総量規制基準は、当該業種その他の区分ごとに算定した値を合計した汚濁負荷量として定める 3 $C_{n_i}, C_{n_o}$ の値は、下表に示すとおりである <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>業種その他の区分</th> <th><math>C_{n_o}</math></th> <th><math>C_{n_i}</math></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ごみ処理業</td> <td>25</td> <td>20</td> </tr> </tbody> </table>	業種その他の区分	$C_{n_o}$	$C_{n_i}$	ごみ処理業	25	20	
業種その他の区分	$C_{n_o}$	$C_{n_i}$						
ごみ処理業	25	20						
りん含有量	$L_p = (C_{p_i} \cdot Q_{p_i} + C_{p_o} \cdot Q_{p_o}) \times 10^{-3}$ $L_p$ : 排出が許容される汚濁負荷量 (kg/日) $C_{p_i}, C_{p_o}$ : 業種その他の区分ごとに定める一定のりん含有量 (mg/L) $Q_{p_i}$ : 平成24年5月25日以降に許可の申請等がされた特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量 (同日以後に設置された指定地域内事業場に係る場合にあつては、特定排出水の量) (m <sup>3</sup> /日) $Q_{p_o}$ : 特定排出水の量 ( $Q_{p_i}$ は除く) (m <sup>3</sup> /日)							
	備考： 1 この表に掲げる許容汚濁負荷量は、1日当たりの平均的な排出水の量が50m <sup>3</sup> 以上である工場又は事業場に係る排出水について適用する 2 1の指定地域内事業場が2以上の業種等に属する場合、当該指定地域内事業場に係る総量規制基準は、当該業種その他の区分ごとに算定した値を合計した汚濁負荷量として定める 3 $C_{p_i}, C_{p_o}$ の値は、下表に示すとおりである <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>業種その他の区分</th> <th><math>C_{p_o}</math></th> <th><math>C_{p_i}</math></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ごみ処理業</td> <td>4</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table>	業種その他の区分	$C_{p_o}$	$C_{p_i}$	ごみ処理業	4	3	
業種その他の区分	$C_{p_o}$	$C_{p_i}$						
ごみ処理業	4	3						

出典：水質汚濁防止法施行規則（昭和46年総理府・通産省令第2号）

化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量規制基準（平成24年大分県告示第141号）



さらに、水質汚濁防止法においては、特定事業場から地下に浸透する水に関して、有害物質を含むものとして環境省令で定める要件に該当するものは、地下へ浸透させてはならないとしている。

水質汚濁防止法に基づく地下浸透基準を表 3.2.8-33 に示す。

表 3.2.8-33 水質汚濁防止法に基づく地下浸透基準

項目	浸透基準
カドミウム及びその化合物	カドミウム 0.001 mg/L
シアン化合物	シアン 0.1 mg/L
有機リン化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN に限る）	0.1 mg/L
鉛及びその化合物	鉛 0.005 mg/L
六価クロム化合物	六価クロム 0.04 mg/L
砒素及びその化合物	砒素 0.005 mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	水銀 0.0005 mg/L
アルキル水銀化合物	アルキル水銀 0.0005 mg/L
ポリ塩化ビフェニル	0.0005 mg/L
トリクロロエチレン	0.002 mg/L
テトラクロロエチレン	0.0005 mg/L
ジクロロメタン	0.002 mg/L
四塩化炭素	0.0002 mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.0004 mg/L
1,1-ジクロロエチレン	0.002 mg/L
1,2-ジクロロエチレン	シス体 0.004 mg/L トランス体 0.004 mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	0.0005 mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.0006 mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.0002 mg/L
チウラム	0.0006 mg/L
シマジン	0.0003 mg/L
チオベンカルブ	0.002 mg/L
ベンゼン	0.001 mg/L
セレン及びその化合物	セレン 0.002 mg/L
ほう素及びその化合物	ほう素 0.2 mg/L
ふっ素及びその化合物	ふっ素 0.2 mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素 0.7 mg/L 亜硝酸性窒素 0.2 mg/L 硝酸性窒素 0.2 mg/L
塩化ビニルモノマー	0.0002 mg/L
1,4-ジオキサン	0.005 mg/L

出典：水質汚濁防止法施行規則第六条のニの規定に基づく環境大臣が定める検定方法（平成元年環境庁告示第 39 号）

④ ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）に基づく水質排出基準

ダイオキシン類対策特別措置法では、水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から公共用水域に排出される水について、ダイオキシン類の水質排出基準が定められている。ダイオキシン類の水質排出基準を表 3.2.8-34 に示す。

表 3.2.8-34 ダイオキシン類の水質排出基準

項目	許容限度
ダイオキシン類	10pg-TEQ/L

出典：ダイオキシン類対策特別措置法施行規則（平成11年総理府令第67号）

⑤ 下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）等に基づく下水排除基準

下水道法では、水質汚濁防止法に規定する特定施設及びダイオキシン類対策特別措置法に規定する水質基準対象施設を特定施設として定めており、特定施設を設置する工場又は事業場から下水を排除して公共下水道を使用する場合、政令で定める基準に従い、条例で定められた排除基準に適合させて下水道へ放流しなければならない。

対象事業実施区域は、下水道の供用区域ではなく、計画施設から排出されるプラント系排水はクローズド（無放流）のため、下水排除基準は適用されない。

大分市公共下水道条例に基づく排除基準を表 3.2.8-35 に示す。

表 3.2.8-35 大分市公共下水道条例に基づく排除基準

法令	項目	下水道排除基準値
大分市公共下水道条例	温度	45 ℃未満
	アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量	380 mg/L未満
	水素イオン濃度	水素指数5以上9未満
	生物化学的酸素要求量	600 mg/L未満
	浮遊物質量	600 mg/L未満
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）	5 mg/L以下
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）	30 mg/L以下
	窒素含有量	240 mg/L未満
	リン含有量	32 mg/L未満
	沃素消費量	220 mg/L未満
下水道法	カドミウム及びその化合物	0.03 mg/L以下
	シアン化合物	1 mg/L以下
	有機リン化合物	1 mg/L以下
	鉛及びその化合物	0.1 mg/L以下
	六価クロム化合物	0.5 mg/L以下
	砒素及びその化合物	0.1 mg/L以下
	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/L以下
	アルキル水銀化合物	検出されないこと
	ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L以下
	トリクロロエチレン	0.1 mg/L以下
	テトラクロロエチレン	0.1 mg/L以下
	ジクロロメタン	0.2 mg/L以下
	四塩化炭素	0.02 mg/L以下
	1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L以下
	1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L以下
	1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L以下
	1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L以下
	1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L以下
	チウラム	0.06 mg/L以下
	シマジン	0.03 mg/L以下
	チオベンカルブ	0.2 mg/L以下
	ベンゼン	0.1 mg/L以下
	セレン及びその化合物	0.1 mg/L以下
	ほう素及びその化合物	10 mg/L以下
	ふっ素及びその化合物	8 mg/L以下
	1,4-ジオキサン	0.5 mg/L以下
	フェノール類	5 mg/L以下
	銅及びその化合物	3 mg/L以下
	亜鉛及びその化合物	2 mg/L以下
	鉄及びその化合物（溶解性）	10 mg/L以下
	マンガン及びその化合物（溶解性）	10 mg/L以下
クロム及びその化合物	2 mg/L以下	
ダイオキシン類	10pg-TEQ/L以下	

注：特定事業場について「50m<sup>3</sup>/日以上」および「50m<sup>3</sup>/日未満」の施設の基準は同一である。また除害施設設置基準においても同一である。

出典：下水道法施行令 昭和34年4月22日  
大分市公共下水道条例 昭和43年条例第37号

(5) 土壌汚染

① 環境基本法（平成5年法律第91号）に基づく環境基準

土壌の汚染に係る環境基準は、環境としての土壌が果たしている機能（土壌環境機能）が多様であることを踏まえ、人の健康の保護と生活環境の保全の両者の観点を包括したものととして設定されたものである。なお、環境基準の設定については、土壌環境機能のうち、水質を浄化し及び地下水をかん養する機能を保全する観点から、公共用水域の水質汚濁に係る環境基準のうち人の健康の保護に関する環境基準項目について、地下水等への溶出量の基準として定められたものと、土壌環境機能のうち、食料を生産する機能を保全する観点から、農用地において、農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）上の特定有害物質（カドミウム、砒素、銅）について米又は土壌含有量の基準として定められたものがある。

土壌の汚染に係る環境基準を表3.2.8-36に示す。

表3.2.8-36 土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液1Lにつき0.003mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき0.4mg以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機磷（りん）	検液中に検出されないこと。
鉛	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
六価クロム	検液1Lにつき0.05mg以下であること。
砒素	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。
総水銀	検液1Lにつき0.0005mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）においては、土壌1kgにつき125mg未満であること。
ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.1mg以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
チウラム	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
シマジン	検液1Lにつき0.003mg以下であること。
チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
セレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
ふっ素	検液1Lにつき0.8mg以下であること。
ほう素	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,4-ジオキサン	検液1Lにつき0.05mg以下であること。

出典：土壌汚染に係る環境基準について（平成3年環境庁告示第46号）

② ダイオキシソ類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）に基づく環境基準

ダイオキシソ類対策特別措置法では、ダイオキシソ類による土壌の汚染に係る環境基準を定めている。ダイオキシソ類による土壌の汚染に係る環境基準を表 3.2.8-37 に示す。環境基準は、1,000pg-TEQ/g 以下と定められている。

表 3.2.8-37 ダイオキシソ類による土壌の汚染に係る環境基準

項目	基準値
ダイオキシソ類	1,000pg-TEQ/g以下

出典：ダイオキシソ類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準（平成 11 年環境庁告示第 68 号）

③ 土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）に基づく区域指定に係る基準

土壌汚染対策法では、地下水の摂取などによるリスクの観点から 26 物質（特定有害物質）について土壌溶出量基準が、直接摂取によるリスクの観点からこれら 26 物質のうち 9 物質について土壌含有量基準が設定されており、土壌汚染状況調査の結果、当該基準に適合していない場合、その土地を健康被害のおそれの有無に応じて、要措置区域又は形質変更時要届出区域に指定することとなる。

土壌汚染に係る区域指定の基準は表 3.2.8-38 に示すとおりである。なお、調査地域及び対象事業実施区域は要措置区域及び形質変更時要届出区域に指定されていない。



表 3.2.8-38 土壤汚染に係る区域指定の基準

分類	項目	含有量基準 (指定基準) (mg/kg)	溶出量基準 (指定基準) (mg/L)	第二溶出量基準 (mg/L)
特定有害物質 (揮発性有機化合物) (第1種特定有害物質)	クロロエチレン	—	0.002以下	0.02以下
	四塩化炭素	—	0.002以下	0.02以下
	1,2-ジクロロエタン	—	0.004以下	0.04以下
	1,1-ジクロロエチレン	—	0.1以下	1以下
	1,2-ジクロロエチレン	—	0.04以下	0.4以下
	1,3-ジクロロプロペン	—	0.002以下	0.02以下
	ジクロロメタン	—	0.02以下	0.2以下
	テトラクロロエチレン	—	0.01以下	0.1以下
	1,1,1-トリクロロエタン	—	1以下	3以下
	1,1,2-トリクロロエタン	—	0.006以下	0.06以下
	トリクロロエチレン	—	0.01以下	0.1以下
	ベンゼン	—	0.01以下	0.1以下
	特定有害物質 (重金属等) (第2種特定有害物質)	カドミウム及びその化合物	カドミウム 45以下	カドミウム 0.003以下
六価クロム化合物		六価クロム 250以下	六価クロム 0.05以下	六価クロム 1.5以下
シアン化合物		遊離シアン50以下	シアンが検出され ないこと	シアン1以下
水銀及びその化合物		水銀15以下	水銀0.0005以下	水銀0.005以下
うちアルキル水銀			検出されないこと	検出されないこと
セレン及びその化合物		セレン150以下	セレン0.01以下	セレン0.3以下
鉛及びその化合物		鉛150以下	鉛0.01以下	鉛0.3以下
砒素及びその化合物		砒素150以下	砒素0.01以下	砒素0.3以下
ふっ素及びその化合物		ふっ素4000以下	ふっ素0.8以下	ふっ素24以下
ほう素及びその化合物	ほう素4000以下	ほう素1以下	ほう素30以下	
特定有害物質 (農薬等) (第3種特定有害物質)	シマジン	—	0.003以下	0.03以下
	チウラム	—	0.006以下	0.06以下
	チオベンカルブ	—	0.02以下	0.2以下
	ポリ塩化ビフェニル	—	検出されないこと	0.003以下
	有機りん化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)	—	検出されないこと	1以下

注：mg/kg（土壤1キログラムにつきミリグラム）、mg/L（検液1Lにつきミリグラム）

出典：土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）

### 3) 自主管理値のまとめ

計画施設の整備にあたり、設定する自主管理値を表 3.2.8-39 にまとめる。

表 3.2.8-39 自主管理値のまとめ

項目		法令等基準値	自主管理値
1. 排ガス	ばいじん (g/m <sup>3</sup> N)	0.04以下	0.01以下
	塩化水素 (HCl) (ppm)	430以下	30以下
	硫黄酸化物 (SO <sub>x</sub> ) (ppm)	K 値規制 K 値2.34以下 <sup>※1</sup>	20以下
	窒素酸化物 (NO <sub>x</sub> ) (ppm)	250以下	50以下
	水銀 (μg/m <sup>3</sup> N)	30以下	25以下
	ダイオキシン類 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)	0.1以下	0.05以下
2. 排水	エネルギー回収施設（ごみ焼却施設）及びリサイクル施設から排出されるプラント系排水はクローズド（無放流）とする。 生活系排水は水質汚濁防止法に基づき、適正に処理することを基本とする。		
3. 騒音	昼間（8～19時）(dB)	60	法令等基準値 （第2種区域）と同じ
	朝・夕（6～8時）・（19～22時）(dB)	50	
	夜間（22～6時）(dB)	45	
4. 振動	昼間（8～19時）(dB)	60	法令等基準値 （第1種区域）と同じ
	夜間（19～8時）(dB)	55	
5. 悪臭	敷地境界線における特定悪臭物質の濃度及び臭気指数	対象事業実施区域は規制区域に指定されていない。	臭気強度2.0、その相当の悪臭物質濃度以下、臭気指数10以下とする。
	気体排出口における特定悪臭物質の流量、臭気指数		臭気強度2.0、臭気指数10以下とする。 悪臭防止法施行規則第3条で定める方法により算出した流量以下とする。
	排水における特定悪臭物質の濃度		臭気強度2.0、その相当の悪臭物質濃度以下とする。

※1 硫黄酸化物のK値は、排ガス濃度約390ppmに相当する。

#### 4) その他環境保全に係る事項

##### (1) 地域の環境基本計画等環境の保全に係る方針等

###### ① 大分県環境基本計画

「大分県環境基本計画」は「大分県環境基本条例」第9条の規定に基づいて、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、策定されたものであり平成28年3月に「第3次大分県環境基本計画」(平成28年3月)が策定され、計画策定から4年が経過した令和2年3月に「第3次大分県環境基本計画」(令和2年3月改訂版)(以下、「大分県環境基本計画」という。)が策定されている。

###### <計画の役割>

- ・「大分県環境基本条例」第9条に基づき、環境の保全に関する長期的な目標及び施策の基本的方向を定めたものである。
- ・大分県長期総合計画「安心・活力・発展プラン2015」の部門計画として、その目標の実現を環境の面から具体化するものである。
- ・「おおいたうつくし作戦」を着実に推進していくための基本プランとして位置づけ。

###### <計画の対象期間>

平成28年度から令和6年度(9年間)

###### <計画の目標>

目指すべき環境の将来像として『天然自然が輝く恵み豊かで美しく快適なおおいた』を目指して、環境保全活動から地域活性化を図る「おおいたうつくし作戦」のもと、県民総参加で知恵と力を結集し、安心して心豊かに暮らせる大分県づくりに取り組むこととし、次に掲げる5つの基本目標が設定されている。

- 1、豊かな自然との共生と快適な地域環境の創造
- 2、循環を基調とする地域社会の構築
- 3、地球温暖化対策の推進
- 4、環境を守り育てる産業の振興
- 5、すべての主体が参加する美しく快適な県づくり

<施策の展開>

大分県の目指す5つの基本目標を実現するための施策を表3.2.8-40に示すとおり展開することとしている。

表 3.2.8-40 (1/2) 施策の展開

基本目標	取り組み
1、豊かな自然との共生と快適な地域環境の創造	1 豊かな自然や生物多様性の保全
	(1) 自然公園等の保護・保全
	(2) 自然景観の保全と活用
	(3) 多様な生態系の保全
	(4) 森林の保全
	(5) 水辺の保全
	(6) 自然とのふれあいの推進と適正な利用
	2 快適な地域環境の保全と創造
	(1) ゆとりある生活空間の保全と創造
	(2) 美しい景観の形成
	(3) 身近な緑の保全と創造
	(4) 身近な水辺の創造
	(5) 農山漁村の持つ多面的機能の維持・再生
	(6) 文化遺産（文化財）の保存・活用・継承
	3 温泉資源の保護と適正利用の推進
(1) 温泉資源の保護	
(2) 多目的利用と温泉地づくり	
2、循環を基調とする地域社会の構築	1 大気環境の保全
	(1) 大気環境保全対策の推進
	(2) 地域の生活環境保全対策の推進
	2 水・土壌・地盤環境の保全
	(1) 水環境保全対策の推進
	(2) 豊かな水環境の創出
	(3) 土壌環境保全対策等の推進
	3 化学物質等への環境保全対策
	(1) 環境リスクの低減及びリスクコミュニケーションの推進
	(2) 環境監視と調査研究の充実
	(3) 放射線の監視体制の充実
	4 資源循環の推進と廃棄物対策
	(1) 循環型社会づくりと廃棄物適正処理の推進
	(2) 3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進
	(3) バイオマス等の循環資源の利活用

表 3.2.8-40 (2/2) 施策の展開

基本目標	取り組み
3、地球温暖化対策の推進	1 温室効果ガスの排出抑制対策等の推進
	(1) 温室効果ガスの排出抑制対策
	(2) 地域における地球温暖化防止活動の推進
	(3) 気候変動の影響を軽減するための取組（適応策）の推進
	2 エコエネルギーの導入促進
	(1) エコエネルギーの導入支援
	(2) エコエネルギーの普及啓発
	(3) 地域に配慮したエコエネルギー施設の設置
	3 森林吸収源対策の推進
	(1) 森林の適正な管理・保全
	(2) 地域材の利用拡大
	4 気候変動の影響への適応策の推進
	4、環境を守り育てる産業の振興
(1) 新エネルギーの事業化の支援	
(2) 循環型環境産業の育成	
2 自然と共生する産業の促進	
(1) 農林水産業の持続的な生産活動による環境の保全	
(2) グリーンツーリズム等観光産業の振興	
5、すべての主体が参加する美しく快適な県づくり	1 県民総参加による環境保全活動の推進
	(1) 地域活性化につながる環境保全活動の推進
	(2) 環境に対する意識の醸成と具体的な行動への促進
	(3) 県、市町村の率先行動の推進
	2 豊かな環境を守り育てる人づくり
	(1) あらゆる世代・場における環境教育の推進
(2) 環境教育・啓発を担う人材の育成と活用の促進	

出典：「第3次大分県環境基本計画」（令和2年3月 改訂版）



<計画の推進体制>

計画で掲げた目指すべき環境の将来像の達成を図るためには、県民、民間団体、事業者、行政等が協働し、大分県の美しく快適な自然環境を守り育て、さらに将来の世代に引き継いでいくことが重要であるとされている。そのためには、県民、民間団体、事業者等により構成する「おおいたうつくし作戦県民会議」を中心にして、県民総参加により、地域に根ざした環境の保全と創造に向けた取組を推進していくこととしている。

また、県庁内においては、「おおいたうつくし作戦実施本部」を中心にして、「おおいたうつくし作戦県民会議」からの意見・提言等を踏まえ、部局横断的に環境保全に関する施策を総合的かつ効果的に推進していくこととしている。計画推進の主体と役割は表 3.2.8-41 に示すとおりである。

表 3.2.8-41 計画推進の主体と役割

主体		役割
県民		県民は、自らの生活が環境へ及ぼす負荷の大きさを十分に認識し、県、市町村、民間団体、事業者等と連携、協力し、環境への負荷の少ない生活様式の実現に向けて、自主的に行動するとともに、環境保全活動等に積極的に取り組むことが求められる。
民間団体		民間団体には、様々な環境問題を解決するために地域における各主体の連携、協働の調整を図り、地域的な広がりのある環境保全活動を推進していくことが期待されている。
事業者		事業者は、自らの事業活動に伴って発生する環境への負荷を低減するために必要な措置を講じるなど、社会的責任を果たすことが期待されています。 そのほか、地域社会の一員として地域における環境保全活動へ積極的に参加することや、その従業員が社会貢献活動に参加しやすい職場の環境づくりに取り組むことも求められている。
行政	県	県は、計画の目標の達成に向けて、施策を総合的かつ計画的に推進します。 また、県も事務事業を行うにあたって環境に配慮した取組を率先して実行する。 各主体が適正な役割分担のもと、環境の保全に関する取組に自主的に参加できるよう、目標、施策の方向、役割等を示すとともに、取組を推進するために必要な基盤づくりを行う。また、環境保全活動に取り組む各主体の交流を促進し、それぞれが協働して環境保全活動に取り組む体制を整備する。
	市町村	市町村は、地域の特性を踏まえた環境保全施策を地域の住民や事業者と一体となって推進するとともに、その取組に対する支援や助言を行うことが期待されている。

出典：「第3次大分県環境基本計画」（令和2年3月 改訂版）

## ② 大分市環境基本計画

「大分市環境基本計画」は「大分市環境基本条例」（平成 20 年 3 月）第 8 条の規定に基づき、大分市における良好な環境の保全と創造に向けた環境行政を推進することを目的とし、平成 29 年 3 月に「大分市環境事業計画（第三次）」（以下、「大分市環境基本計画」という。）が策定されている。

### <計画の役割・位置づけ>

本計画は、市、市民、事業者をはじめ関係団体等、環境に関わるすべての関係者が、目標や計画を共有し、連携・協働して取り組んでいく環境に関する施策を総合的、計画的に推進するための基本となる計画である。

### <計画の対象期間>

2017（平成 29）年度から 2024（令和 6）年度の 8 年間

### <計画の基本理念>

計画の基本理念は、以下のとおりとしている。

- ・健全で恵み豊かな環境の保全と継承

健康で文化的な生活を営むことのできる健全で恵み豊かな環境を確保し、向上させ、将来の世代に継承されること。

- ・人と自然の共生

人は自然から多くの恵みを受けており、自然は人の生存にとって不可欠なものであることから、多様で豊かな自然を有する本市の特性を活かし、人と自然との共生が確保されること。

- ・持続可能な社会の構築

本市の環境と関わりを有する社会経済活動のあるべき姿として、すべての者の公平な役割分担により、環境への負荷を低減し、環境に配慮した持続可能な社会が構築されること。

- ・地球環境保全の積極的な推進

すべての者がそれぞれの事業活動や日常生活において、環境に配慮した行動を行うことにより、地球環境保全が積極的に推進されること。

### <計画のめざす環境像>

身近な地域から地球規模まで環境への思いを寄せ、自然とのふれあいを通じ、人と自然が共生し、永続的に安心して暮らせる社会の構築に取り組んでいくこととし、めざす環境像を「いつまで人と自然が共生し安心して暮らせるまち おおいた」と設定されている。

<計画の施策体系>

めざす環境像の達成のための施策体系は、表 3.2.8-42 に示すとおりである。

表 3.2.8-42 施策体系

環境像	基本目標	環境目標	施策	
いつまでも人と自然が共生し安心して暮らせるまち おおい	豊かな自然をはぐくみ 生きものと共生できるまち (自然環境)	河川や森林など豊かな自然を守ります	河川や海の保全 森林や農地の保全	
		生物多様性を確保し自然とのふれあいを進めます	多様な生きものの保全 自然とふれあう機会や場の整備	
		水辺や緑と親しみ 歴史・文化が薫るまち (快適環境)	水辺や緑と親しむ環境づくりを進めます	水辺と親しむ環境の整備 緑と親しむ環境の整備
			美しいまちなみを維持し歴史・文化を大切にします	都市景観・まちの美化の推進 歴史・文化の保全と継承
	水や空気がきれいで 健康に暮らせるまち (生活環境)	良好な水・土壌環境を維持します	水環境の常時監視の推進	
			生活排水対策の推進	
			工場等の排水対策の推進	
			土壌の汚染防止対策の推進	
		良好な大気環境を維持します	大気環境の常時監視の推進	
			騒音・振動の常時監視の推進	
	騒音・振動を防止します	工場等の騒音・振動防止対策の推進		
		生活騒音防止対策の推進		
	限りある資源が大切に 使われているまち (資源循環)	ごみの減量化を進めます	家庭ごみの排出抑制・減量化の推進	
			事業系ごみの排出抑制・減量化の推進	
		資源のリサイクルを進めます	家庭ごみのリサイクルの推進	
			事業系ごみのリサイクルの推進	
			水資源の有効利用の推進	
		ごみの適正な処理を進めます	廃棄物の適正処理	
	不法投棄の防止			
	低炭素な暮らしが実現した 地球環境にやさしいまち (地球環境)	地球環境への負荷を低減します	地球温暖化対策の推進	
オゾン層保護対策等の推進				
エネルギーの有効活用を進めます		再生可能エネルギー等の利用促進		
		新たなエネルギーの導入促進		
環境の保全に連携して 取り組むまち (環境教育・連携)	環境教育・環境学習を進めます	環境教育・環境学習の充実		
		地産地消の促進		
		環境情報の活用		
	市民・事業者・NPO 等との連携を進めます	人材の育成やネットワーク化の推進 環境保全活動の促進		

出典：「大分市環境基本計画（第三次）」（平成29年3月 発行）

③ 一般廃棄物処理基本計画

6市では、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)第6条第1項の規定により「一般廃棄物処理基本計画」を策定しており、ごみ処理の目標を定めると同時に、目標達成に向けた住民・事業者の具体的な取組、さらに行政の施策を表3.2.8-43に示すとおりである。

表 3.2.8-43 一般廃棄物処理基本計画の概要

区分		大分市	臼杵市	津久見市	竹田市	豊後大野市	由布市	
ごみ処理に関する課題	ごみ処理に関する事項	ごみの発生抑制が必要						
	再資源化に関する事項	分別の徹底が必要	分別区分の統一 分別の徹底が必要	分別の徹底が必要				
	中間処理に関する事項	老化による維持費増	収集運搬体制の見直し	老化による維持費増	現状の処理を継続	老化による維持費増		
	最終処分に関する事項	最終処分量の減量化	適正な維持管理の継続	最終処分量の減量化	適正な維持管理の継続	処分体制の検討	最終処分量の減量化	
基本方針	4Rの取り組みを推進する	市民・事業者・行政が連携した3R運動の推進	ごみの減量化やリサイクル推進(5R運動の推進)	ごみの排出抑制	住民・事業者・行政の協働の実現	ごみの排出抑制・再利用の推進		
		ごみの減量及び資源化の推進					現有施設の有効活用・適正管理	3R運動の推進
		適正な収集・運搬・処理・処分を実施	ごみ処理施設の整備	排出マナーの徹底	安定かつ効率的で環境負荷が少ないごみ処理の推進	環境に負荷の少ない適正処理の推進	住民・事業者・行政との連絡・協力	
目標値	現況年次	2018	2018	2018	2009	2017	2018	
	目標年次	2029	2029	2029	2029	2026	2034	
	行政区域内人口(人)	現況	477,858	37,136	17,509	25,524	44,116	34,665
		目標	475,431	31,415	14,735	18,598	39,329	31,864
	総排出量(t/年)	現況	163,380	12,093	5,995	6,844	13,178	12,419
		目標	150,601	9,543	3,991	5,556	12,256	9,769
	1人1日当たり排出量(g/人・日)	現況	937.0	892.2	938.1	734.6	818.3	981.5
		目標	868.0	832.2	742.1	818.5	853.8	840.0
	再利用量(t/年)	現況	33855.0	2787.0	4463.0	1374.0	1907.0	1272.0
		目標	37897.0	2256.0	1612.0	680.6	1687.0	1148.0
	総排出量に対する再資源化率(%)	現況	20.2	23.0	74.4	20.1	14.5	10.2
		目標	24.0	23.7	40.4	12.3	13.8	11.8

出典：「各市一般廃棄物処理基本計画」